

高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

日時：平成22年11月10日（水）10:00～12:00

場所：高知共済会館3階中会議室「藤」

（高知市本町5丁目3-20）

会議次第

1 議事

（1）地域福祉支援計画策定のための意見交換会の開催状況について（報告）

（2）地域福祉支援計画原案について

2 その他

【添付資料】

- 資料1 高知県地域福祉支援計画（原案）
- 資料2 地域包括ケアシステムのイメージ図
- 資料3 意見交換会における意見まとめ
- 資料4 スケジュール

高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会出席者名簿

(委員定数9名)

選出分野	氏名	備考
社会福祉事業関係者	上 岡 義 隆	
	楠 目 隆	
	松 岡 陽 子	
	明 神 紀代子	
	明 神 辰 子	
学識経験者	小坂田 稔	
	寺 尾 敦 子	
	中 村 ささみ	
	吉 岡 珍 正	

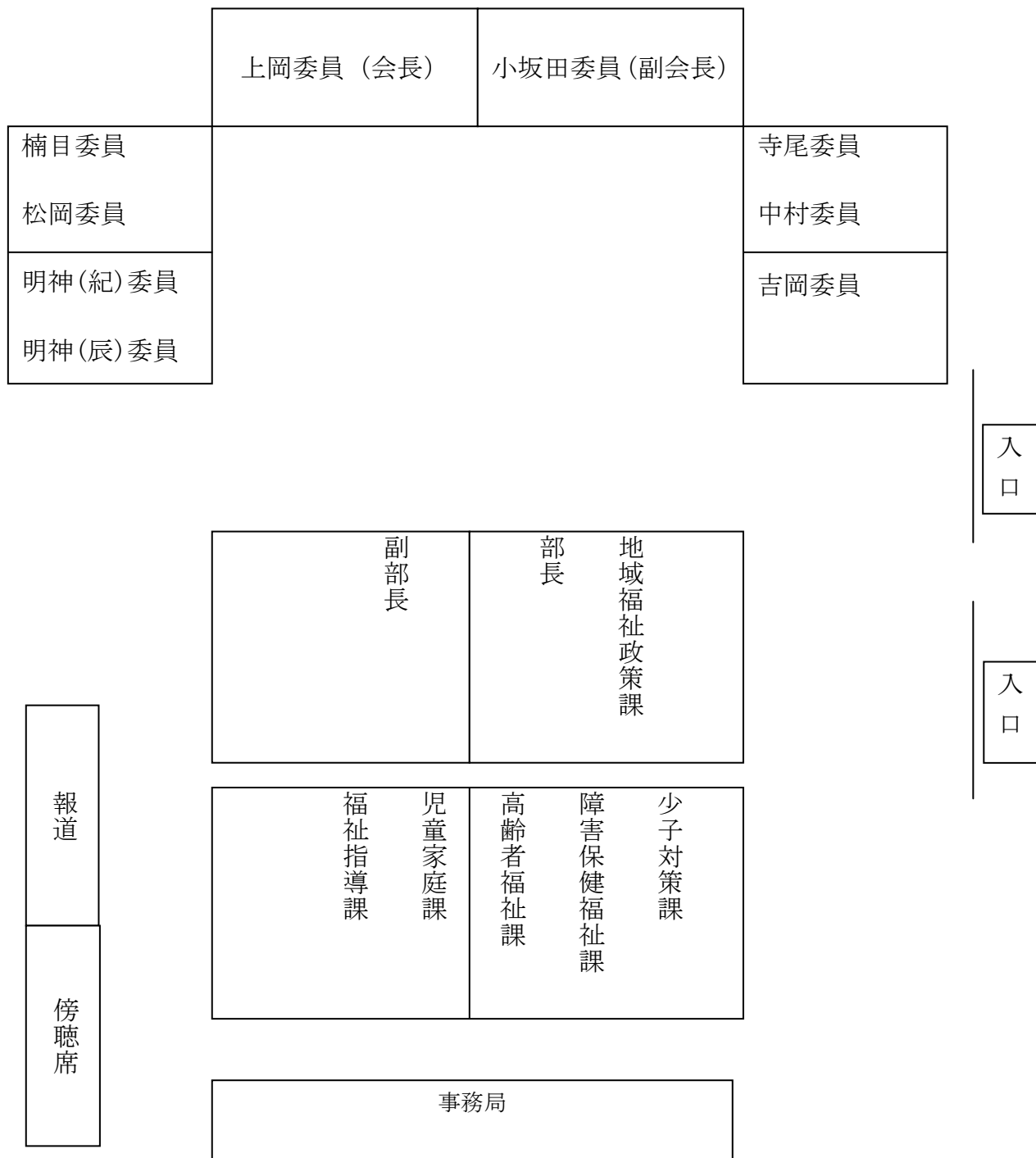
(50音順 敬称略)

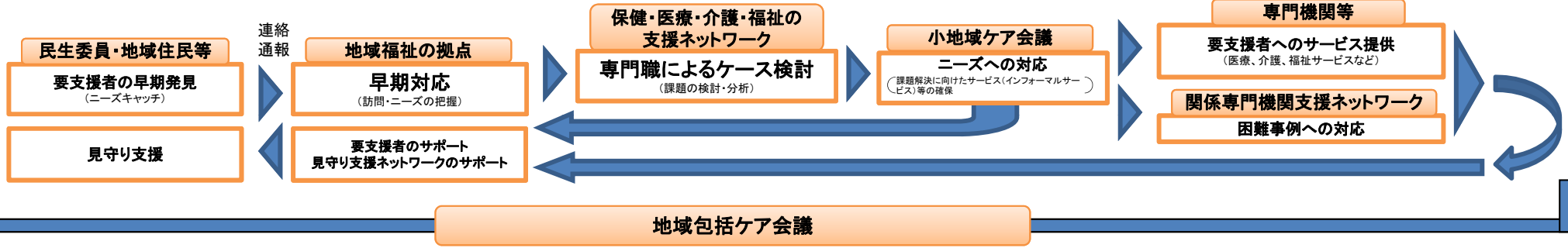
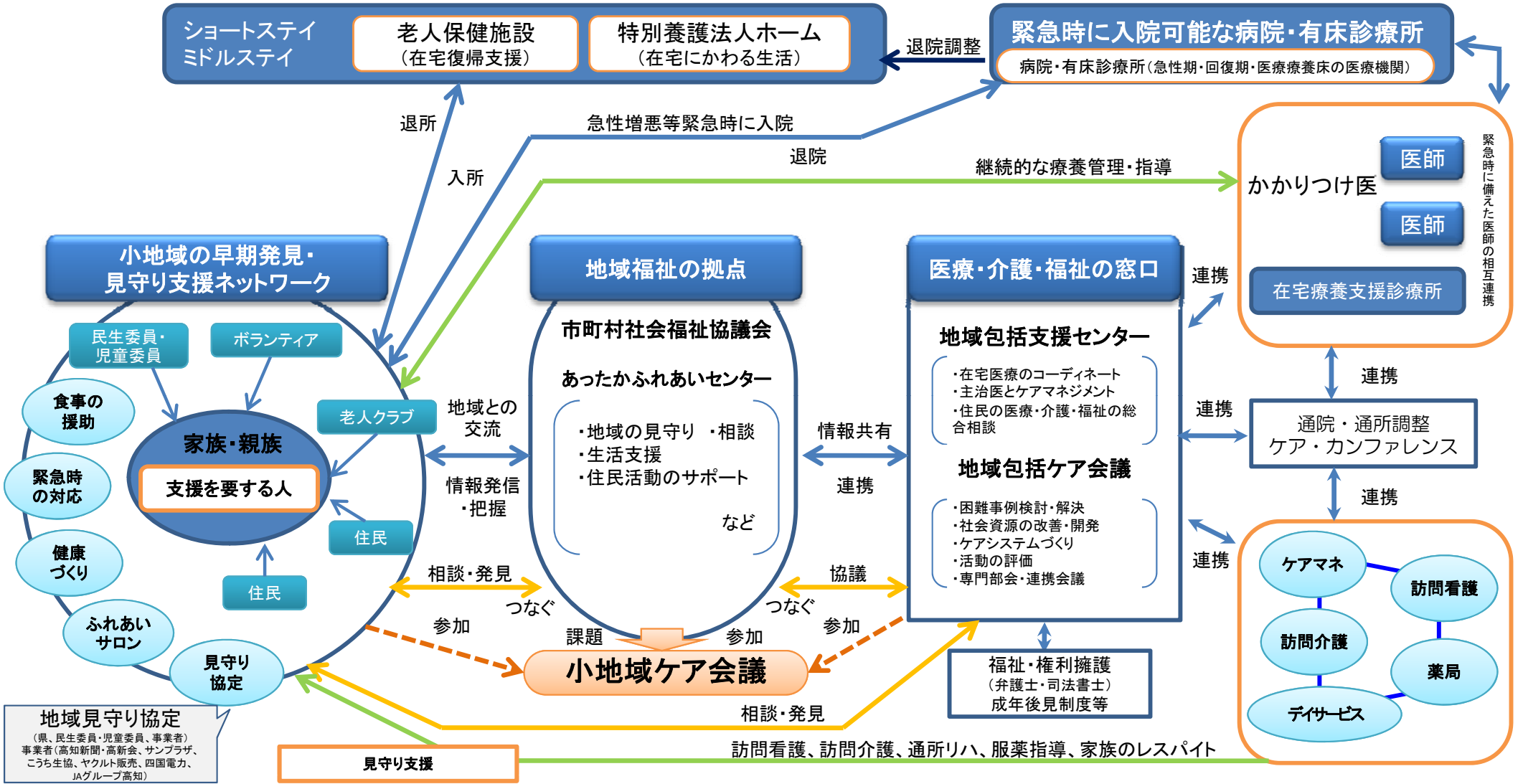
(事務局)

地域福祉部	副部長	吉田	真里
地域福祉政策課	課長	松岡	哲也
高齢者福祉課	課長	森下	信夫
障害保健福祉課	課長補佐	谷	聡子
児童家庭課	課長	渡辺	麗子
少子対策課	課長	行宗	昭一
福祉指導課	課長補佐	山崎	明夫
地域福祉政策課	チーム長	小野	広明
	チーフ	濱田	仁
	主幹	岡本	愛理
	主幹	竹崎	由美
	主幹	窪田	純子
	主幹	島内	香織
	主事	山中	友樹
主幹	大野	正登	

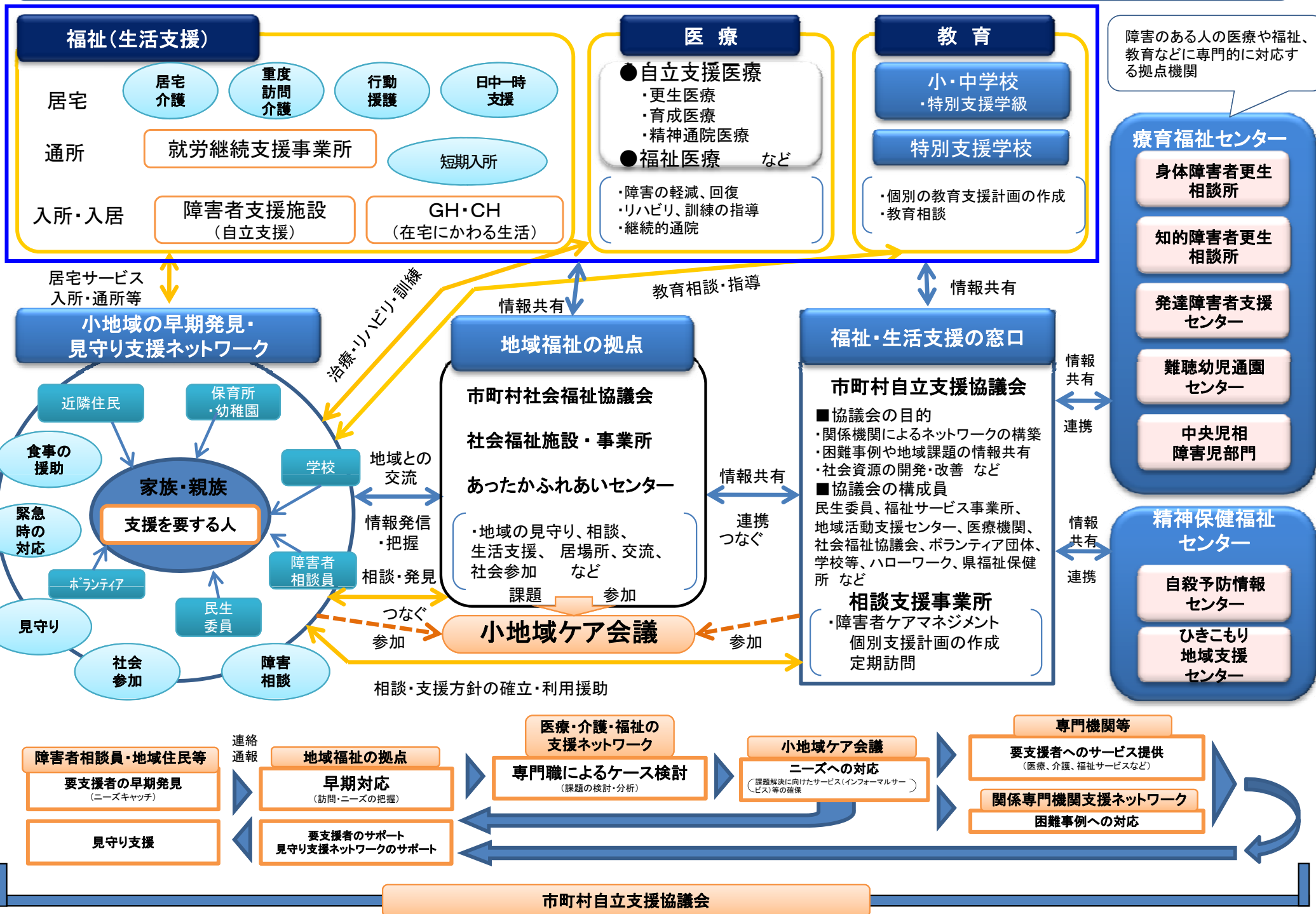
地域福祉専門分科会

配席表

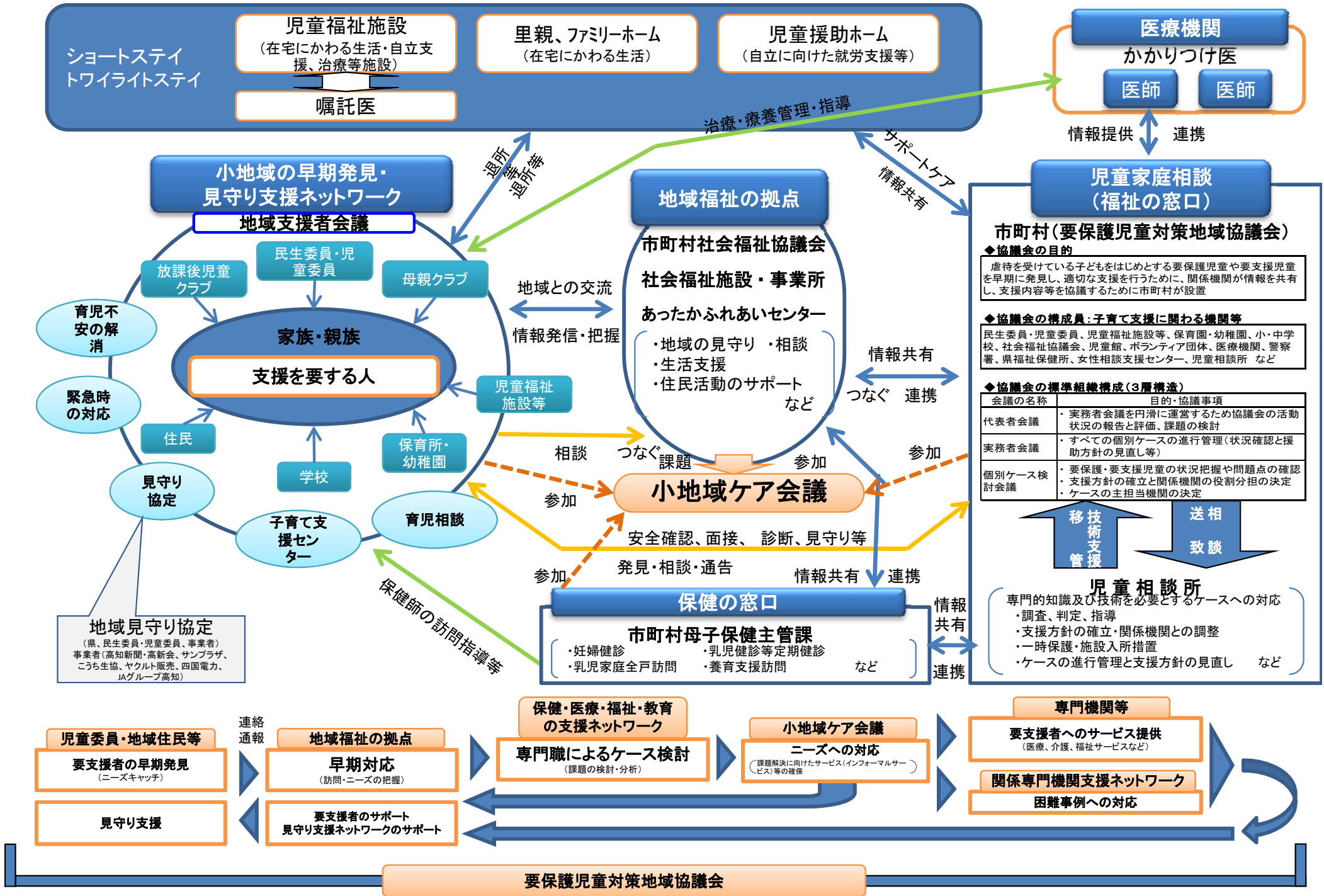




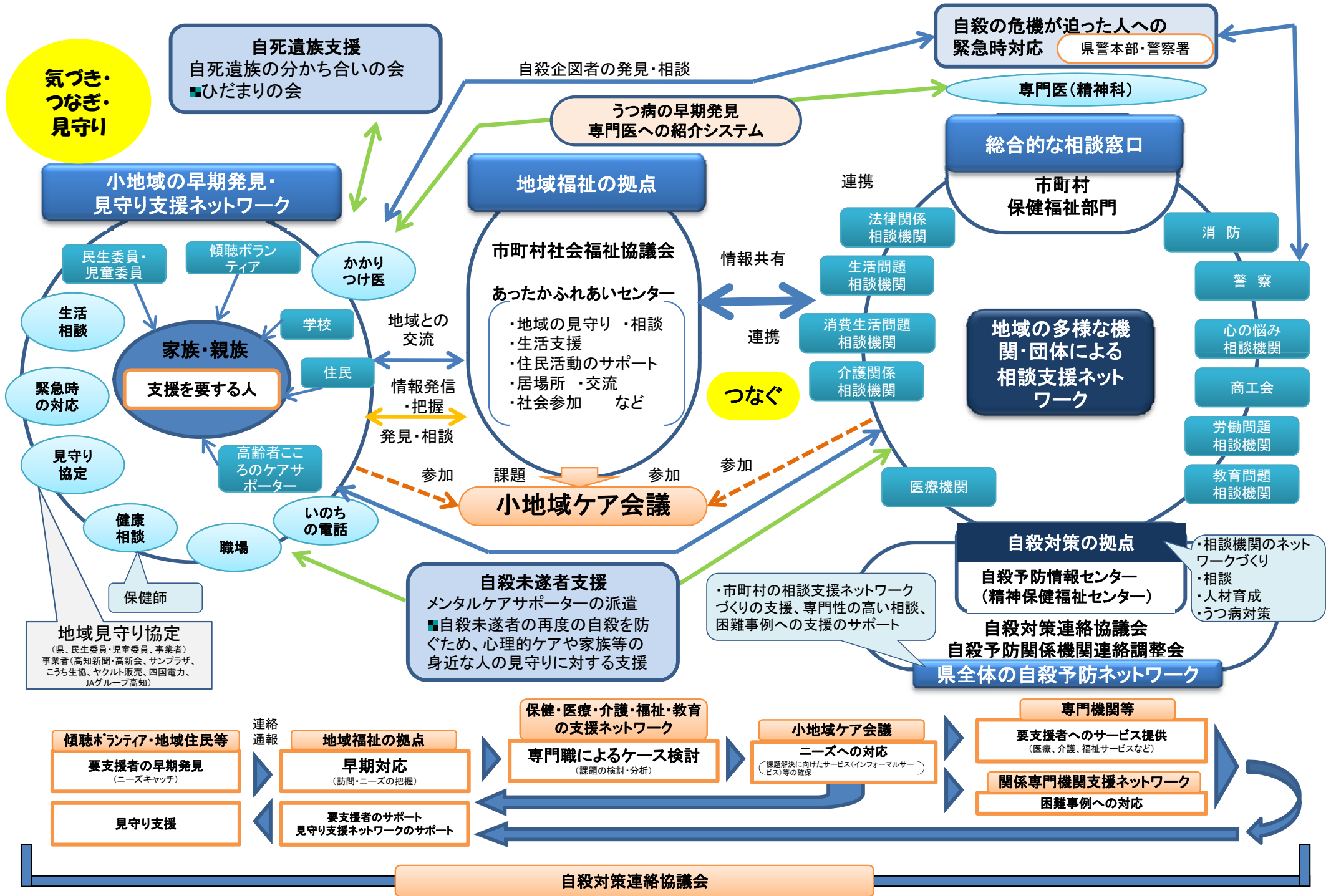
医療・介護・福祉の連携体制 —地域包括ケアシステム— (障害者の例)



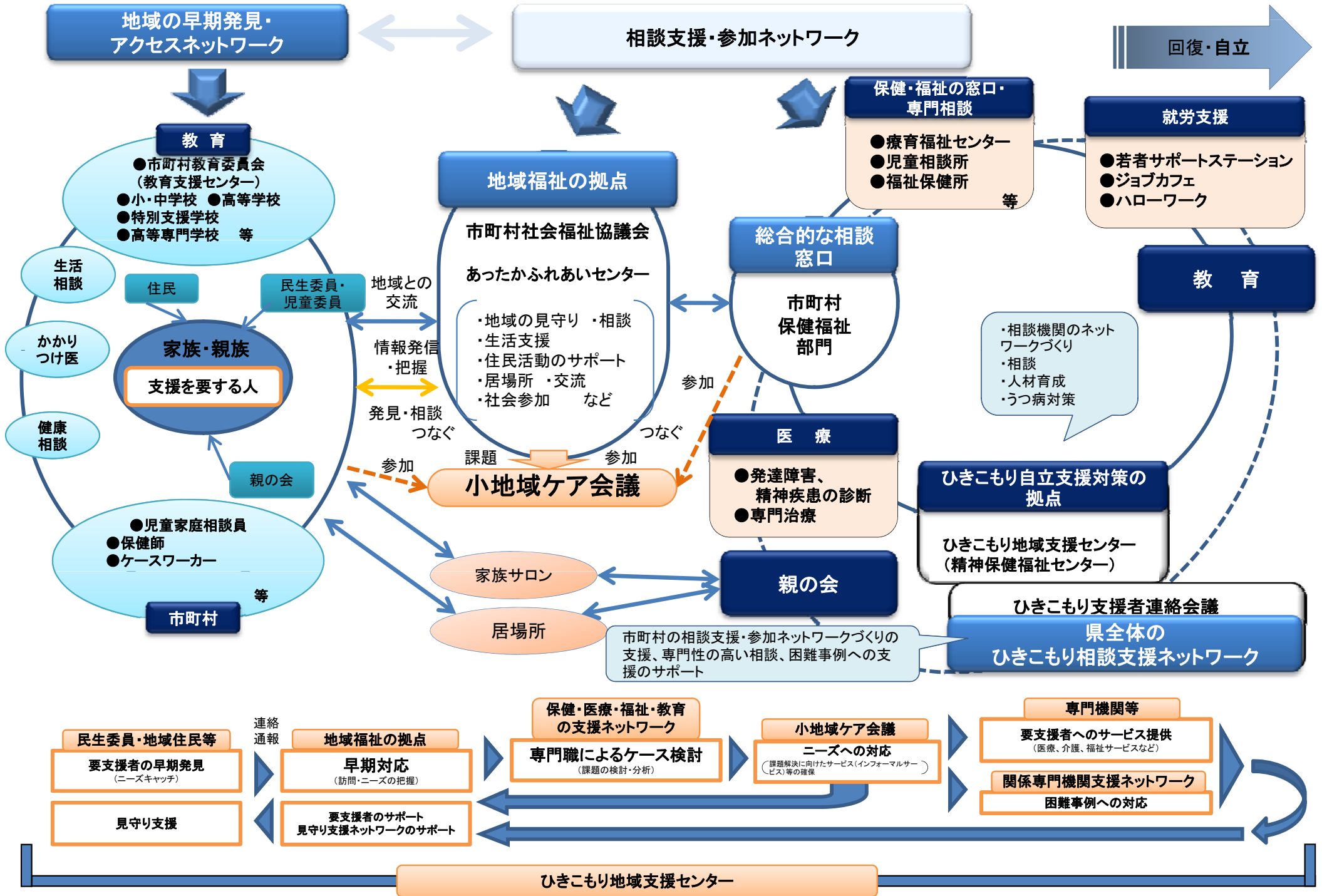
保健・医療・福祉・教育の連携体制 ―地域包括ケアシステム― (児童の例)



保健・医療・介護・福祉・教育の連携体制 —地域包括ケアシステム— (自殺予防の例)



保健・医療・福祉・教育の連携体制 —地域包括ケアシステム— (ひきこもり自立支援の例)





資料 1

高知県地域福祉支援計画（原案）

～ 新しい支え合いのカタチ 「高知型福祉」の実現 ～

平成 年 月

高 知 県



左にあるマークは、高知型福祉のロゴマークを県民の皆さんから公募したものです。

【作者の思い】

「虹は高知県の形をモチーフに、高知県で暮らす人々が、互いに支えあえる安心感をイメージしています。」

また、中央のハート形の手を広げたものは、「幅広いニーズに応えていく姿勢を表しています。」

高知県地域福祉支援計画（原案概要）

第1章 計画策定の背景

はじめに

地域福祉とは、誰もがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政と地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、社会福祉団体などが協力して、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことです。

高知県の現状と課題

- 人口減少・少子高齢化の進行
- 中山間地域の過疎化、高齢化の進行
- 地域の支え合いの力の弱まり

- ①福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応
- ②小地域での福祉活動（ふれあいサロン等）の普及
- ③相互扶助活動の推進
- ④中山間地域での暮らしの確保
- ⑤児童虐待や自殺対策など社会的な課題への対応

など

第2章 計画の基本的事項

計画の目的

この計画の目的は、「高知型福祉」の実現のために、市町村が住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題等に対応した地域福祉を進める取組を支援することです。

地域福祉の方向性

- ◎安全・安心の地域づくりの推進
 - 新たな支え合いによる地域づくり
 - 安全で安心して暮らせる地域づくり
- ◎安全・安心の基盤づくりの推進
 - 多様な福祉サービスの質の向上
 - 市町村の地域福祉ビジョンづくりと実践活動の促進

計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

計画の目標

官民協働による県民誰もが安全で安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり

第3章 計画の内容

安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティの再生・強化～

(1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進

- ① 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンター等）の整備と運営体制
- ② 地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動
 - ア 福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり
 - イ 推進体制と実践活動、活動の評価
- ③ 小地域の福祉活動の推進
 - ア ふれあいサロン活動等の普及
 - イ 住民主体の介護予防の推進

(2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

- ① 地域包括ケアシステムの構築
 - ア 市町村における活動の促進
 - ア 総合相談窓口の機能強化
 - イ 地域福祉拠点や専門機関等との連携による地域包括ケアシステムの構築
 - イ 地域福祉拠点における活動の推進
 - ア 要援護者の早期発見、見守り支援
 - イ 情報収集・情報提供の拠点
 - ウ 住民への相談支援
 - エ 緊急時の対応の仕組みづくり
 - オ 市町村や関係機関との情報共有とネットワークづくり
- ② 自治組織等による相互扶助活動の普及
 - ア 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
 - イ 自主防災の組織づくりと活動の促進
 - ウ 災害時要援護者の支援の仕組みづくり
 - ア 市町村における要援護者の把握と避難支援プランの策定
 - イ 要援護者に対する日常の見守り活動

安全・安心の基盤づくりの推進 ～多様な福祉サービスの質の向上～

(3) 地域福祉を支える担い手の育成

- ① 研修センター等による地域福祉を支える人づくり
 - ア 福祉専門職の育成
 - イ 地域福祉の視点をもった専門職（地域支援ワーカー）の育成
 - ウ 地域福祉の担い手の育成とボランティア活動の普及
- ② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
- ③ 地域福祉活動を支える体制づくり
 - ア 市町村社会福祉協議会の活性化
 - イ 高知県ボランティア・NPOセンターの機能強化
 - ウ 企業等の民間団体の社会貢献

(4) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

- ① きめ細かな相談支援体制づくり
 - ・認知症サポーター、こころのケアサポーターの育成
- ② 適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり
 - ・福祉サービス第三者評価事業
 - ・日常生活支援事業
 - ・運営適正化委員会
- ③ セーフティネット機能の充実と強化
 - ・生活福祉資金の貸付、生活保護

第4章 地域福祉のビジョンづくり

市町村の地域福祉計画の支援

市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の支援

地域アクションプランを一体的に策定



第5章 地域でのしくみづくりの実践例

住民の協働の「場」づくり

地域ケアのシステム

地域見守りネットワーク

障害者の就労支援

高知型福祉の実現

目標：こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進するとともに、これまでの福祉という枠や概念を超えて、地域の実情に即した、新しい福祉の形を地域地域で作り上げていくこと。

高齢者が安心して暮らせる地域づくり

障害者が生き生きと暮らせる地域づくり

次代を担う子ども達を守り育てる地域づくり



目次

第1章 計画策定の背景	1
1. はじめに	1
2. 高知県の現状	5
(1) 人口減少・少子高齢化の進行	5
(2) 中山間地域の過疎化、高齢化の進行	8
(3) 地域の支え合いの力の弱まり	9
3. 高知県の課題	10
(1) 福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応	10
(2) 小地域での福祉活動の普及	12
(3) 相互扶助活動の推進	13
(4) 中山間地域での暮らしの確保	13
(5) 児童虐待や自殺対策など社会的な課題への対応	14
第2章 計画の基本的事項	16
1. 計画の位置づけ	16
2. 計画の目的	16
3. 地域福祉の方向性	16
4. 計画の期間	17
5. 計画の目標	17
6. 計画の推進体制	17
7. 計画の進行管理	18
第3章 計画の内容	19
1. 地域福祉の方向性	19
(1) 安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティの再生・強化～	19
① 新たな支え合いによる地域づくりの推進	19
② 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	19
(2) 安全・安心の基盤づくりの推進 ～多様な福祉サービスの質の向上～	20

① 地域福祉を支える担い手の育成.....	20
② 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上.....	20
2. 具体的な方策	21
(1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進.....	21
① 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンター等）の整備と運営体制	21
② 地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動.....	24
ア 福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり.....	24
イ 推進体制と実践活動、活動の評価.....	25
③ 小地域の福祉活動の推進.....	26
ア ふれあいサロン活動等の普及.....	26
イ 住民主体の介護予防の推進	26
(2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	28
① 地域包括ケアシステムの構築.....	28
ア 市町村における活動の促進	28
(ア) 総合相談窓口の機能強化	28
(イ) 地域福祉拠点や専門機関等との連携による地域包括ケアシステムの構築	30
a 支援を要する高齢者に係る保健・医療・介護・福祉の連携体制.....	31
b 支援を要する障害者に係る医療・介護・福祉の連携体制.....	35
c 支援を要する児童に係る保健・医療・福祉・教育の連携体制.....	38
d 自殺予防に係る保健・医療・介護・福祉・教育の連携体制.....	41
e ひきこもり自立支援に係る保健・医療・福祉・教育の連携体制.....	42
イ 地域福祉の拠点における活動の推進.....	45
(ア) 要援護者の早期発見、見守り支援	45
(イ) 情報収集・情報提供の拠点.....	46
(ウ) 住民への相談支援	47
(エ) 緊急時の対応の仕組みづくり	47
(オ) 市町村や関係機関との情報共有とネットワークづくり	48
② 自治組織等による相互扶助活動の普及	49
ア 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動	49
イ 自主防災の組織づくりと活動の促進.....	51
ウ 災害時要援護者の支援の仕組みづくり	53
(ア) 市町村における要援護者の把握と避難支援プランの策定.....	53
(イ) 要援護者に対する日常の見守り活動	55
(3) 地域福祉を支える担い手の育成	56
① 研修センター等による地域福祉を支える人づくり	56
ア 福祉専門職の育成.....	56
イ 地域福祉の視点をもった専門職（地域支援ワーカー）の育成.....	56

ウ 地域福祉の担い手の育成とボランティア活動の普及.....	57
② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり.....	59
ア 民生委員の役割と活動の広報・啓発.....	59
イ 研修や活動の充実.....	59
ウ 見守り協定事業者と民協との地区協定による見守り活動の推進.....	60
③ 地域福祉活動を支える体制づくり.....	62
ア 市町村社会福祉協議会の活動の活性化.....	62
イ 高知県ボランティア・NPO センターの機能強化.....	62
ウ 企業等の民間団体の社会貢献.....	63
(4) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上.....	65
① きめ細やかな相談支援の体制づくり.....	65
② 適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり.....	66
③ セーフティネット機能の充実と強化.....	69

第4章 地域福祉のビジョンづくり..... 71

1. 地域福祉計画（市町村）の基本事項.....	73
2. 地域福祉活動計画（市町村社会福祉協議会）の基本事項.....	74
3. 計画策定にあたっての大切な視点.....	75
(1) 小地域の設定.....	75
(2) 地域での協議と実践活動.....	76
(3) 市町村の推進体制.....	77
4. 計画の一体的な策定の促進.....	78

第5章 地域でのしくみづくりの実践例..... 79

1. 住民の協働の「場」づくり.....	79
実例1 地域力が主体の「集いの場」づくり.....	79
実例2 あったかふれあいセンター.....	79
実例3 住民が主体となった「協議の場」づくり.....	79
実例4 地域での交流事業.....	79
実例5 地域(集落を守る).....	79
実例6 地域(集落)の活性化につなげるしくみづくり.....	79
2. 地域ケアのシステム.....	79
実例1 地域共生ケアのシステムづくり.....	79
実例2 地域(高齢者等)の困りごとを解決するしくみづくり.....	79

3. 地域見守りネットワーク	79
実例1 地域の見守り活動.....	79
実例2 見守りネットワーク	79
実例3 災害時要援護者対策	80
4. 障害者の就労支援.....	80
実例1 障害者の就労支援.....	80

第1章 計画策定の背景

1. はじめに

地域福祉とは

誰もがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政と地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、社会福祉団体などが、協力して、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことです。

県内でも、いろいろな助け合い、支え合い活動の事例がみられます。そのいくつかをご紹介します。

●災害時の活動

●高知県西南豪雨災害では

平成13年9月6日、高知県西南部は突然の局地的な集中豪雨に見舞われ、各地で河川が氾濫しましたが、犠牲者は1人も出ませんでした。この背景には、地域住民の助け合いがあります。災害のとき、消防団、地区長、隣近所の人などによる地域の中での避難の呼びかけが積極的に行われ、避難勧告の発令より前に多くの方が自主的に避難できています。自力で避難できない高齢者もいましたが、日頃からの地域のつながりの強さで難を逃れています。また、被災地域では復旧に向けて多くのボランティアの方々が活躍しました。



ボランティア活動



ボランティアベースキャンプ

●地域の見守りや相談支援

●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場に立ち、地域での見守り活動や相談支援などを行っています。

訪問
見守り
声かけ



ひとり暮らしの高齢者訪問活動



福祉懇談会（地域での情報共有）

相談
情報提供
連絡・通報



生活支援
サービス提供の
つなぎ



●老人クラブ

老人クラブでは、高齢者の仲間づくりを進めるとともに、認知症や閉じこもり、悪質商法被害への対応、子どもの見守りや安全対策などの活動により、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進しています。



子どもの見守り



ミニサロン



ひとり暮らし高齢者訪問

●NPO法人

特定非営利活動法人地域サポートの会さわやか高知では、「できることを できるときに 無理せず 楽しく」をモットーに、要支援者も支援者も同じ会員として、有償（非営利）による「助け合いの住民組織」の活動を通じて、安心して生活できる「ふれあい社会」の構築を目指し、家事援助、介助・介護、子育て支援、通院・移送などの支援サービスを行っています。（高知市）

介助・介護支援・通院・移送

高齢者等の居場所づくり～助け合いと健康～

（土佐町・
とんからりんの家）

●住民グループ

過疎化と高齢化の進展に伴い、買物や食事の支度など、日常生活に支障をきたしている在宅高齢者への対応が課題となっている地区では、地域の住民グループが、地域に出向き、高齢者などに弁当、惣菜、日用品等を販売する「移動販売・宅配サービス」をスタートさせ、販売の傍ら、高齢者の生活面でのサポートや励まし、安否確認を行うなど、地域での助け合い活動を実践しています。（津野町）



移動販売者が到着すると、あちらこちらから人が集まります

「食」を通じて交流～心と体を健康に～

（室戸市・
岬地域食堂）



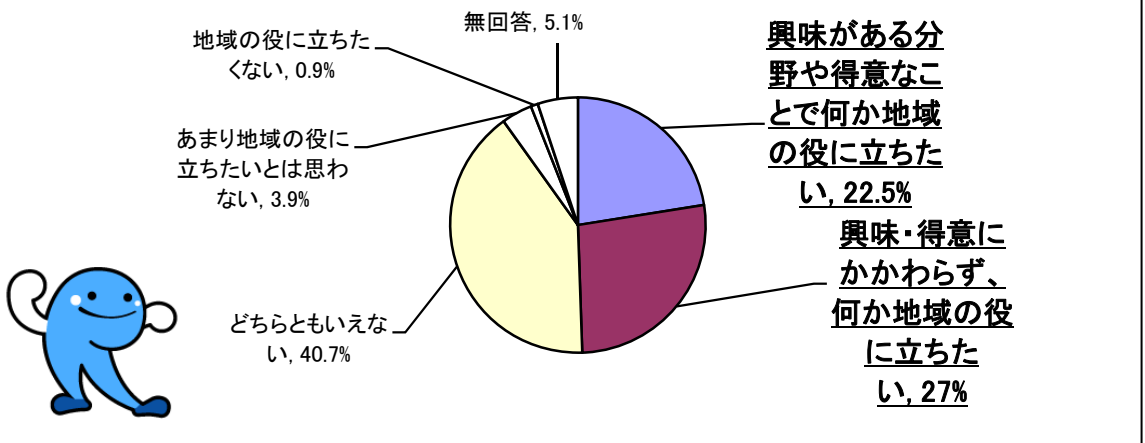
地域福祉の推進に関する県民のみなさんの意識

(県民世論調査の結果)

問 ■地域のために役に立ちたいと思いますか。

県民世論調査の結果 (20年度調査)

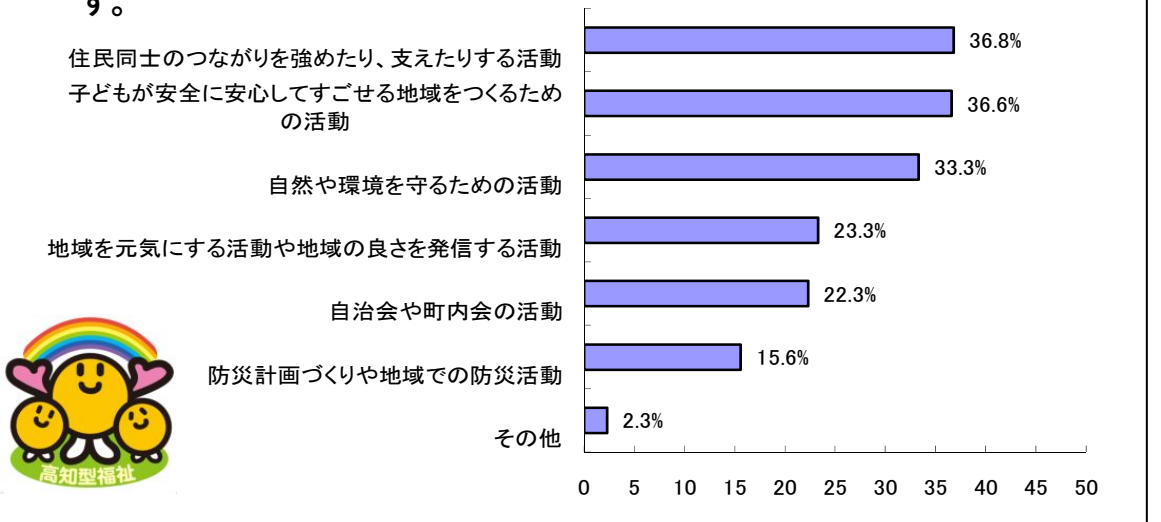
○「地域のために何か役に立ちたい」と約半数の方が思っています。



問 ■どのような活動で役に立ちたいですか。(2つ選択式)
※上記質問で、「役に立ちたい」と回答した方のみへの質問

県民世論調査の結果 (20年度調査)

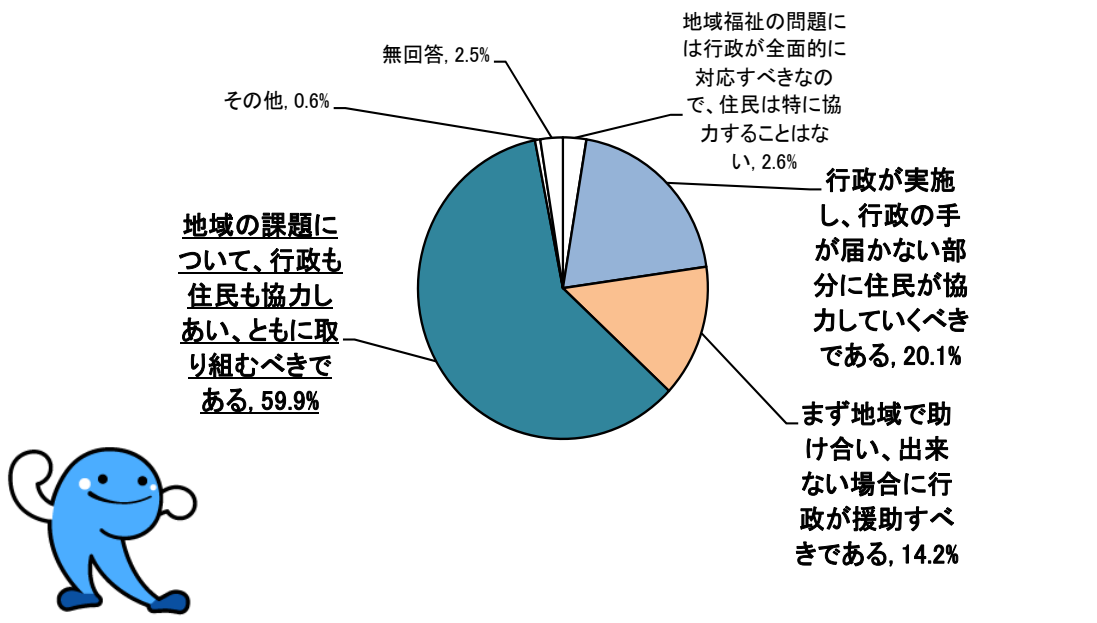
○住民同士のつながりを強めたり、支えたりする活動や子どもが安全に安心して過ごせる地域をつくるための活動で役に立ちたい方が多くなっています。



問 ■ 住み慣れた地域で安心して生活していくために地域の課題を解決していくうえで、行政と住民との関係について、もっとも近い考えは。

県民世論調査の結果 (21年度調査)

○「地域の課題について、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」という方が約6割となっています。



県民の多くの方の意識

地域福祉活動への主体的な参加意識は高い

- 地域のために役に立ちたい
- 住民同士のつながりを強めたり、支えたりする活動で役に立ちたい
- 地域課題には、行政と住民が協力しあって取り組むべきである

2. 高知県の現状

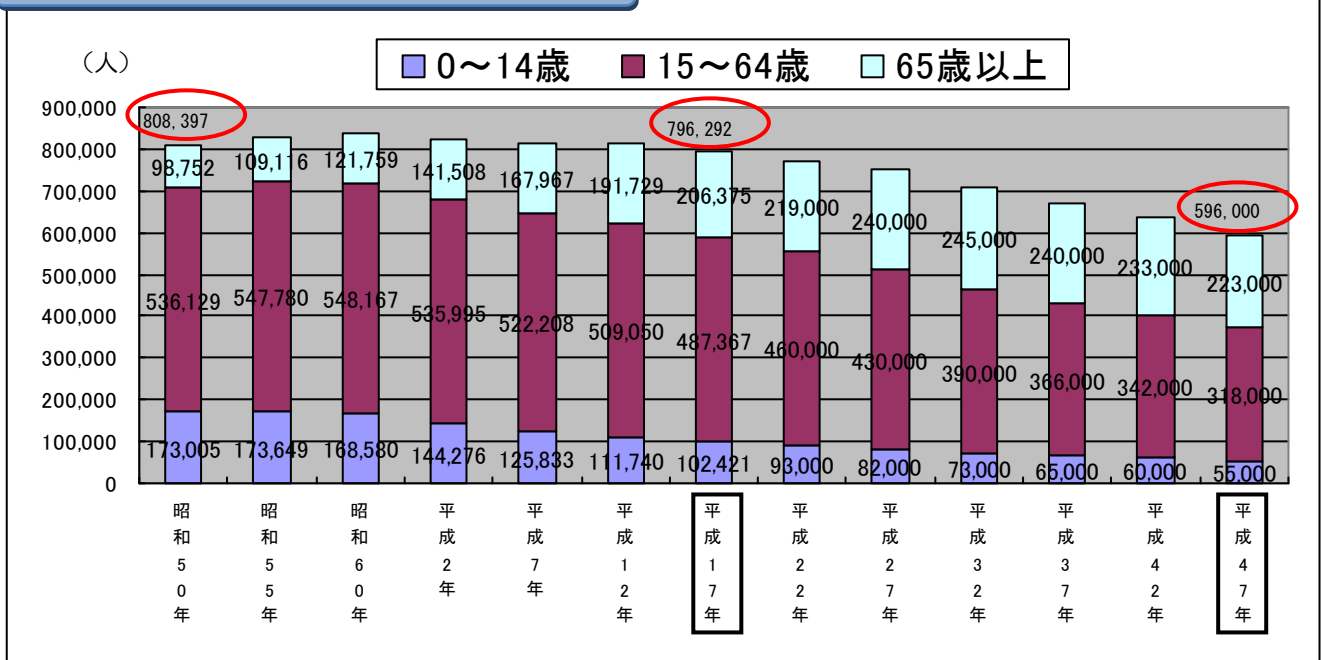
(1) 人口減少・少子高齢化の進行

■人口の減少

本県の人口は、平成17年の国勢調査では79万6千人ですが、30年後の平成47年には20万人減の59万6千人となることが推計されています。

また、こどもの数は、平成17年度の約半数の5万5千人になると推計されています。

高知県の人口推移と将来推計人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計」（平成17年までは国勢調査）

■人口の自然減

本県の人口は、平成2年に全国で初めて死亡者数が出生数を上回る自然減になったのに対し、全国は平成17年に自然減となっており、本県は、全国に15年先行して人口の自然減が始まっています。

また、本県は、平成2年以降、20年連続で自然減の状況が続いています。

人口の自然増減数（全国比較）

	高知県	全国
昭和60年	2,462	679,294
平成2年	▲386	401,280
平成7年	▲1,022	264,925
平成16年	▲2,500	82,119
平成17年	▲3,203	▲21,266
平成18年	▲2,912	8,224

15年先行

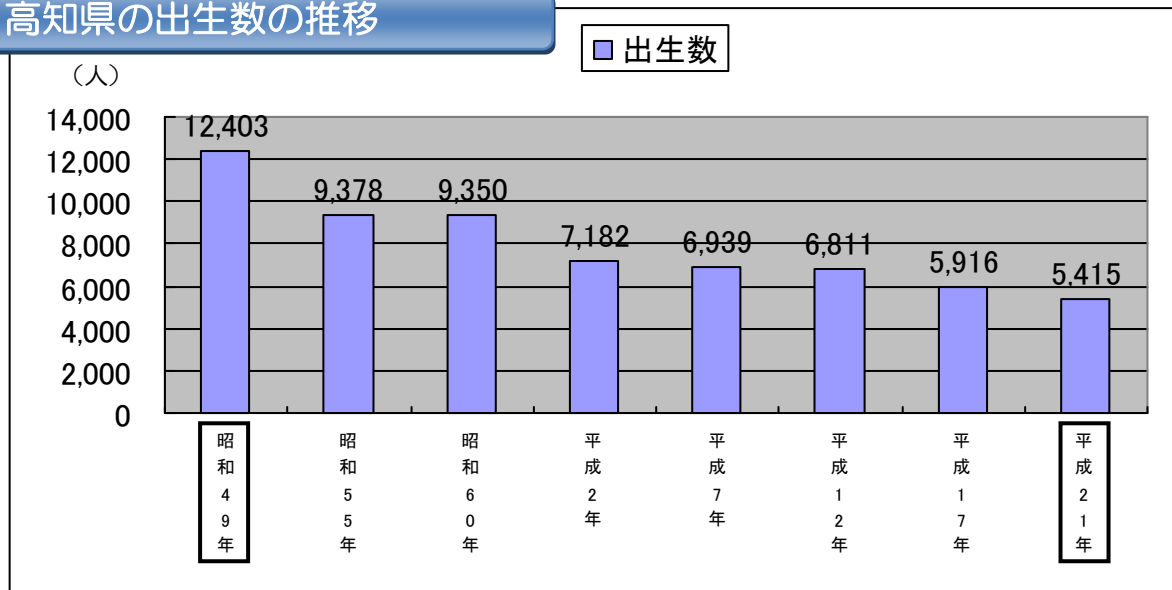
出典：人口動態調査（厚生労働省）・人口移動調査（高知県）

■出生数の減少

本県の出生数は、平成21年には5,415人と過去最低となっており、昭和49年の12,403人と比較すると約44%と半分以下になっています。

また、生涯未婚率が高く、平成17年では男性が18.7%（全国4位）、女性が9.0%（全国5位）となっています。

高知県の出生数の推移

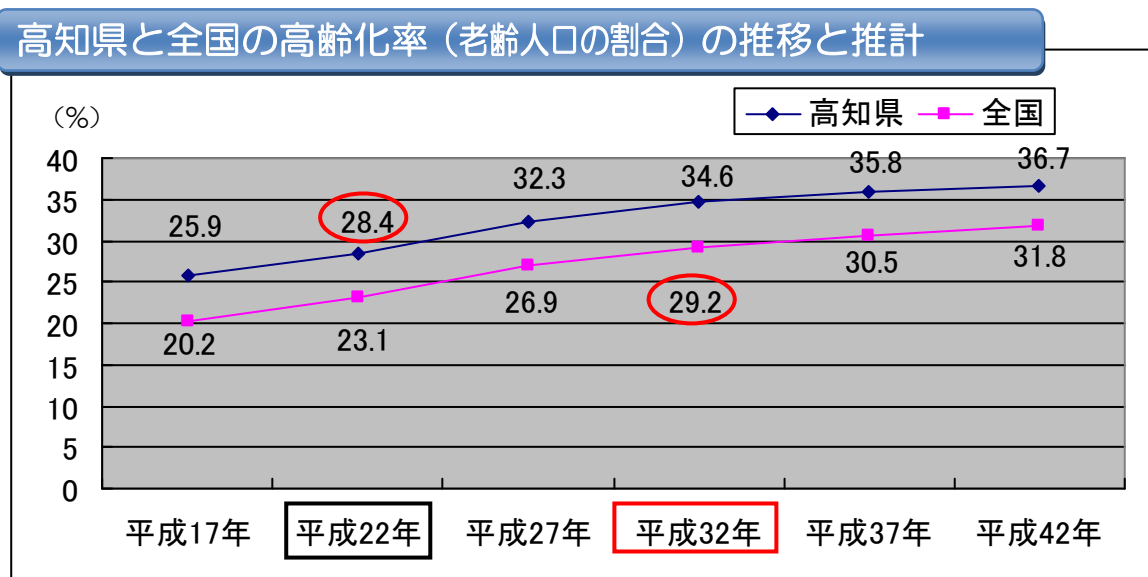


出典：厚生労働省「人口動態調査」

■高齢化率の上昇

本県の高齢化率は、平成22年に28.4%と、全国より10年先行しています。今後も、より一層高齢化が進むことが予想されています。

高知県と全国の高齢化率（高齢人口の割合）の推移と推計

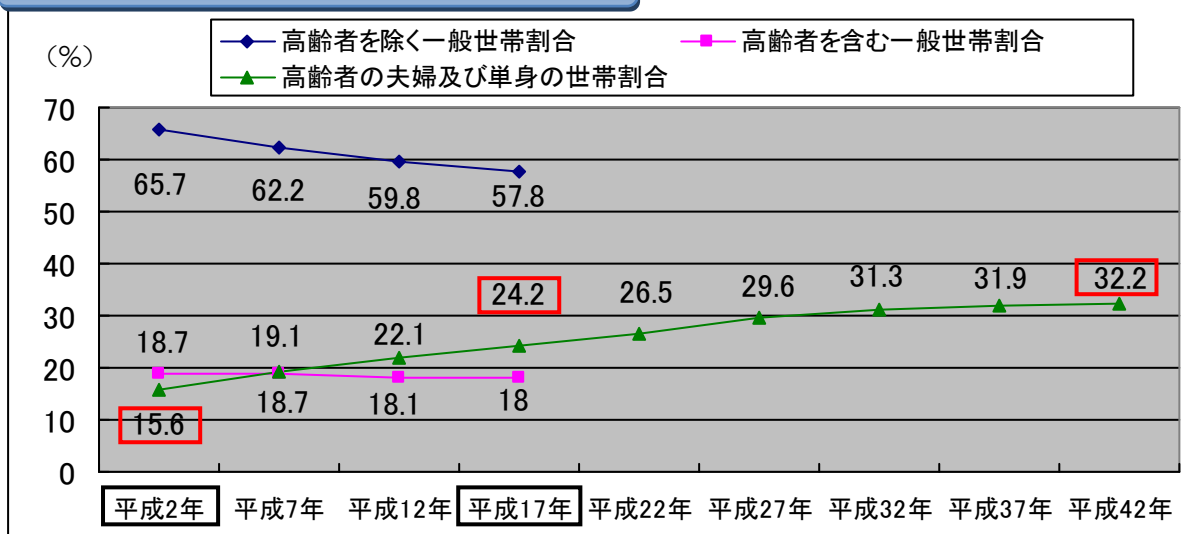


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計」(H19.5)

■高齢者のみの世帯の増加

高齢者のみの世帯（高齢者夫婦又は高齢者単身者の世帯）数は、平成2年と平成17年を比較すると、平成2年には全世帯の15.6%（45,036世帯）ですが、平成17年には24.2%の（78,286世帯・全国2位）となり、15年間で約10%（約3万3千世帯）増加しており、今後とも増加していく見込みです。

高知県の構造別世帯数の割合



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計」（平成17年までは国勢調査）

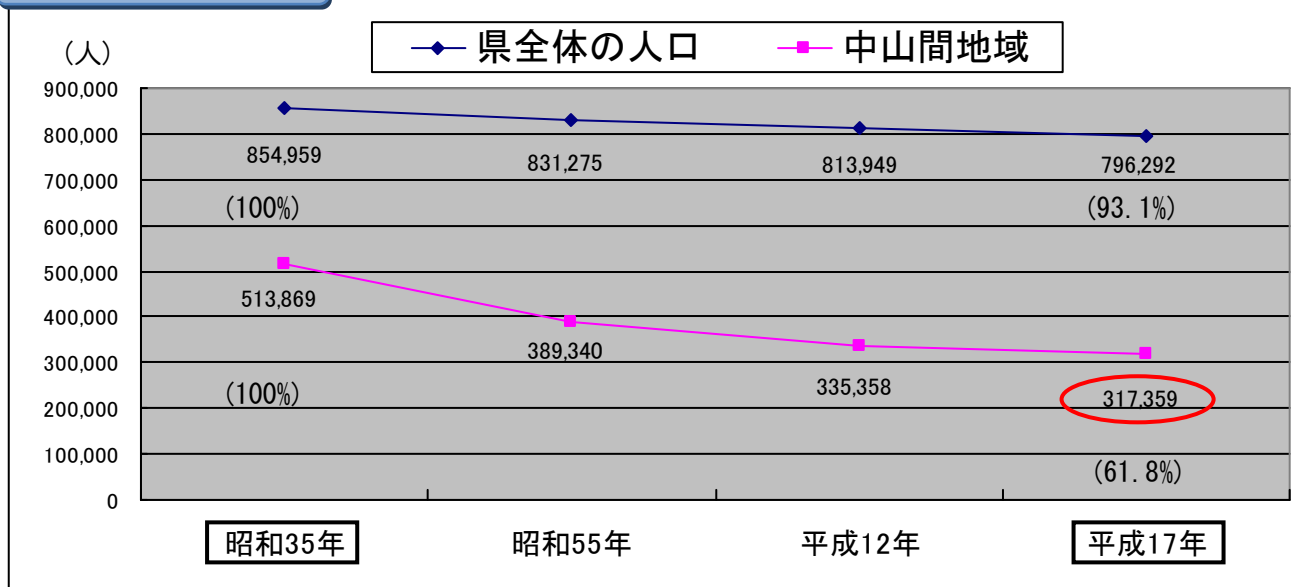


(2) 中山間地域の過疎化、高齢化の進行

中山間地域とは、山間地など地理的条件が悪く、諸条件が不利な地域を対象にした地域振興立法（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法）による指定市町村の地域で、本県では、全ての市町村が該当します。ただし、高知市では旧鏡村と旧土佐山村が対象地域であるなど、いくつかの市町村で対象地域は市町村全域ではなく、一部の地域となっています。

なお、中山間地域の県土に占める面積割合は、92%となっています。

●人口減少率



出典：高知県の集落—平成17年国勢調査結果からみた集落の状況—（H19.7） 高知県

昭和35年を100%として、平成17年の人口を比較すると、県全体の減少率は約7%ですが、中山間地域の減少率は約40%と大きく減少しています。

高い高齢化率

（平成22年8月住基ネット速報値）

県全体の高齢化率が28%に対し、全域が中山間地域の町村では、大豊町 53.0%を筆頭に、仁淀川町 48.8% 大川村 45.7% 本山町 41.2% 梶原町 41.1% 東洋町 41.0% 北川村 38.9% などと高齢化率は高く、今後も、その割合が高くなっていく見込みです。

集落減少

人口減少、高齢化が進む中で、集落が減少していますが、その一方で、9世帯以下の小規模集落が増加しています。

- 集落の減少と小規模集落の増加 H7 2,418 → H17 2,360 (▲58)
- 9世帯以下の集落 H7 168 → H17 191 (+23)

出典：高知県の集落—平成17年国勢調査結果からみた集落の状況—（H19.7） 高知県



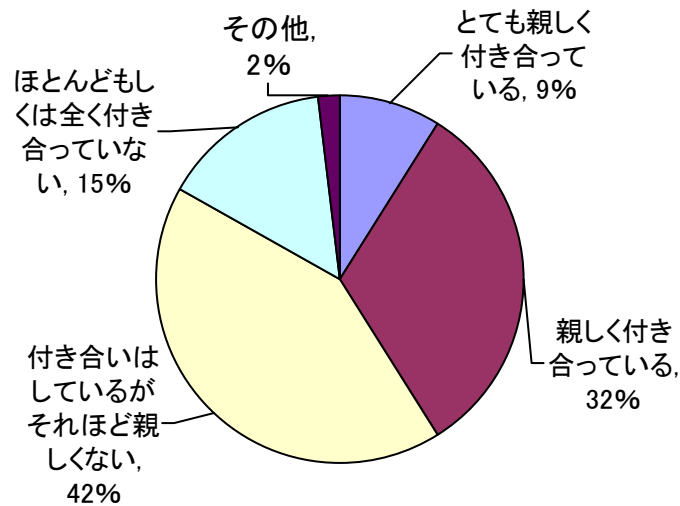
(3) 地域の支え合いの力の弱まり

人口減少と少子高齢化が進み、とりわけ中山間地域では、過疎化、高齢化の進行により大変厳しい状況になっています。

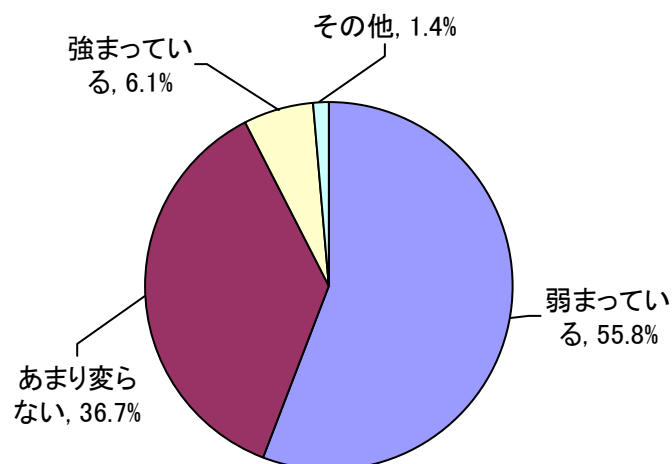
そうした中で、平成21年度の県民世論調査の結果では、半数以上の方が近所付き合いが薄れてきている、支え合いの力が弱まっていると感じています。

県民世論調査の結果 (21年度調査)

●近所付き合いが薄れている回答が、半数以上の57%となっています。



●地域の支え合いの力が弱まっていると感じる方が55.8%と半数以上です。



3. 高知県の課題

(1) 福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応

■介護サービス

国の福祉施策として介護保険法に基づく介護サービスや障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスといった公的な福祉制度サービスが整備されてきました。

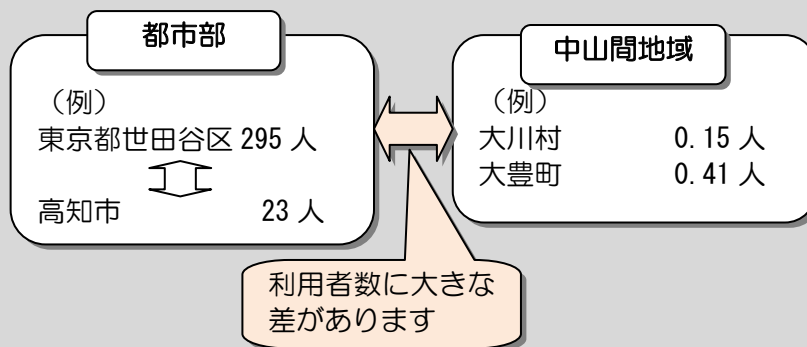
しかし、本県の介護サービス提供状況は、例えば、ホームヘルプサービスの1km²当たりの利用者数で見ると、東京都世田谷区では295人のところ、高知市は23人で、大豊町では0.41人、大川村では0.15人と、利用者数に大きな差があります。

このように多様なニーズがあるものの、利用者が少ないため、全国一律の基準では、経営が成り立たないことから、中山間地域への民間事業者の参入は進んでおらず、主に市町村社会福祉協議会が、中山間地域の介護サービスを提供する役割を担っています。

しかしながら、運営状況は厳しく、市町村の補助を受けても赤字となる市町村社会福祉協議会もあり、また、サービスの利用日を、利用者でなく、社会福祉協議会の都合に合わせたり、利用回数を減らすといったこともあるなど、どこに住んでいても必要な介護サービスが受けられる体制整備が課題となっています。

居宅サービス（ホームヘルプサービス）利用者数（比較）

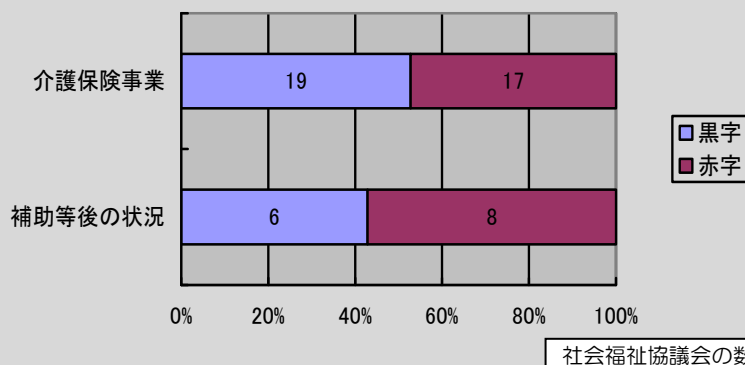
●1km²あたりの居宅サービス（ホームヘルプサービス）利用者数



市町村社会福祉協議会の経営状況

●平成19年の市町村社会福祉協議会の経営状況

- ・25社会福祉協議会中、19の社会福祉協議会が赤字。
(うち17社会福祉協議会が、市町村補助を受けても赤字。)



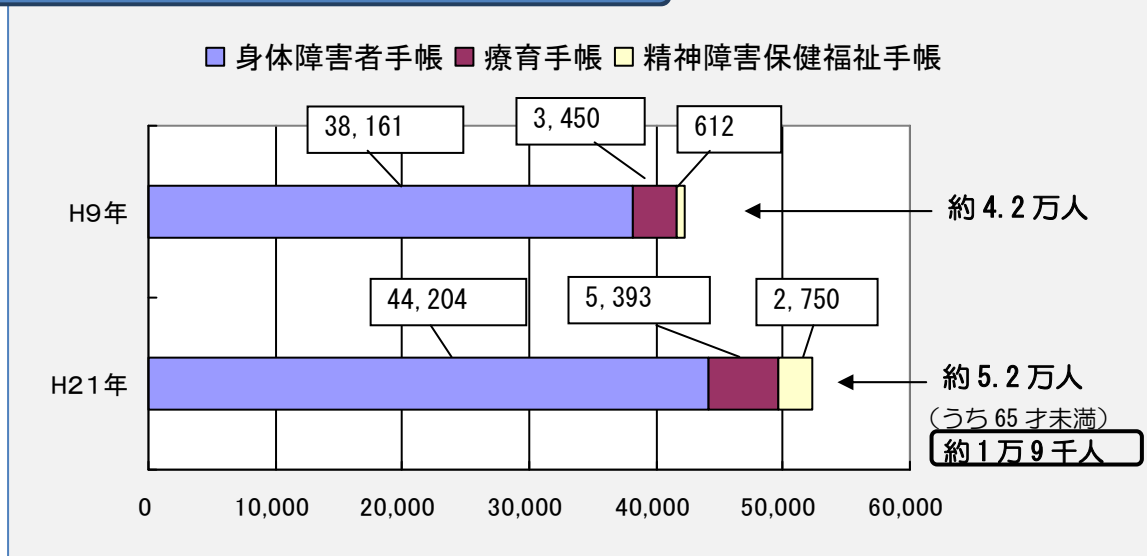


■障害福祉サービス

障害者手帳を所持している方は、高齢化の進行やサービス利用対象者の増加に伴い、平成9年の約4.2万人から平成21年には約5.2万人と約1万人増加しています。

障害者手帳を所持している方の中で、主な障害福祉サービスの利用者（介護サービス対象者と重複しない65歳未満の障害者手帳所持者）は、約1万9千人です。そのうち、相談支援事業を利用している人の割合は約35%で、また、障害特性や生活状況に応じた障害福祉サービスの利用者は、24%の約4千6百人にとどまっており、障害福祉サービスを必要としている方のニーズ把握が、まだまだ十分でない状況です。

高知県の障害者手帳の交付数の推移

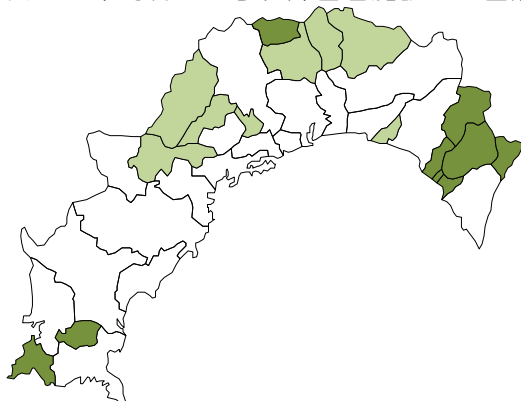


障害福祉サービスは、介護サービス以上に利用者が少ないことから、全国一律の基準では事業運営に必要な報酬が見込まれないために事業者の参入が進まず、県内34市町村のうち、17の町村で障害者施設が1か所以下の状況にあり、こういった地域での施設整備が急務となっています。

高知県の障害者施設の設置状況

●障害者施設の市町村別の設置状況（H22.4 現在）

県内34市町村のうち、障害者施設が1箇所以下の町村は17町村（50%）



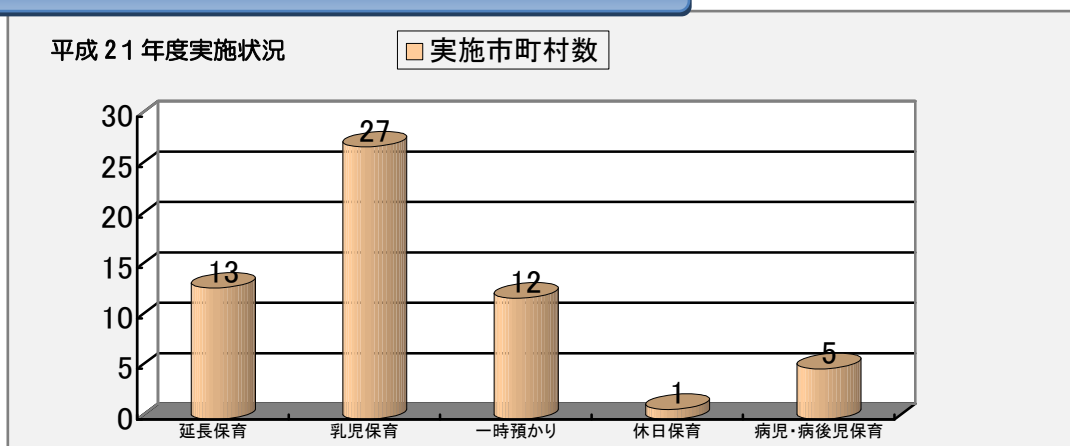
- 障害者施設等がない地域（9町村）
- 障害者市施設等が1箇所のみの地域（8町村）

■保育サービス

本県は、共働き世帯の割合が高く、お母さんたちが安心して働くことのできる環境が求められています。

各市町村では、延長保育や乳児保育などに取り組んでいますが、今後、地域のニーズに応じた保育サービスや子育て支援を充実していく必要があります。

高知県の保育サービスの実施状況



出典：高知県教育委員会

(2) 小地域での福祉活動の普及

■ふれあいサロン等の状況

小地域でのサロンは、高齢者等が集い、交流することで、住民同士のふれあいや安否確認をはじめ、健康づくりや生きがいづくりなど、地域コミュニティや多様な活動の場として重要な役割を果たしています。

本県では、市町村社会福祉協議会などが、サロン活動の普及に取り組んでいますが、現在、サロン数は増加の傾向にあるものの地域によって取り組みがないところもあり、市町村や地域によってバラつきがあります。

特に、中山間地域では、サロンが設置されているものの、高齢化により活動が衰退してきているところもあります。

また、サロン活動以外にも、地域では社会教育や介護予防など、住民主体の様々な活動が行われており、こうした小地域での活動は、コミュニティなどの場とともに、地域の様々なニーズや課題を把握する場としても非常に有効ですので、面的な広がりや活動の強化を図ることが必要です。

ふれあいサロン等の設置状況

ふれあいサロン等設置個所数					
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
社会福祉協議会	270	245	259	265	313
行政	261	169	216	234	215
その他	296	280	268	287	290
合計	827	694	743	786	818

(3) 相互扶助活動の推進

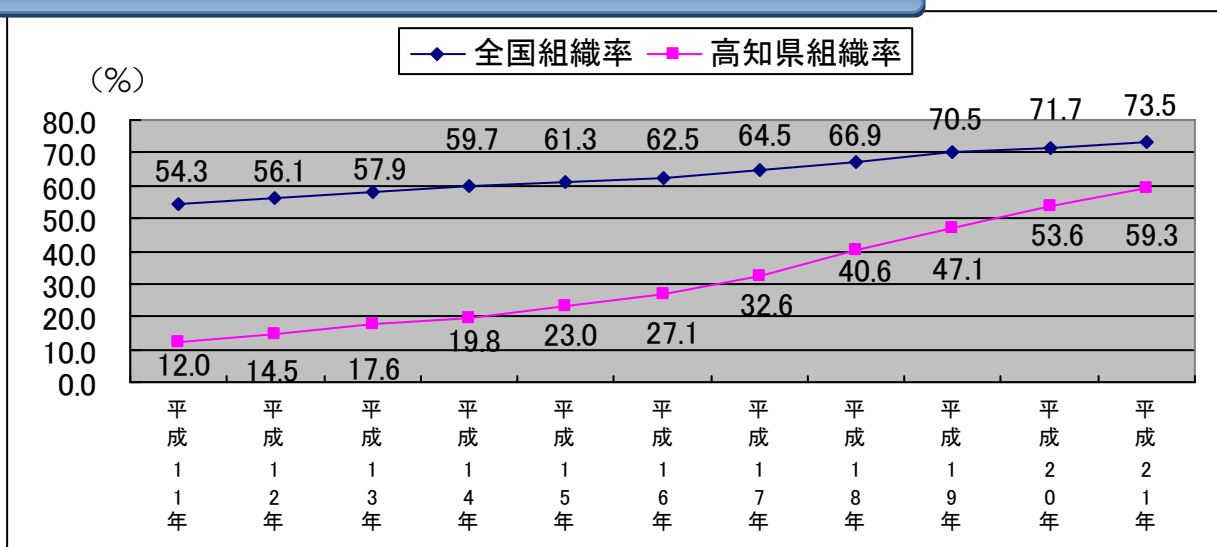
■自主防災組織の組織化と活動支援

自主防災組織は、災害から自分たちの地域は、自分たちで守るという住民の自覚と連帯感により、町内会等を単位として自主的に防災活動に取り組む組織です。

本県の組織率の状況は、年々上昇傾向にあります。また、全国の組織率を下回っています。

今後とも、南海地震や津波、大雨や土砂崩れ等の災害に備えるために、より一層組織率を高めていく必要があります。

自主防災組織率の推移



■災害時要援護者の取組支援

近年、多発する自然災害において、自力で移動が困難な高齢者や障害者などのいわゆる「災害時要援護者」が被害に遭うことが多くなっています。

こうした災害時要援護者が安全にスムーズに避難するためには、自らの災害への備えや行政の取組も重要ですが、何より大切なのは、各地域における災害時の助け合いです。

そのため、地域で平常時から自治会や町内会、民生委員・児童委員などが連携して要援護者の実態を把握し、避難支援や安否確認等を行う際に活用できる災害時要援護者名簿や居住する場所を示すマップづくり等に取り組み、自主防災組織の活動に活かしていくことが必要です。

市町村では、こうした取組を活かし、災害時における要援護者の避難支援体制などを定める災害時要援護者の「避難支援プラン」を策定し、全市町村で安全安心の支援システムを早急につくっていく必要があります。

(4) 中山間地域での暮らしの確保

中山間地域などでは、過疎化、高齢化の進行に伴い、集落が年々減少する一方で、小規模集落が増加しており、こうした地域では、地域の商店の廃業や公共交通の廃止や便数が減少するなど、地域社会の機能が低下してきている地域があります。

こうした地域では、高齢者の方が、病院への通院や買い物も難しくなっているとともに、一人暮らしの高齢者の方などで、ゴミを収集場所まで持って行けない、大雨の時の不安など、

生活を維持するうえでの様々な課題がでてきています。

また、小規模の集落では、道路の草刈りや清掃、山越えの谷から引いている生活用水施設の維持管理などの共同作業が難しくなっている地域があります。

今後とも、少子高齢化が進むなかで、中山間地域の高齢者などの暮らしの確保や、集落機能の維持が大きな課題となっています。

(5) 児童虐待や自殺対策など社会的な課題への対応

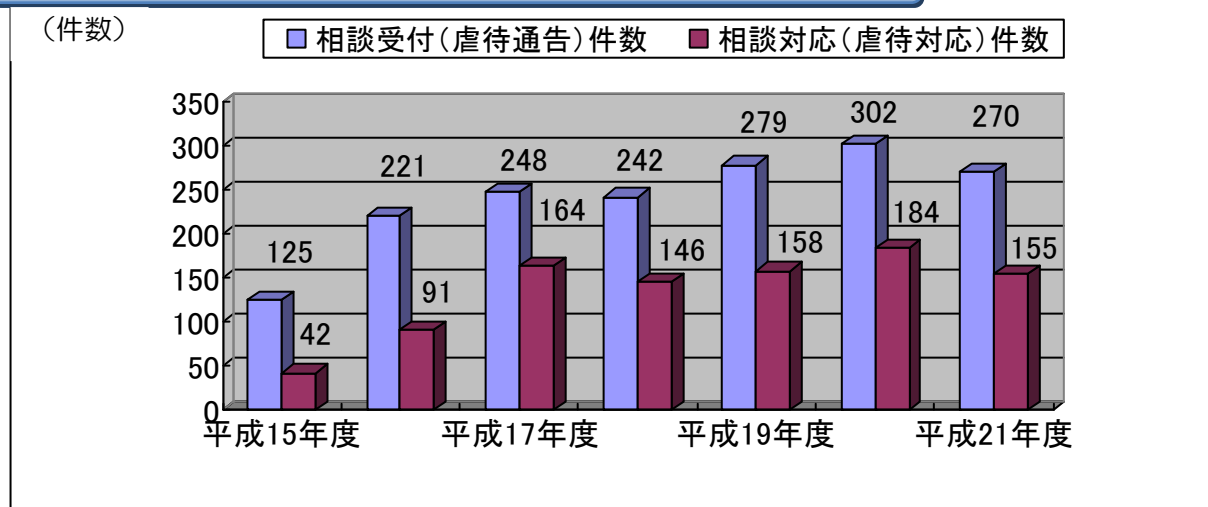


■児童虐待の状況

本県の児童相談所が受け付けた児童虐待の通告・相談件数のうちで、児童虐待と認定し対応した件数は、右肩上がりでの推移をし、平成20年度は過去最多となりました。平成21年度の件数は、前年度を少し下回ったものの依然として高止まり傾向にあります。

このように深刻な状況にある児童虐待に適切に対応していくためには、市町村や児童相談所の相談体制を強化していくことはもちろんですが、保育所、学校、民生委員・児童委員など、児童に関わる全ての関係機関が連携し、児童の最善の利益を最優先にして取り組んでいくことが重要です。

高知県の児童虐待相談受付件数・相談件数の推移



出典：高知県地域福祉部

■自殺者数の状況

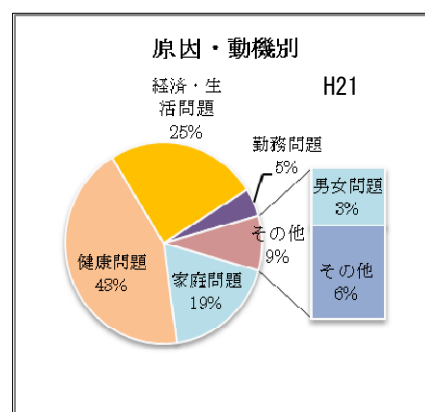
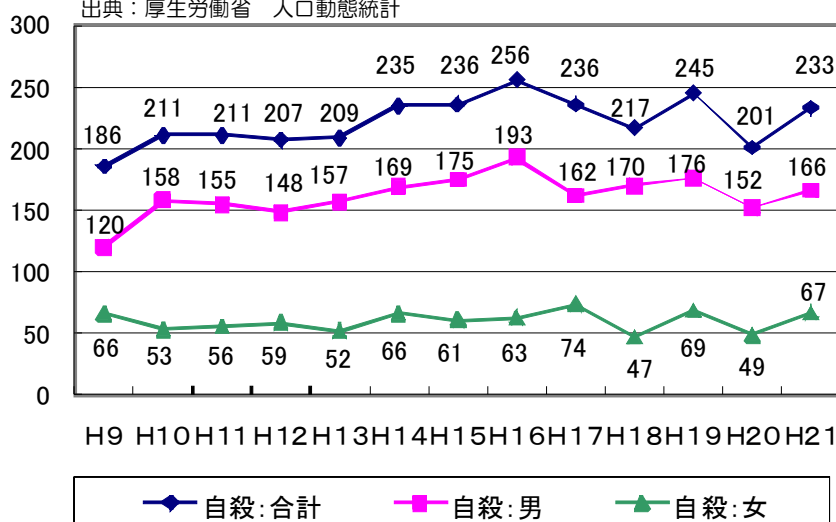
自殺で亡くなる方は、平成10年以降、毎年200人を超えており、深刻な状況にあります。自殺者の約3割を高齢者が占めており、また、近年自殺者が増えているのは、中高年の男性です。

自殺の原因・動機では、「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」の順に多くなっており、特に「経済・生活問題」は、平成9年と比較すると倍増しています。

地域のなかでの気づきやつなぎ、見守りなど、一人ひとりの取り組みと、身近な相談窓口の充実、強化が必要となっています。

高知県の自殺者数の推移

出典：厚生労働省 人口動態統計



出典：警察庁、県警データ

- 高知県では、地域での支え合いの力が弱まってきているうえ、国の全国一律の福祉制度サービスだけでは、必要なサービスが行き届かなくなってきています。
- 地域での福祉活動においても、サロン等の小地域でふれあい支え合う活動も地域によってバラつきがあり、自主防災や災害時要援護者に対する相互扶助活動も十分ではありません。また、中山間地域などでは、集落機能も低下しており、高齢者等が生活しづらい環境となっており、生活面での不安も大きくなってきています。さらに、児童虐待や自殺の件数も多く、社会問題となっており、地域での「支え合い」が必要となっています。
- 今後ますます、人口減少、高齢化が進むなかで、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度サービスの充実はもちろんですが、以前あった近所づき合いや助け合い、支え合いのような地域住民の新たな「支え合いの仕組みづくり」を再構築し、地域福祉活動を推進していくことが喫緊の課題です。
- 地域福祉への県民のみなさんの意識も高く、今こそ高知県の地域の実情にあった新しい福祉の形を官民協働により地域地域でつくり上げていかなければなりません。



第2章 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条に基づく計画で、高知県における地域福祉を推進するための基本指針であるとともに、市町村の地域福祉計画の策定及び実践活動を支援する性格を持っています。

また、福祉・保健・医療分野と連携し、関係する個別の福祉計画との整合性を図り、地域福祉の視点から定める計画です。

【社会福祉法 抜粋】
(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通する広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

2. 計画の目的

この計画は、「高知型福祉」の実現のために、市町村が住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題に対応した地域福祉を進める取組を支援することを目的として策定するものです。



3. 地域福祉の方向性

「高知型福祉」を実現するために、地域福祉の取り組みの方向性を示し、その方向性に沿った方策を推進します。

◎安全・安心の地域づくりの推進

○新たな支え合いによる地域づくり

○安全で安心して暮らせる地域づくり

◎安全・安心の基盤づくりの推進

○多様な福祉サービスの質の向上

○市町村の地域福祉計画等の策定支援及び実践活動の促進

4. 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間



5. 計画の目標

官民協働

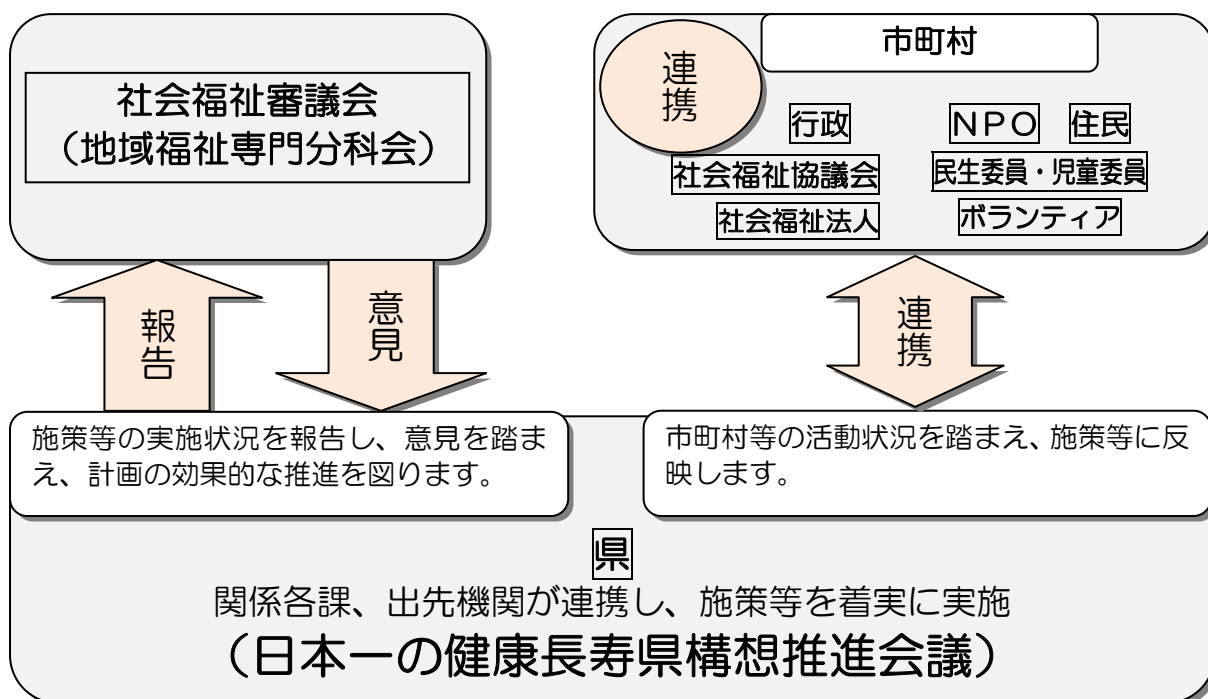
県民誰もが安全で安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり

この計画では、それぞれの地域において、官民協働による県民誰もが安全で安心して暮らせる支え合いの仕組みづくりを目標に取り組みを進めます。

6. 計画の推進体制

この計画を推進するため、県は、市町村の地域福祉の取り組み状況をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO、地域住民等の活動状況を踏まえ、意見交換を行いながら、施策等に反映していきます。

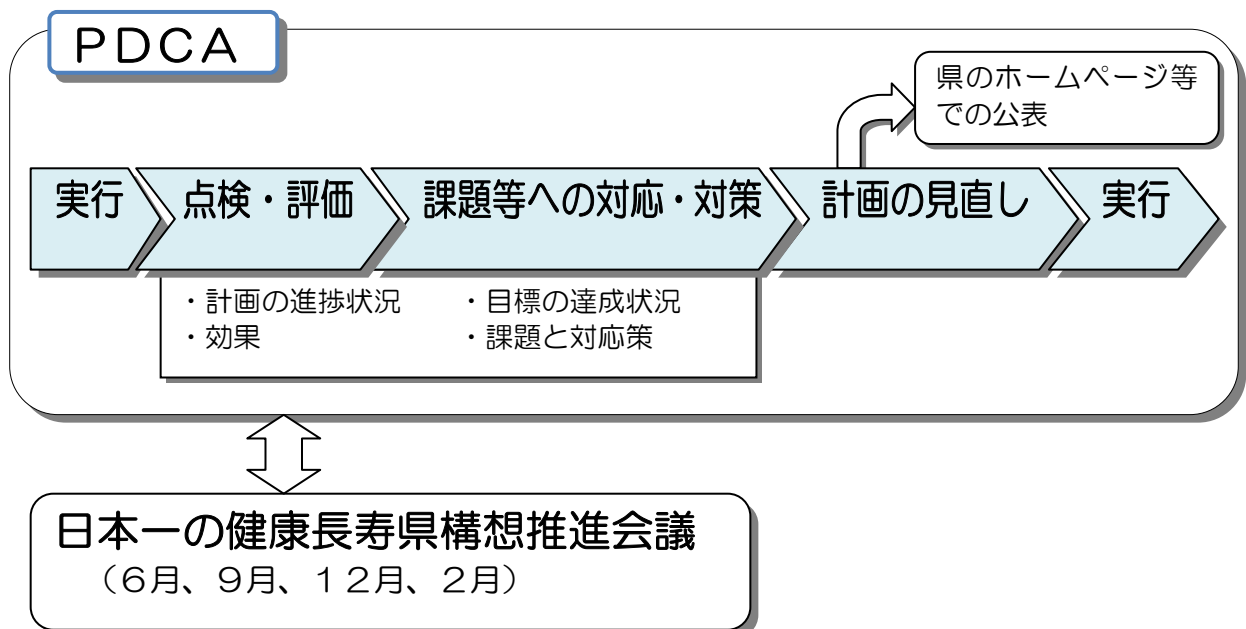
- 日本一の長寿県構想推進会議において、施策の進捗管理を行い、次年度以降の施策に反映します。
- 高知県社会福祉審議会へ施策等の実施状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図ります。



7. 計画の進行管理

この計画の進行管理は、計画を立て（Plan）、計画を実施（Do）し、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価すること（Check）で、その後の計画や計画の実施を改善する（Act）、一連のPDCAサイクルによって、計画の目的や目標に向けた取り組みを着実に進めていきます。

- 本課と各福祉保健所（地域支援室）等の出先機関が連携し、把握した市町村の進捗状況等も踏まえ、日本一の健康長寿県構想推進会議において、施策の実施状況の点検・評価・見直し等を行うとともに他の福祉関係計画の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、適宜必要な計画の見直しを行っていきます。
- 計画の見直しを行った場合は、県のホームページ等で、その内容を県民に公表していきます。



第3章 計画の内容

1. 地域福祉の方向性

(1) 安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティの再生・強化～

人口減少と少子・高齢化が進む中なかで、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくため、

- ・新たな支え合いによる地域づくり
- ・安全で安心して暮らせる地域づくり

を推進し、コミュニティの再生・強化に取り組みます。



① 新たな支え合いによる地域づくりの推進

本県の中山間地域などでは、地域での支え合いの力が弱まってきているうえ、国の全国一律の福祉制度サービスだけでは必要なサービスが行き届かなくなっています。

そのため、平成21年度から、こうした制度サービスのすき間を埋め、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず小規模でありながら必要なサービスを提供でき、ふれあうことのできる小規模で多機能な地域福祉の拠点として「あったかふれあいセンター」の整備を進めています。

「あったかふれあいセンター」では、高齢者や障害者などの「集い」を中心にした活動が行われていますし、見守りや訪問活動を行うなかで、高齢者の生活課題に対応した活動が行われているところもあります。

このように、地域の集いに来られない、自宅に引きこもりがちな人や在宅生活を支えるために支援が必要な人へのきめ細やかな対応など、あったかふれあいセンターが、地域の実情やニーズに対応した小規模多機能拠点となるよう、福祉サービスの現状や生活課題を明らかにし、支え合いや生活支援サービスの仕組みづくりを地域の方とともに進めていきます。

また、身近な小地域で、誰もがふれあい・交流するとともに、介護予防や健康づくり、生きがいづくりなど、住民主体の活動の面的な広がりや活動の促進を図り、地域ニーズの把握やコミュニティの再生・強化に取り組みます。その際、あったかふれあいセンターなど地域福祉の拠点が、持続可能な活動となるよう地域活動をサポートすることが大切です。

② 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者が増えてきており、誰にも気づかれずに自宅などで亡くなっている「孤独死」事例が県内でもありますし、認知症の方を地域で見守り、支える活動も求められています。

また、社会的な問題となっている児童虐待は、地域で気になる子どもや家庭を早期に発見し、子どもに関わる全ての関係機関が連携して、早期に適切な対応を行うことが重要です。さらに、本県の自殺死亡率は、全国に比べて高い状況にあり、自殺対策が大きな課題です。

そのため、地域で悩みを抱える人に気づき、その人の話を聞き、専門機関へつなぐなどの取り組みが重要となっています。

このように、地域で援護が必要な人などを早期に発見し、支援するネットワークと、市町村の総合相談窓口などが中心となって、介護や医療などの専門機関と地域の関係機関が連携して総合的かつ継続的に支援を行う体制づくりー地域包括ケアシステムーの整備を進めていきます。

また、喫緊の課題である南海地震への対応として、自主防災組織の組織率の向上と要援護者の支援の仕組みづくりを進めていきます。

(2) 安全・安心の基盤づくりの推進 ～多様な福祉サービスの質の向上～

誰もが、住み慣れた地域で必要な福祉サービスを受け、安心して暮らせる地域づくりを進めていくうえで、その基盤となる

- ・ 地域福祉を支える担い手の育成
- ・ 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

を図る取り組みを推進し、住民の多様なニーズに対応した質の高い福祉サービスを提供できるように取り組みます。

① 地域福祉を支える担い手の育成

地域福祉を推進していくためには、住民の地域福祉に対する理解を深め、活動に対する気運の高揚を図るとともに、それぞれの個人の特技や経験、さらには関心があることなどを地域活動に活かしていただくよう参加しやすい仕組みや環境づくりを進めます。

また、福祉サービスの質の向上を図るため、介護や福祉の専門職の確保と育成に取り組むとともに、地域福祉の核となる市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会の活動強化に取り組めます。

② 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

福祉サービスを利用する人が、自分に合った質の高い福祉サービスを選択でき、利用しやすくしていくことが必要です。

そのため、利用しやすく分かりやすい、また適切できめ細やかな相談支援体制や、誰もが利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりを進めます。

2. 具体的な方策

(1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進

① 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンター等）の整備と運営体制

現状及び課題

- 本県は全国に先行して人口の減少や高齢化が進んでおり、これまで地域が担ってきた支え合いの力が弱まってきています。特に中山間地域などにおいては、住民力の低下により、集落機能の維持さえも困難になってきているのが現状です。
- 県民世論調査（H21）でも、55.8%もの人が、地域での支え合いの力が弱まっていると感じていることがわかりました。
- こういった現状の中で、全国一律の基準で提供される介護や障害の福祉制度サービスは、地域に多様なニーズがありながらも、利用者が少ないために必要なサービスが提供されにくい状況となっています。
- このため、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていけるよう、平成21年度から、ふるさと雇用再生特別基金（～H23）を活用し、小規模でありながらも、必要な福祉サービスを提供できる小規模で多機能な地域福祉の支援拠点（以下、「地域福祉の拠点」という。）としてあったかふれあいセンターの整備を進めてきました。
- 平成22年10月末現在で、30市町村39ヶ所で新たに114人を雇用し、活動が行われています。具体的には、集いの場としてのサロン活動を中心に、あったかふれあいセンターへの送迎や外出支援、認知症高齢者や子どもの一時的預かり、障害者の就労支援など、地域の実状にあわせて様々な活動がおこなわれています。
- このように、誰もが利用できる集いの場ができたことで、ニーズの掘り起こしとなり、世代間の交流などによる高齢者の元気づくりや、介護予防、障害者の参加に繋がっています。また、制度サービスの隙間を補完するサービスとしても利用されています。
- また、集う機能とともに、見守り・声かけ訪問などを行うことで地域のニーズに対応した生活支援サービスが行われてきており、配食や買い物支援などのサービスに繋がってきていますが、地域の課題把握やニーズの掘り起こしは、まだまだ十分とは言えない状況です。
- あったかふれあいセンターが地域課題やニーズに柔軟に対応できる地域福祉の拠点として運営していくためには、民生委員・児童委員や老人クラブ、ボランティア等と関係機関の参画による官民協働の運営体制（運営協議会）が重要ですが、設置されているところは少ない状況にあります。

取り組みの方向

- ◎ あったかふれあいセンター等の活動は、地域ニーズや課題に対応した地域福祉の拠点として、次のような活動を展開します。

- ・誰もが利用できる「集う」機能を基本に、地域住民の交流や創作活動、高齢者や障害者等の一時預かり、さらには、中山間地域の実情を踏まえ、集いの場の送迎サービスや高齢者等の不安を取り除くために泊る機能など地域ニーズに応じたサービスを提供します。
 - ・訪問・相談活動などの充実強化により、地域の要援護者を早期に発見し、早期に必要な支援やサービスに繋ぐなど、地域包括ケアシステムの構築が必要であり、そのなかで地域福祉の拠点として、要援護者の早期発見、見守り支援ネットワークづくりなどの活動を進めます。
 - ・高齢者や障害者などの生活を維持するため、地域の生活課題に対応した新たな支え合いの仕組みづくりと、その活動拠点としての支え合い活動を推進します。
- ◎地域福祉の拠点は、市町村や住民、関係機関との連携が不可欠であることから、生活圏域など地域の実態をふまえ、一定のエリアを基本単位に整備を進めます。
- ◎地域福祉の拠点としての活動を展開していくため、地域福祉コーディネーターなどの職員体制を整備します。
- ◎市町村はもとより、住民や関係機関との官民協働の運営体制づくりを進めます。
- ◎市町村の地域福祉計画・市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画に地域福祉の拠点の活動を位置づけて、地域福祉活動を推進します。

県の具体的施策

- ◎地域ニーズに応じた生活支援サービス等を提供できる地域福祉の拠点整備を推進します。
- ・地域福祉の拠点の運営支援制度の創設に関する国への制度提案を行います。
 - ・地域福祉の拠点の運営に対する財政的支援と、活動に対する人的支援を行います。
 - ・地域福祉の視点を持ち、集いの場や訪問活動などから相談支援や地域のニーズ把握、生活課題への対応が行えるよう、高知県社会福祉協議会と連携して、地域福祉コーディネーター等の育成をします。
 - ・地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定や実践及び推進体制づくりへの人的・財政的支援を行います。



●あつたかふれあいセンターの整備促進



あつたかふれあいセンターの整備状況

	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 10 月 末
市町村	22市町村	30市町村
設置箇所数	28カ所	39カ所
新規雇用者数	76人	114人

※ あつたかふれあいセンターの運営に、国のふるさと雇用再生特別交付金による基金を活用（平成21～23年度）

＜実施主体＞

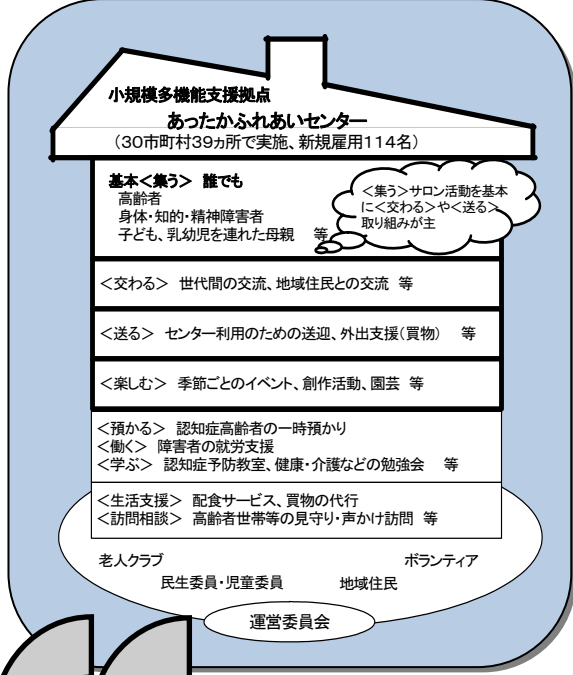
- ・社会福祉協議会…………… 21カ所
- ・その他社会福祉法人…………… 6カ所
- ・株式／有限会社…………… 5カ所
- ・その他(NPO/社団法人/任意団体) …… 7カ所

利用者の状況

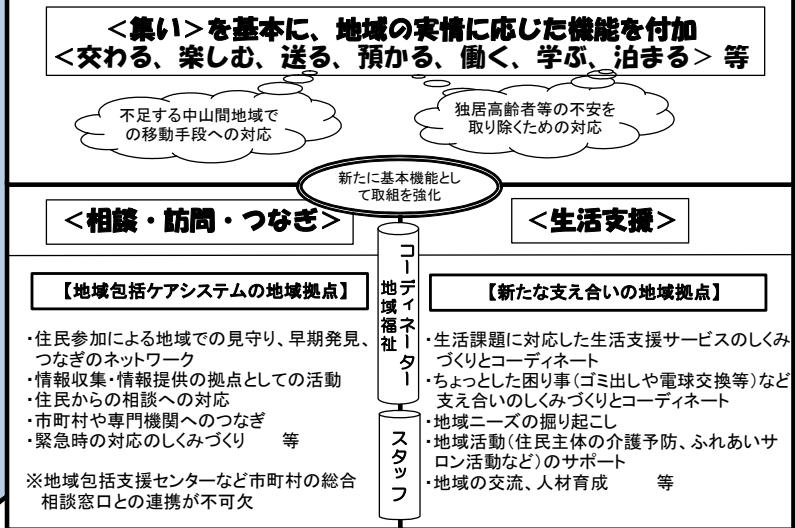
- 利用者の状況…主に高齢者が多く、1日平均10名程度が利用
- ・**高齢者**：元気な高齢者や介護認定者で日中の居場所がほしい方、生活に不安を感じる方、閉じこもりがちな方、介護認定者（認知症の方を含む）で既存サービス（デイサービスやALPサービス）の補充
 - ・**身体、知的、精神障害者**：日中の居場所がほしい方、社会参加や就労の場が不足している方、サービス（地域活動支援センター事業など）の補充
 - ・**子ども**：学童保育を利用していない（できない）小学生、放課後や長期休暇中の居場所
 - ・**若者**：引きこもりがちな方
 - ・**乳幼児を連れてきた母親** 等

地域の实情に応じて一定のエリアを基本単位に整備

機能強化



小規模多機能支援拠点・地域福祉の拠点
あつたかふれあいセンター



「制度の創設」
国への制度提案

官民協働の運営体制

「財政支援」＋「人的支援」
(県)

② 地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動 ア 福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり

現状及び課題

- 地域では住民同士の支え合いの力が弱まってきていますが、今後、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくためにも、住民参加による新たな支え合いの仕組みづくりは大きな課題となっています。
- 高知県地域福祉支援計画策定にあたり行いました県下6カ所での意見交換会（以下、「支援計画の意見交換会」という。）では、「身近なところに居場所が欲しい」「買物やゴミだしが困る」「庭の草刈りや掃除をして欲しい」「食事の準備などちょっとした支援をして欲しい」。また、「交通（移動）の問題」「子育ての支援の場や障害者等の就労の場が欲しい」など、たくさんのご意見をいただきました。
- これらの課題に対して、住民のマンパワーを活かして生活支援サービスや地域の支え合いで解決できることもあり、自分達も住み慣れた地域ですっと暮らしていくためにも支え合いの仕組みをつくっていきたいといった、心強いご意見もいただきました。
- また、平成22年11月に地域支援企画員が実施した、小規模な（20世帯以下）集落の調査（11集落）では、
 - ・集落内に商店はなく、移動販売を利用したり、バスで市街地へ買い物に行っている。
 - ・県道まで出ないとバスはない。自動車がないと生活が厳しい。タクシー利用も多い。
 - ・急病人が出て、救急車が到着するまでに40分もかかってしまう。
 - ・新聞は総合版のみで、区長が集落の入口へ取りに行き、各戸へ配布しているケースや、各人が取りに行くケースがあり、非常に不便を感じている。（郵便局が配達する集落があるが、朝刊が着くのが夕方の時間帯）
 - ・携帯電話の繋がりにくい場所がある。など、集落における実態や生活課題も明らかになりました。
- 今後ますます、人口減少、高齢化が進むなかで、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、既存の制度や仕組みによる福祉サービスだけではなく、住民も参加した新たな支え合いと生活支援サービスの仕組みづくりが必要です。
- また、こうした地域課題やニーズに対応した仕組みづくりを進めていくためには、住民の支え合いの意識の醸成を図ることが重要です。

取り組みの方向

- ◎ あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点を中心にして、市町村や関係機関はもとより、地域の方々や民生委員・児童委員、老人クラブなど、官民協働で地域の実情やニーズに応じて、住民のマンパワーを活かしながら新しい支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ◎ 福祉サービスの現状や地域課題を整理し、住民と共有して、生活課題に対応した生活支援サービスや生活のちょっとした困りごとに対応した新たな支え合いの仕組みづくりを進めます。
 - ・地域の現状や課題を住民と共有することによって、支え合いの意識を醸成し、活動に対する理

解と協力を得るよう取り組みを進めます。

イ 推進体制と実践活動、活動の評価

現状及び課題

- 誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくため、地域福祉の拠点を中心に、官民協働による新たな支え合いの仕組みを地域で実践していくうえで、住民参画による推進体制が非常に重要です。
- また、実践活動を定期的に評価・見直しをしていくことで、より地域の実情やニーズに応じた取り組みに繋げていくことが重要です。(運営委員会等)

取り組みの方向

◎住民参画による官民協働の推進体制の整備を進めます。

- ・市町村の地域福祉計画及び地域福祉活動計画の中に、実践活動をPDCAサイクルで定期的に評価し、見直しすることを位置づけていくことで、地域のニーズに対応した取り組みを進めます。

※PDCA サイクルーP (Plan: 計画)、D (Do: 実行)、C (Check: 評価)、A (Act: 改善) の4段階を順次行い、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上(スパイラルアップ)させて、継続的に業務改善する。

県の具体的施策

- ◎住民のマンパワーを活かした住民参加の支え合いの仕組みづくりと活動の推進体制の整備など活動に対して、人的支援を行います。
- ◎地域福祉コーディネーターや、民生委員・児童委員等の地域福祉を支える担い手の育成を図るため、高知県社会福祉協議会と連携して研修会を開催します。



③ 小地域の福祉活動の推進

ア ふれあいサロン活動等の普及

現状及び課題

- 小地域の福祉活動としては、地域の集会所などを活用して、市町村社会福祉協議会や地域住民などが主体的に運営する「ふれあいサロン」があります。県内の設置個所数は、平成 18 年には 694 カ所でしたが、平成 21 年には 818 カ所と、住民のニーズに合わせて増加しています。
- あったかふれあいセンターにおいても、13 市町村でサテライト方式により、より住民に身近なところでサロン活動に取り組んでいます。
- 高齢者等が身近で気軽に集えることで、生きがいづくりや地域の交流の場所として、また、ひきこもりの防止など大きな役割を果たしています。
- しかし、中山間地域など一部の地域では、サロンの開催場所まで行けなくなったことで利用者が減少したり、サロン運営の担い手がないことで活動が衰退し、交流の機会が少なくなった地域もあります。支援計画の意見交換会でも、「高齢者の孤独や孤立」、「ふれあいが少ない」「集う場所がない」「話す場や人がいない」などのご意見をいただきました。
- 住民が参加しやすく身近なふれあいサロン等の活動は、ふれあいや交流の場としての役割はもちろんです。地域コミュニティの再生強化に繋がります。併せて、住民ニーズや生活課題を把握するうえでも重要な役割を担っていますことから、ふれあいサロンなど小地域での集いの場づくりと、その活動が継続される仕組みづくりが必要です。

取り組みの方向

- ◎ あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点の整備に合わせて、そのサテライト機能を、住民が身近な場所で集える場として整備していきます。
- ・ 地域のニーズに応じて、小地域での集いの場づくりを進めます。
- ・ 地域福祉の拠点が、住民主体で行っているサロン等の活動をサポートすることで、継続的な活動につなげるとともに、担い手の育成を進めます。

イ 住民主体の介護予防の推進

現状及び課題

- 日本一の健康長寿県構想を進めていくうえで、高齢者の介護予防の取り組みは非常に重要です。
- 小地域でのサロン活動などは、住民主体で介護予防や健康づくりに取り組む拠点として非常に有効です。

- 県内では、高知市をはじめ、各地域で100歳体操などの介護予防や健康づくりの取り組みが行われていますが、一方で、地域の担い手不足や、高齢化したことで、介護予防などの取り組みが展開できていないところもあります。
- 県では、本年度から、住民主体の介護予防の取り組みを進めるため、その地域リーダーを育成するとともに、高齢者が取り組みやすい運動方法などを取りまとめた介護予防手帳を作成配布することにしています。今後、介護予防手帳を活用して地域福祉の拠点や地域リーダーなどと連携して住民主体の介護予防の活動を進めていきます。

取り組みの方向

- ◎介護予防や健康づくりに取り組む住民の意識の啓発と醸成を図ります。
- ◎介護予防の地域リーダーを育成するとともに、介護予防手帳などを活用して、住民主体の介護予防の取り組みを進めます。

県の具体的施策

- ◎地域福祉の視点を持って、集いの場や訪問活動などから相談支援や地域のニーズ把握、生活課題への対応が行えるよう、高知県社会福祉協議会と連携して研修を行うことで、地域福祉コーディネーター等を育成します。
- ◎町村や高知県社会福祉協議会などと連携し、県民に対してサロン等の活動状況を広報することで、サロン活動等の普及に取り組みます。
- ◎あったかふれあいセンター等の地域福祉の拠点が、小地域の活動をサポートし、継続的な取り組みとなるよう支援します。
- ◎地域リーダーの育成とリーダーを中心とした地域の介護予防や健康づくりの仕組みづくりを行う市町村を支援します。
- ◎高知県版介護予防手帳を作成し、健康に関する情報や介護予防の必要性、取り組み方法などを広く普及します。



(2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

① 地域包括ケアシステムの構築

ア 市町村における活動の促進

(ア) 総合相談窓口の機能強化

現状及び課題

- 地域での総合相談窓口として、住民の保健や医療、介護、福祉サービスをはじめ、日常生活での困りごとや気にかかる家庭、住民などについての相談対応は、市町村が行っています。

<高齢者に関すること>

- 高齢者に関する相談窓口である地域包括支援センターでは、要介護認定者などの状況が十分に把握できていないところがあり、居宅介護支援事業所の介護支援専門員や民生委員・児童委員などと連携して実態把握を行うことが必要です。
- また、要介護認定者の在宅生活を支えていくためには、介護サービスだけでなく日常生活の支援や家族への相談活動、緊急時の対応などについて、地域福祉の拠点や市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門機関と連携して取り組むことが必要です。
- 併せて、保健や医療、介護などの多職種、多機関との十分な連携を図るとともに、多様なニーズに対応していくためには、地域包括支援センターの職員の専門性を高めることが必要です。

<障害者に関すること>

- 障害者に関する相談窓口として、相談支援事業を直営で実施している市町村では、保健師等が他業務と兼任となっているなど、十分な支援体制が構築できていない状況にあります。
- 利用者の個々のニーズに応じた、きめ細やかな支援を行うためには、専任の相談支援専門員が配置された相談支援事業所での相談体制づくりと、相談支援専門員のスキルアップが必要です。

<児童に関すること>

- 平成17年度から市町村が児童家庭相談の第一義的な窓口ですが、職員の人事異動等により相談のノウハウが蓄積されないことや、専門職員の確保が難しい状況にあるため、職員の専門性を高めることや、専門性の確保される組織づくりが必要です。

<悩みを抱える方やひきこもりの方に関すること>

- 悩みを抱える方やひきこもりの方、その家族、地域からの相談については、主に保健福祉の担当部署の保健師等が他業務を兼務しながら対応している状況ですし、相談対応のスキルアップを図ることが必要です。

- このような各分野の相談窓口が適切に対応していくためには、職員の専門性を高めていくことが必要です。あったかられあいセンター等の地域福祉の拠点や専門機関等との定期的な情報共有

や小地域ケア会議等を通じて機能強化を図る取り組みが必要です。

- 今後は、地域包括ケアシステムとして、それぞれの相談窓口が発揮する専門的視点や相談機能を生かし、お互いが連携した相談体制を作ること、多様なニーズに柔軟に対応し、必要なサービスや支援に繋げていく仕組みづくりが重要です。

取り組みの方向

- ◎高齢者の実態把握や障害者のニーズ調査などを行い、必要なサービスへつなぐ取り組みなどを進めます。
- ◎住民の相談に適切に対応するため、市町村総合相談窓口の専門性の向上と機能強化を図るため、研修や専門機関からのアドバイス、先進事例の検討、情報交換会などの取り組みを進めます。
 - ・市町村総合相談窓口をはじめ地域包括ケアシステムの関係者への研修の機会を確保します。
- ◎地域住民のニーズを早期発見、早期対応していくため、地域包括ケアシステムの活動内容を評価し、改善する仕組みの導入を図ります。
 - ・市町村の保健福祉担当、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員などと地域に関わる多様な専門職員を対象に地域支援ワーカーとしての研修を行い、各地域での専門職間の連携を進めます。
 - ・各分野の相談窓口が専門的視点や相談機能を生かし、地域包括ケアシステムとして連携した相談体制を構築することで個々にとらえたニーズを総合的にアセスメントし、必要とするサービスや支援につなげていける仕組みを作っていきます。
 - ・小規模市町村などでは、各分野ごとの相談窓口の機能強化が難しいところがあり、福祉分野の総合相談窓口の1本化や広域で取り組むなど、その体制について話し合いの場を持ちます。

県の具体的施策

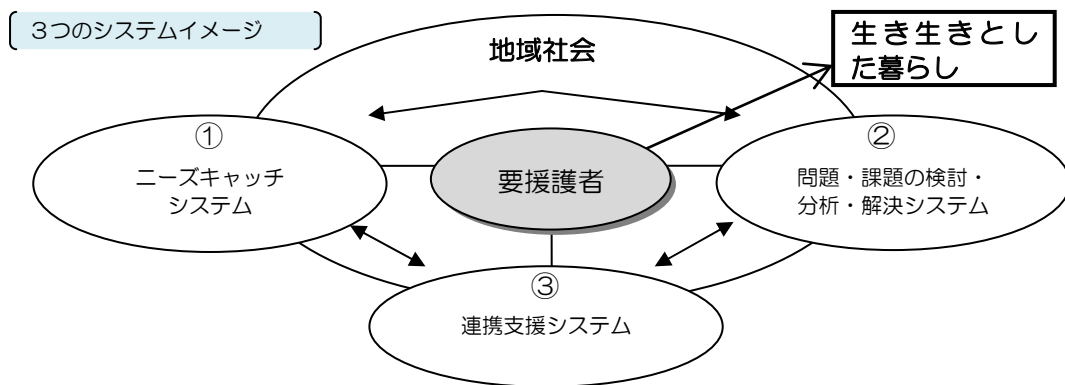
- ◎住民が信頼して相談できる市町村総合相談窓口の機能強化と専門性を高めるため、研修や先進事例の学習、専門家のスーパーバイズなどの取り組みを進めます。
- ◎市町村が、地域包括ケアシステムを効率的、効果的に導入するため、研究会等を立ち上げ、活動評価の仕組み（活動評価シート）等を検討し、その結果を示すことで市町村を支援します。
- ◎地域包括ケアシステムの専門機関のネットワーク会議（地域包括ケア会議等）を整備するために、関係者へ説明会や周知、協力依頼を行います。
- ◎小規模市町村の総合相談窓口の機能強化のための体制づくりに対して、人的支援を行います。



(イ) 地域福祉拠点や専門機関等との連携による地域包括ケアシステムの構築

(地域包括ケアシステムとは)

- 地域包括ケアシステムとは、小地域のなかで要援護者のニーズを発見し、市町村はもとより、医療、介護、福祉の専門機関や地域住民など、地域全体が的確に支援する取り組みを一貫して進めていく仕組みです。このことによって、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活の実現を目指していくものです。
- 地域包括ケアシステムは、大きくは次の3つの仕組みで構成されます。
 - ① ニーズの潜在化を防ぎ、的確かつ早期にニーズを発見するための訪問活動や見守り活動、連絡・通報の仕組み（ニーズキャッチシステム）
 - ② 発見されたニーズについて、その解決方法を様々な人の視点から検討・分析し、解決方法を明確にしていく仕組み（ニーズの分析・検討・解決システム）
 - ③ 明確にされた解決方法を、インフォーマル、フォーマルの様々な人や団体等が連携し、取り組んでいく仕組み（連携支援システム）
- 地域包括ケアシステムは、この3つのシステムを地域の中で、要援護者のニーズに機能させ、「地域における様々なサービスを地域住民のニーズの状態や変化に応じて、適切に、切れ目無く、かつ包括的に提供」できるようにし、住み慣れた地域で安心かつその人らしい「生き生きとした暮らし」を実現していく仕組みです。



- 住み慣れた地域で、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めていくうえで、支援を必要とする高齢者や障害者、児童、悩みを抱える人やひきこもりの人などを早期に発見し、早期に対応し、的確な支援を地域全体で行う取り組み「地域包括ケアシステム」が不可欠です。

a支援を要する高齢者に係る保健・医療・介護・福祉の連携体制

少子高齢化がますます進むことに伴い、要援護者の増加が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続させるためには、介護サービスはじめ、地域における様々なサービスが高齢者の変化に応じ、適切に、切れ間なく、かつ包括的に提供されることが必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

- 地域包括支援センターでは、地域の見守り協力者の不足や、プライバシーの問題、独居高齢者の増加、過疎化などによる地域のつながりの希薄さなどから高齢者に関するニーズや課題についての情報が把握しにくい状況にあります。
- 地域の見守り活動は主に民生委員・児童委員などが中心となって行っていますが、要援護者を発見した時、それぞれの判断で地域包括支援センターや専門機関等に要援護者の情報を随時連絡し、繋いでいるものの、地域包括支援センターがニーズを集約する仕組みには至っていない状況です。
- 現在、地域福祉の拠点として取り組んでいるサロン活動やあったかふれあいセンターでは、利用者の多くが高齢者であり、利用者をとおして地域の生活課題など様々な高齢者のニーズが見えてきており、具体的な生活支援の取り組みに繋がっている事例も出てきています。
- 一方、サロン活動や、あったかふれあいセンターなどに参加しない高齢者の中には、支援が必要な方が潜在化している可能性が高く、そのような方の状況を適切に把握して見守りの活動などを行う必要があります。
- 今後は、民生委員・児童委員や地域住民による見守り活動と、あったかふれあいセンターや地域の集い活動の中で把握した地域のニーズを地域包括支援センターにつなげていくしくみを構築することが必要です。

対応の方向性

◎地域の見守り活動や、サロン活動やあったかふれあいセンター等、地域福祉の拠点での活動を利用したニーズ把握の仕組みづくりを進めていきます。

対応策

◎要援護者の早期発見・見守り活動の体制強化を進めます。

見守り協力者の確保を図るために、老人クラブ活動における地域の見守り協力者を増やすとともに、認知症サポーター養成講座を積極的に行い、地域住民による見守りへの意識を高めていきます。

【②ニーズの分析・検討・解決システム】

現状・課題

- 地域包括支援センターに位置づけられている地域ケア会議は、地域の困難事例などを関係機関とともに必要な支援について検討する場になってはいますが、困難事例など個別のケース検討や関係機関との連絡会などに留まっているところが多いのが現状です。
- 今後は個別事例の検討などで集約された地域の課題に対して、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員、介護や医療、福祉の関係者によって、地域に必要な新たな支援体制づくり等が検討される場としても機能していく必要があります。
- 一方、地域福祉の拠点として、あったかふれあいセンターの取り組みが進む中で、高齢者の生活実態や生活支援のニーズが把握しやすくなり、ちょっとした困り事など、生活支援のニーズにも対応していける仕組みが小地域単位できつつあります。(小地域ケア会議)
- 地域包括支援センターとしても、こうした小地域単位での課題解決の仕組みを活かし、地域の支え合いの中できめ細やかな支援に繋げていくことも必要です

対応の方向性

- ◎民生委員・児童委員や地域住民による見守り活動や、地域ケア会議で得た事例だけでなく、あったかふれあいセンターや地域の集い活動の中で把握した地域のニーズを地域包括支援センターが集約し、必要な高齢者支援に繋げていくしくみを構築していけるよう、地域包括支援センターの機能を見直し、強化していきます。

対応策

- ◎地域包括支援センターの機能強化を行います。
- ◎地域包括ケアシステムの実現の必要性と地域包括支援センターの役割についての理解を促進するため、保険者である市町村への研修の実施します。
- ◎包括支援センター職員のスキルアップを図るための研修を実施します。
- ◎地域包括支援センター業務整理として、介護予防給付関連業務の簡素化を図るためのマニュアルの普及を行います

【③連携支援システム】

現状・課題

- 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続させるためには、介護サービスはじめ、地域における様々なサービスが高齢者の変化に応じ、適切に切れ間なく、かつ包括的に提供されるしくみづくりが必要です。
- 現在、高齢者を支援するサービスは、医療、介護といった制度サービスが基礎としてありますが、介護認定を受けていない高齢者や、中山間地域など制度サービスの行き届かない地域の高齢者にとっては、キャッチしたニーズに柔軟に対応していくための様々なサービス提供体制が必要

となります。

- 医療、介護といった地域にある社会資源とともに、配食、買い物サービス、緊急通報といった生活支援の仕組み、あったかられあいセンターなど地域福祉の拠点機能が連携して、高齢者の生活を支える地域づくりを進めていきます。

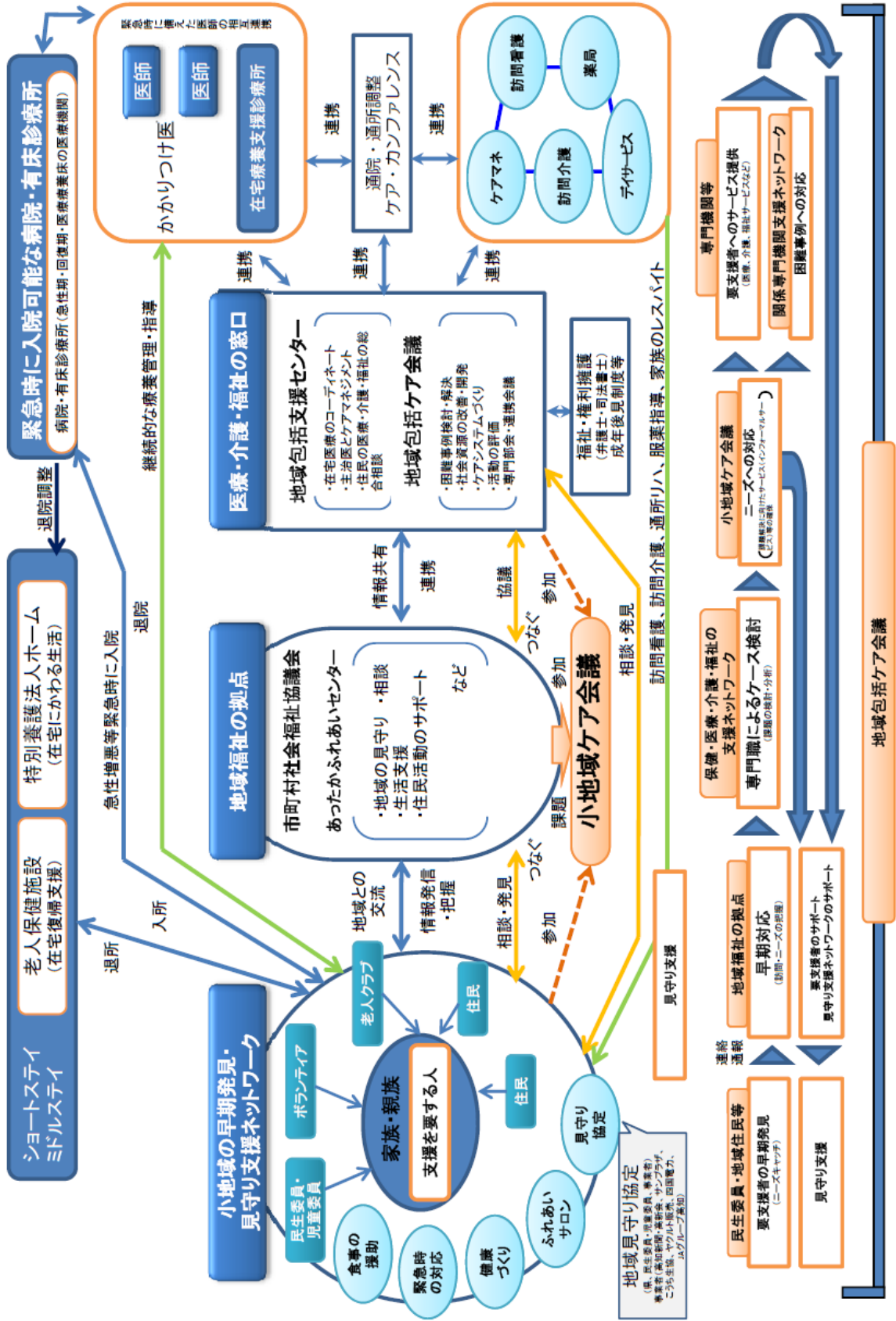
対応の方向性

- ◎市町村が中心となり、把握した地域のニーズに対して、必要な制度サービスとインフォーマルサービスの提供体制の方向性を検討していきます。
- ◎地域で高齢者を支えるサービスの担い手として、人材育成を進めていきます。
- ◎複合的な支援が必要で関係機関が広範囲にわたるような困難事例については、地域包括支援センターが中心となり、介護サービス等の担当者、地域住民、医療機関等、多職種によるチームケアにより、総合的な支援が提供できるよう支援のしくみづくりを行います。

対応策

- ◎地域福祉の視点をもった地域支援専門職の育成研修を行うとともに、研修後には専門職（地域支援ワーカー）のネットワークづくりとして地域支援をテーマとした事例検討会を行うなどのフォローアップを行います
- ◎地域福祉の視点を持った地域活動リーダーの養成研修を行います。
- ◎ボランティアや認知症サポーターの育成を行います。

保健・医療・介護・福祉の連携体制 — 地域包括ケアシステム — (高齢者の例)



b支援を要する障害者に係る医療・介護・福祉の連携体制

65歳未満の障害者手帳所持者のうち、相談支援事業の利用者は35%、また、障害福祉サービスの利用者は24%となっているように、地域の障害者の多くの方が相談やサービスに繋がっていない状態にあります。

障害者やその家族の方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるために、自立のための支援や必要なサービスが利用できる地域での体制づくりが必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

- 民生委員や障害者相談員など、障害者の身近な地域での協力者による地域での見守り活動は行われていますが、協力者同士の顔つなぎが十分できていないところがあります。
- 障害の特性から、関係機関への情報提供に同意が得られないことで、関係機関との情報共有が難しい場合がありますし、交流や集いの場など地域資源が少ないため、障害者のニーズが十分把握できていない状況にあります。

対応の方向性

- ◎障害者の実態調査やニーズ調査などを行い、必要なサービスへつなぐ取り組みを進めます。
- ◎地域福祉の拠点において民生委員などの地域の関係者による障害者の見守りやサポート体制の仕組みづくりを進めます。

対応策

- ◎サービスの利用に結びついていない障害者の家庭を訪問し、ニーズ調査などを行う市町村を支援します。
- ◎民生委員や障害者相談員、市町村社会福祉協議会など、地域の関係者のネットワークづくりのための研修会や意見交換会を開催します。
- ◎市町村や地域の相談支援事業所での個別の支援会議に「地域での見守り」「居場所」「交流」に必要な関係者の参加を呼びかけ、個別のニーズに応じた支援ネットワークの構築を支援します。
- ◎「あったかふれあいセンター」などの地域福祉の拠点による見守り活動や交流の場など、身近な地域におけるサポート体制の構築を支援します。

【②ニーズの分析・検討・解決システム、③連携支援システム】

現状・課題

- 発見されたニーズについて、市町村や相談支援事業所が中心となり、解決方法を検討しますが、相談支援事業が直営の市町村では、保健師等が他業務と兼任となっているなど、十分な支援体制が構築できていないところがあります。

- 利用者の個々のニーズに応じた、きめ細やかな支援を行うためには、相談支援専門員のスキルアップが必要です。
- 明確にされた解決方法に取り組むためには、関係機関との情報共有や連携を図り、地域自立支援協議会を核としたネットワークづくりが必要です。

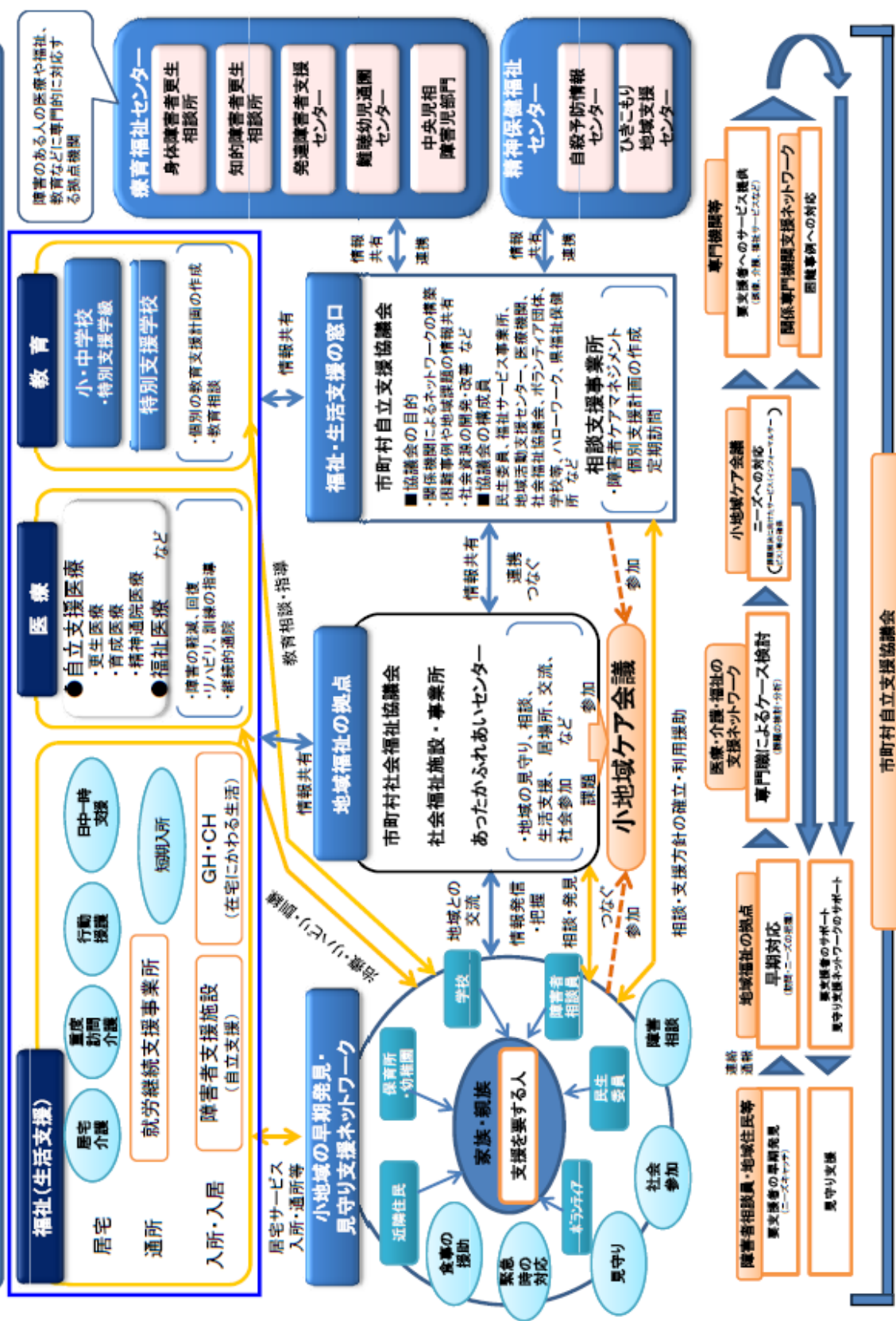
対応の方向性

- ◎専任の相談支援専門員が配置された相談支援事業所への委託を推進するとともに、相談支援専門員の対応力の強化に取り組みます。
- ◎自立支援協議会が核となって、地域のニーズを把握・集約し、必要なサービスの確保策や相談支援事業で関わっている困難ケースの支援策などを協議していきます。

対応策

- ◎相談支援従事者研修による相談支援専門員の育成を行い、相談支援事業所に必要な人材を確保していきます。
- ◎相談支援体制整備事業費補助金を活用し、相談支援事業所へ委託する市町村に対して財政的支援をします。
- ◎相談支援専門員のスキルアップ研修等を実施します。
- ◎特別アドバイザー派遣事業により地域自立支援協議会の運営に関する助言を行い、協議会の充実・強化を図ります。

医療・介護・福祉の連携体制 —地域包括ケアシステム— (障害者の例)



c支援を要する児童に係る保健・医療・福祉・教育の連携体制

本県の児童相談所が受け付けた児童虐待と認定し対応した件数は、右肩上がりです。平成20年度には過去最高の件数となっています。平成21年度の件数は、前年度を少し下回ったものの依然として高止まり傾向にあります。

社会的な課題であり、深刻な状況にある児童虐待に適切に対応していくためには、要保護児童や要支援児童を地域で早期に発見し、早期に支援する体制づくりが必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

- 地域のつながりの希薄化から、近隣家庭への関心も薄く、家庭環境等もわからないという状況があり、特に、都市部では顕著であるため、地域の中で気になる子どもの把握が難しい状況にあります。
- 市町村においては、保健部署から福祉部署への連続性をもった連携・分担による活動体制が十分とは言えない状況にあります。
- 民生委員・児童委員による見守り活動や、保育所や学校等での子どもの状況把握が重要となりますが、関係機関で互いに連携して活動する仕組みづくりができていない状況にあります。

対応の方向性

- ◎市町村において妊娠期や乳児健診時におけるリスク評価を徹底し、福祉部署につなげ、連携して対応していくため、庁内の体制づくりを進めます。
- ◎地域福祉の拠点を中心に小地域を単位として、地域のニーズを把握する仕組みを進めますが、その際、子どもに関わる機関が連携し、情報の共有等を行うことで、それぞれの活動に活かして行政等につないでいくなど早期発見と早期対応を行う仕組み「地域支援者会議の取り組み」を進めます。
- ◎地域支援者会議で、情報交換等を積極的に行うためには、守秘義務を課すことが必要ですので、要保護児童対策地域協議会の内部組織として位置付けます。

【②ニーズの分析・検討・解決システム、③連携支援システム】

現状・課題

- 個別ケースのニーズ分析・検討・解決方法は、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において、関係機関がそれぞれのケースの責任者と、支援方針を踏まえて解決に向けた役割分担をして活動していますが、ケースの見立てや対応力が弱く、リスクアセスメントが十分ではない状況にあります。
- ケースの進行管理は、要保護児童対策地域協議会の実務者会議で行いますが、ケースの状況変化を的確に把握できていない市町村では十分に機能していない状況です。

- また、人口の多い所では、ケース数も多く、ケースの状況変化を把握する仕組みづくりができていないために、状況の変化に応じた支援方針等の見直しができているところがあります。

対応の方向性

- ◎児童相談所と共通のアセスメントシートを活用して個別ケースの見立てや対応力を強化していきます。
- ◎地域支援者会議の設置に向けた取り組みを進めていきます。
- ◎要保護児童対策地域協議会の全ての関係機関が子どもの安全と最善の利益を最優先にして取り組むという基本姿勢で、また、他機関任せにすることなく主体性を持ちつつ連携し合いながら取り組むよう、協議会の充実・強化を進めます。

対応策

- ◎包括ケアシステムを構築し、要保護児童対策地域協議会を強化するため、協議会の運営やケースの見立てと対応力の強化に向けた支援を行います。
- ◎地域支援者会議の設置に向けて人的支援を行います。
- ◎協議会のコーディネーターや児童家庭相談に携わる市町村職員の研修を行い、スキルアップを図ります。

d自殺予防に係る保健・医療・介護・福祉・教育の連携体制

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、実際には、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題のほか病気の悩みなどの健康問題、介護や看病疲れなどの家庭問題など、様々な要因が複雑に関係して心理的に追い詰められた末の死と言えます。家庭や職場、地域の中で自殺を考えるほど追いつめられている人に気づき、支え合うことが、自殺を防ぐ第一歩となります。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

- 民生委員や傾聴ボランティア、高齢者こころのケアサポーターなどが地域での気づきを、地域福祉の拠点につなぐとともに、見守りの体制づくりが必要です。
- 今後、地域福祉の拠点として、自殺予防の視点を備え、キャッチしたニーズを適切な専門機関につなぐ機能を強化するとともに、地域福祉コーディネーター等が自殺予防の視点をもって活動することが必要です。

【②ニーズの分析・検討・解決システム、③連携支援システム】

現状・課題

- 市町村単位での関係機関のネットワークがづくりが進んでおらず、地域の課題分析や解決策の検討が十分にできていない状況です。
- 市町村ではニーズが顕在化した個別のケースへの対応は行っていますが、問題によって様々な分野の専門的な機関の対応が必要になります。今後は、地域福祉の拠点を中心とした連携支援システムの構築と県レベルのネットワークとの連携が必要です。

対応の方向性

- ◎地域包括ケアシステムの構築として、地域福祉の拠点が、悩みを抱えた方を早期に発見して早期に対応できるしくみづくりを進めます。
- ◎また、市町村の相談窓口となる関係機関のネットワークづくりと地域福祉の拠点との連携及び機能強化を進めていきます。

対応策

- ◎市町村において自殺対策緊急強化基金を活用した事業に取り組むことにより、身近な地域における気づき、つなぎ、見守りの相談支援体制と関係機関のネットワークづくりを促進します
- ◎自殺にの追い込まれるような心配のある人を支援できる知識、スキルを習得したコーディネーターや市町村保健師など支援する人材の養成を行います。
- ◎傾聴ボランティアや心のサポーターを育成します。

eひきこもり自立支援に係る保健・医療・福祉・教育の連携体制

地域の中には、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期に失われているひきこもり状態にある方が、生活されています。ひきこもり状態にある人やご家族が孤立せず、社会とつながるための居場所づくりや自立のための支援が必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

- 民生委員や学校関係者、市町村保健師などが、地域での気づきを、地域福祉の拠点につなぐとともに、見守りの体制づくりが必要です。
- 今後、地域福祉の拠点が、ひきこもり自立支援の視点を備え、キャッチしたニーズを適切な専門機関につなぐ機能を強化するとともに、地域福祉コーディネーターなどがひきこもりについての正しい知識をもって、アウトリーチなどの支援活動を行うことが必要です。

【②ニーズの分析・検討・解決システム、③連携支援システム】

現状・課題

- 市町村単位での関係機関のネットワークがづくりが進んでおらず、地域の課題分析や解決策の検討が十分にできていない状況です。
- 市町村ではニーズが顕在化した個別のケースへの対応は行っていますが、専門的な支援が必要な場合は、ひきこもり地域支援センターなどの技術支援が必要です。今後は、地域福祉の拠点を中心とした連携支援システムの構築と専門機関のネットワークとの連携が必要です。

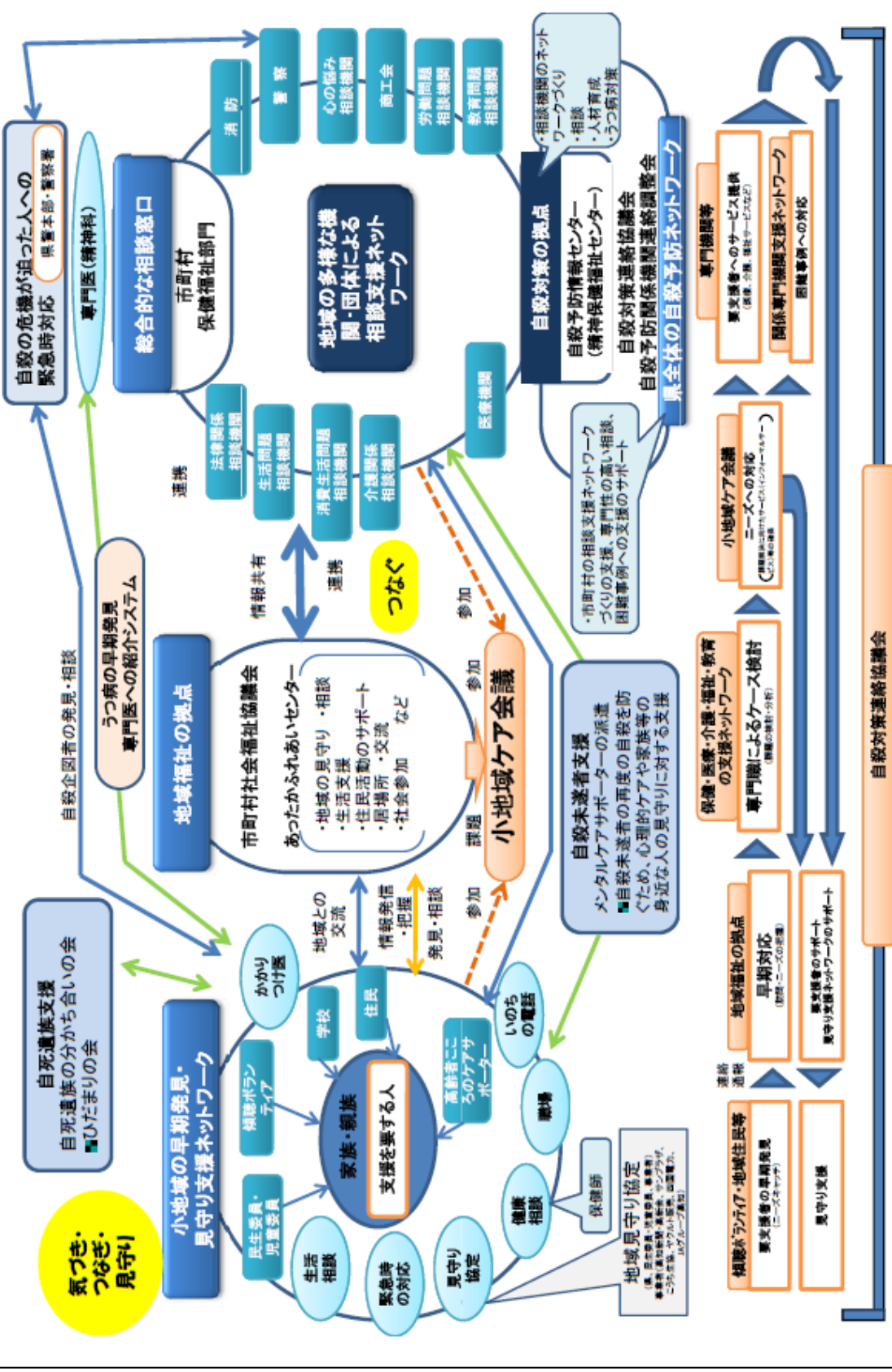
対応の方向性

- ◎地域包括ケアシステムの構築として、地域福祉の拠点が、悩みを抱えた方を早期に発見して早期に対応できるしくみづくりを進めます。
- ◎市町村の相談窓口となる関係機関のネットワークづくりと地域福祉の拠点との連携及び機能強化を進めます。

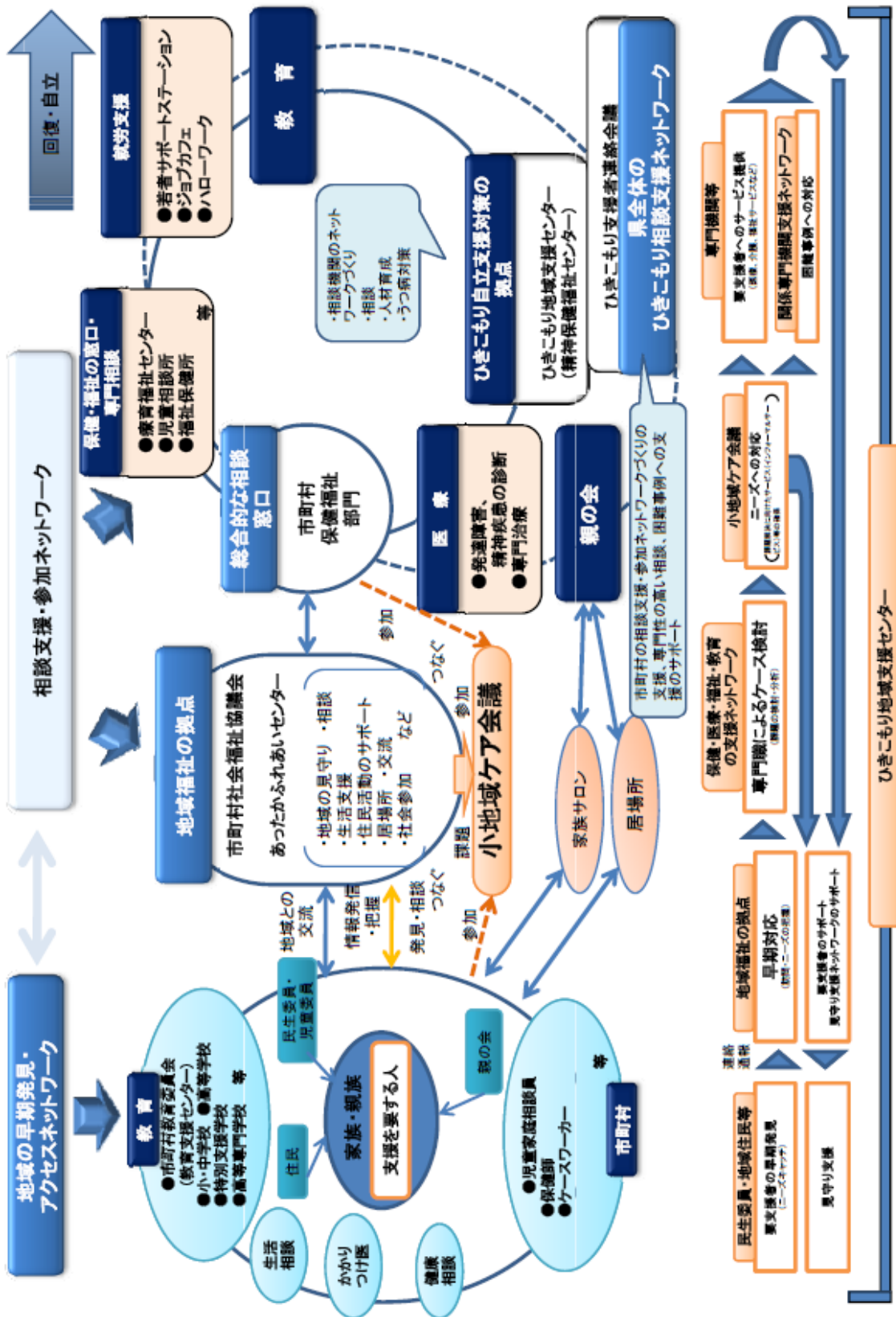
対応策

- ◎身近な地域における気づき、つなぎ、見守りの相談支援体制と関係機関のネットワークづくりを促進します
- ◎ひきこもり状態にある人や家族を支援（アウトリーチを含む）できる知識、スキルを習得したコーディネーターや市町村保健師等支援する人材の養成を行います。
- ◎傾聴ボランティアや心のサポーターを育成します。

保健・医療・介護・福祉・教育の連携体制ー地域包括ケアシステムー（自殺予防の例）



保健・医療・福祉・教育の連携体制 — 地域包括ケアシステム — (ひきこもり自立支援の例)



イ 地域福祉の拠点における活動の推進

(ア) 要援護者の早期発見、見守り支援

現状及び課題

- 高齢化の進行に伴い、今後、独居の認知症高齢者や孤立しがちな高齢者の増加、孤独死などに対する課題も増大することが予想されています。支援計画の意見交換会でも、見守り活動に携わっている民生委員・児童委員から、社会や地域に交わろうとしない高齢者の実態や、特に男性にその傾向が強いという意見がきかれました。
- 障害のある方で障害福祉サービスの利用対象者のうち、相談支援事業を利用している人が35%、また、障害特性や生活状況に応じた障害福祉サービスの利用者は24%に留まっていることから、障害福祉サービスを必要としている方のニーズ把握や相談体制が充分ではないことがうかがえます。
- また、本県の児童相談所が児童虐待と認定し対応した件数は、平成20年度には過去最高となり、その後も高止まり傾向にあり、依然として深刻な状況にあります。
- 自殺で亡くなる方も平成10年以降、毎年200人を超えており、その3割が高齢者であることや、厳しい社会情勢をうけて中高年の男性の自殺が増えてきていますし、ひきこもりに対する相談件数も、平成20年度に精神保健福祉センターで受けた件数が19件だったのに対し、平成21年度に新たに設置されたひきこもり地域支援センターでの相談件数は157件に増えていきます。
- こういった現状の中で、地域の見守り活動については、県下でもすでに様々な形で取り組まれています。多くは高齢者を見守り活動が主となっておりますが、見守りの中で早期発見された場合に必要なサービスに繋げていくための相談窓口やネットワークなどの体制については充分整っていないのが現状です。
- このような地域の課題に対し、障害や年齢にかかわらず、小さな地域単位の中で様々な主体による見守り活動を展開するなど、日常の生活の中で異変にいち早く気づけるネットワークづくりが必要です。
- また、支援を必要としている方を早期発見した場合のフォローアップ体制や、継続的な見守り体制などの仕組みづくりを行うとともに、日頃から地域の中で気にかかる人に注意をむけてもらえるよう周知を図っていく必要があります。
- 小地域での早期発見・早期対応の仕組みづくりを進めるうえでは、市町村を含め、公的な専門機関や各関係機関、支援者が、緊急時に適切に対応できる個々の役割などを明確にしながら、支援を必要とする人への地域での具体的な対応を検討していくことで、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

取り組みの方向

◎地域の見守り体制の強化と早期発見時の支援体制のしくみづくりを進めます

高齢者だけでなく、子どもや障害者などを含めた見守りの必要性について広く周知していくことで、地域で気になる方に対する見守り機能が発揮できるよう取り組みます。

あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点が、見守り活動から早期発見された場合の一

次的な相談対応窓口として位置づけ、市町村の相談窓口や専門機関等との連携体制について、地域包括ケアシステムの中で整理し、継続的な生活支援（サポート）を含めた地域での見守り支援のネットワークを構築していきます。

◎地域福祉の拠点機能を活かした見守り活動の体制づくりを進めます。

あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点における訪問相談活動やサテライトでの集いの場、さらには地域でのサロンの場などを活用して、見守りが必要な方の状況や支援が必要な人を把握し、必要なサービスに繋げていく取り組みを進めていきます。

（イ） 情報収集・情報提供の拠点

現状及び課題

- 地域課題や生活支援のニーズ把握、情報提供の機能については、主に、民生委員・児童委員や、保健師などによる訪問活動の中で実施されるものや、地域でのサロン活動やあったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点で担っているものなどがありますが、これらの個々のニーズを地域の課題として整理検討し、必要なサービスに繋げたり、新たな支援体制を構築していくための仕組みが十分整備されていないのが現状です。
- 平成21年度に県が実施した中山間地域における独り暮らし高齢者の実態調査の結果では、独り暮らし高齢者の社会的孤立の実態として、約3分の1の独居高齢者が「福祉サービスについて相談できる専門職・相談窓口を知らない」「災害時の地域避難場所を知らない」と回答していることなどからも、支援が必要な方に必要な情報が充分届いていない現状が課題としてみえてきました。
- 支援が必要な方に必要なサービスや支援を行っていくためには、地域の実態を把握することができる情報収集の仕組みと、多様なニーズに対して必要な情報提供ができる仕組みづくりが求められてきます。
- 現在、地域福祉の拠点として取り組んでいる、あったかふれあいセンターや、サロン活動は、それぞれ利用者をとおして地域の実態やニーズなど、情報が集まる場所となっており、一方で、相談や訪問をとおして必要としている情報提供ができる場にもなっています。
- 今後は、こうした地域福祉の拠点の機能を活かし、地域の高齢者や障害者、支援の必要な方などの情報を収集する一方、住民の方々に必要な情報を提供できる拠点となるよう、取り組むことが重要です。

取り組みの方向

◎地域福祉の拠点として、あったかふれあいセンターやサロン活動等の中で把握した地域実態や生活の情報などを包括的に整理するとともに、必要とされる情報を提供したり、関係機関と情報を共有し、ネットワークを活用して必要なサービスや支援に繋げていくための仕組みづくりを進めていきます。

- ・地域福祉の拠点で活動している職員が、現場で利用者から必要な情報を収集し、地域の課題やニーズとして整理していける視点やスキルを身につけるための研修を実施します。

(ウ) 住民への相談支援

現状及び課題

- 現在、地域福祉に関する住民の相談窓口は各市町村がその役割を担っています。近年は介護保険法や障害者自立支援法など、次々と保健福祉を取り巻く制度も新たに制定・見直しがされたことで、行政組織も縦割りの体制となり、相談内容によって複数の相談窓口を訪ねていく必要なども生じています。このことは、それぞれ専門性をもった相談が可能となった効果を生む一方で、地域での生活を支えるための総合的な相談機能が弱まってきているのが現状です。
- 住民にとっては、より身近な場所に相談窓口を設置することで、気軽に相談しやすくなり、結果として、必要な支援が受けられやすくなるメリットがあります。
- 平成21年度に県が実施した中山間地域における独り暮らし高齢者の実態調査の結果からは、約3割が「福祉サービスについての相談窓口を知らない」とする意見があった一方で独り暮らしの高齢者の半数以上が近隣の人からの援助を希望しており、特に声かけや相談相手として期待する声が多くありました。
- あったかふれあいセンター等の地域福祉の拠点が、住民が気軽に相談できる一次的な相談窓口として対応する機能と体制づくりが必要です。

取り組みの方向

- ◎ あったかふれあいセンター等の地域福祉の拠点において、集う機能とともに、身近で気軽に相談できる場を確保するとともに、訪問・相談の機能を充実させることで、個々のニーズにきめ細かく対応していく取組みを進めます。
- ◎ 地域の課題や、個々の生活ニーズを把握し、必要なサービスに繋げていくために、地域福祉の拠点の地域福祉コーディネーター等、地域福祉活動の実践者を対象に相談支援のスキルを高めるための研修を実施します。

(エ) 緊急時の対応の仕組みづくり

現状及び課題

- 高齢者や障害者など、要援護者への対応で、緊急を要する場合には、対応可能な相談機関や専門機関等へ情報を迅速につなぎ、早期に対応することが必要ですが、中山間地域など、地域資源が十分に整っていない地域では、緊急なニーズの対応に苦慮する事例もあります。
- このような緊急の場合に対応するため、地域福祉の拠点が一次的な相談窓口として、核となる支援者や関係機関が早期発見された要援護者を迅速に専門機関などに繋いでいく緊急対応のしくみづくりが必要です。
- その際、独り暮らし高齢者の連絡先やかかりつけ医などは、日頃から把握するとともに、警察や消防等の緊急連絡体制と関係者や関係機関などのそれぞれの役割を明確にし、責任をもって対応する体制を構築していくことが必要です。

取り組みの方向

- ◎地域包括ケアシステムが緊急なニーズにも対応できる体制となるよう、地域の資源や人材などの状況をふまえ、地域の実態にあった規模の緊急時のネットワークづくりを進めていきます。
- ◎要援護者のニーズを、必要とされるサービスや支援につなげていくため、一次的相談窓口としての機能が担える人材として、地域福祉コーディネーターを養成します。

(オ) 市町村や関係機関との情報共有とネットワークづくり

現状及び課題

- 地域で支援を必要とする人を早期に発見し、早期に対応していくためには、各関係機関との情報共有や連携の仕組みづくりが必要になります。
- 特に中山間地域など、地域に提供できるサービスが不足しがちな地域においては、個々のニーズに対し、柔軟に対応していくためにもフォーマルサービスだけでなく、インフォーマルなサービスなど住民力を活かした支援の連携体制＝ネットワークを構築していく必要があります。
- 地域包括ケアシステムが、地域のニーズを把握し、柔軟に対応する仕組みとして機能していくためには、地域福祉の拠点の地域福祉コーディネーターをはじめ、ネットワークを構成するメンバーが個々のニーズに対する支援方針を共有し、一貫性をもった支援ができる体制が必要になります。
- そのため、学校区や生活圏を基盤とした小地域単位でのきめ細やかな支援体制として、定期的な小地域ケア会議などを開催しながら、核となる支援者同士が情報共有を図るとともに、支援方針を確認し合うことが必要です。

取り組みの方向

- ◎地域包括ケアシステムを構築していくために、地域福祉コーディネーターを中心に、地域の関係機関や核となる支援者と有機的なネットワークを広げ、小地域ケア会議を開催することで、小地域単位でのきめ細やかな支援体制を作っていくなどの体制づくりを進めます。
- ◎地域福祉活動の実践者や地域福祉コーディネーターに対し、地域支援専門職としての研修を実施します。

県の具体的施策

- ◎地域包括ケアシステムを構築するため、市町村や地域福祉の拠点、保健、医療、福祉、介護等の関係機関との連携や仕組みづくりへの人的支援を行います。
- ◎地域支援に関わる様々な専門職の地域支援リーダーの育成を行います。
- ◎地域福祉の拠点としてあったかふれあいセンター等を位置づけ、地域の課題や、個々の生活ニーズを把握し、必要なサービスに繋げていくために地域福祉コーディネーター等を育成します。

② 自治組織等による相互扶助活動の普及

ア 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

現状及び課題

- 本県は人口減少と少子高齢化が全国より先行して進んでいます。特に、中山間地域では、過疎化・高齢化が進んでおり、例えば昭和35年と平成17年の人口を比較すると、県全体では約7%の減少率ですが、中山間地域では40%と大きく減少しています。
- こうした状況の中で、集落数は平成7年が2418集落であったのに対し、平成17年には、2380集落と、58集落減少する一方で、9世帯以下の集落数は、平成17年には191集落と、平成7年調査時より23集落増加しています。
- 支援計画の意見交換会では、「自治会の後継者がいない」「地域の祭りができなくなった」「地域活動ができない」などの意見をいただきました。
- また、平成22年11月に地域支援企画員が実施した、小規模な（20世帯以下）集落の調査（11集落）では、下記のような「集落」の実態が明らかになりました。

【地域での支え合いの活動】

- ・中山間地域でも都市部と同様に、近所付き合いなどのつながりが弱くなっている。また、地域活動への参加者も減ってきている。
- ・地域での助け合いの活動を行う必要性は感じているものの、集落のほとんどが高齢者で、その活動活動の中心になる人材がいない。
- ・自主防災組織は立ち上げているが、活動らしい活動はほとんどできていない。
- ・災害時に、避難所である集会所まで自力で行けない人がいる。
- ・10年後を考えると、草刈り、水路の管理、祭りごとなどができなくなる不安がある。

【高齢者等の見守りの活動】

- ・仕組みとしてはない。区長の目配りや近所付き合いとして行っている。
- ・月1回、町の広報を班長さんが各戸配布する時に確認している。
- ・見守り台帳を区長、民生委員が作成して、保管をしている。

【生活環境】

- ・集落内に商店はなく、移動販売を利用したり、バスで市街地へ買い物に行っている。
- ・県道まで出ないとバスはない。自動車がないと生活が厳しい。タクシー利用も多い。
- ・急病人が出て、救急車が到着するまでに40分かかってしまう。
- ・新聞は総合版のみで、区長が集落の入口へ取りに行き、各戸へ配布しているケースや、各人が取りに行くケースがあり、非常に不便を感じている。（郵便局が配達する集落があるが、朝刊が着くのが夕方の時間帯。）
- ・携帯電話のつながりにくい場所がある。

【行政サービスの現状】

- ・区長の業務が多く、責任と負担を感じている。

- ・農協や役場の支所がなくなり、非常に不便になった。
- ・ゴミステーションまで距離があり持って行くのが大変。今後、一人暮らしや介助が必要な世帯がゴミ出しもできなくなる恐れがある。

【その他の課題】

- ・近い将来に、自動車の運転ができなくなった時の生活を思うと不安である。
 - ・町道や林道の管理を集落で受託しているが、高齢化で労力の不足が発生している。
- このように、小規模集落ではマンパワーが少なく、集落機能の維持が難しいとともに、暮らしづらさや将来への不安を感じています。
- こうした集落で、今後とも安全で安心して住み続けられるように、市町村はもとより、市町村社会福祉協議会などの関係機関と、地域の方々との官民協働で、集落のあり方の検討を行うとともに、地域ニーズや生活課題に対応できる新たな支え合いの仕組みづくりが重要です。

取り組みの方向

- ◎市町村と連携して小規模集落の実態把握を行い、現状や課題を整理して住民と共有することで支え合いの意識を醸成し、集落のあり方などの協議の場づくりを行います。
- ◎あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点を中心に、市町村や関係機関、地域の方々との官民協働で地域の実情やニーズに対応するため、住民のマンパワーを活かしながら新しい支え合いの仕組みづくりを進めます。

県の具体的施策

- ◎国勢調査の結果を「集落単位」で分析し、集落ごとの現状や課題を明らかにするための人的支援を行い、課題解決に向けた新たな取組の方向性や施策の検討を、市町村や関係部局と連携して進めていきます。
- ◎中山間地域での高齢者などの暮らしを維持・確保するために、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点を中心として、住民の方々とともに、生活課題に対応した生活支援サービスや支え合いのしくみづくりを進めます。
- ◎生活支援や集落再生支援に対する財政的支援を行います。



イ 自主防災の組織づくりと活動の促進

現状及び課題

- 人口減少と少子・高齢化が進む中で、地域での助け合いなど、相互扶助の力が弱まっています。平成21年度の県民世論調査でも、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている方が5.8%となっています。
- 一方、南海地震への備えや局地的な自然災害などに対応していくためには、各地域で自治組織や学校区などを基盤とした自主防災の組織づくりによる、共助の活動を推進していく必要があります。
- 県内の自主防災組織数は、平成22年4月1日現在、1,922組織で、県全体の組織率は64.6%となっています。市町村別に見ると、10市町村が組織率100%を達成していますが、4市町村では組織率が50%以下となっています。
- 高知市を除いた市町村での自主防災組織の組織率は78.6%（沿岸部では92.3%）と高く、県内で最大の世帯数を抱える高知市の組織率向上が課題となっています。
- 中山間地域においては、地震に対する危機意識が低い（ただし、風水害に対する意識は高い）ことや、小規模な集落が多数散在しているため、地域でのリーダーがいないことや、絶対的な人材の不足などにより組織化が進んでない状況です。
- また、市街地においては、地域共同体意識が希薄となっている（空洞化）などの理由で組織化が困難な地域が存在します。
- 一方、自主防災組織はあるものの、地域の防災に活かされていない組織も見受けられますし、自主防災組織の防災訓練の内容などでも、地域の自主性や防災意識の高い組織と低い組織との差が顕著に認められます。
- さらに、年々、防災に対する住民の要望が多種多様化しており、市町村職員への負担が多くなっています。

取り組みの方向

- ◎自主防災組織の育成・整備を進めます。
 - ・地震発生時の対応を想定し、防災訓練の意義を認識した、より実践的な自主防災組織活動への理解を浸透させるための啓発活動の推進を図ります。
 - ・自主防災組織率の向上や防災活動の活性化に向けて、近隣の既存自主防災組織と連携した取り組みを促進します。
 - ・自主防災組織と地域に根ざした関係機関（学校、社会福祉協議会等）との連携の強化により、幅広い防災活動の実践を目指します。
- ◎南海地震対策をはじめとする様々な防災対策を効率的、効果的に進めるための検討を行います。

県の具体的施策

- ◎出前講座の開催や、市町村・関係機関が開催する防災講演会・防災イベントへの積極的な参加などを実施します。
- ◎中山間地域の集落散在地域において、既存自主防災組織を中核としたネットワーク化を図り、未結成地区の取り込みを行うことにより、「孤立対策」支援を行います。
- ◎自主防災組織における訓練内容等について「南海地震対策等に関する市町村課題検討会 自主防災組織活動活性化ワーキンググループ」で検討します。
- ◎民生委員児童委員協議会が推進する「災害時にひとりも見逃さない運動」を支援することで、「要援護者対策」の推進を図ります。
- ◎自主防災組織に対して、「みんなで備える防災総合補助金」における自主防災組織活動支援事業での補助を実施します。
- ◎毎年8月30日から9月5日までの「南海地震対策推進週間」に県内一斉に開催される「地域みんなで自主防災訓練」への参加の呼び掛けを行うとともに、市町村が実施する倒壊家屋からの救出訓練への補助を実施します。



ウ 災害時要援護者の支援の仕組みづくり

(ア) 市町村における要援護者の把握と避難支援プランの策定

現状及び課題

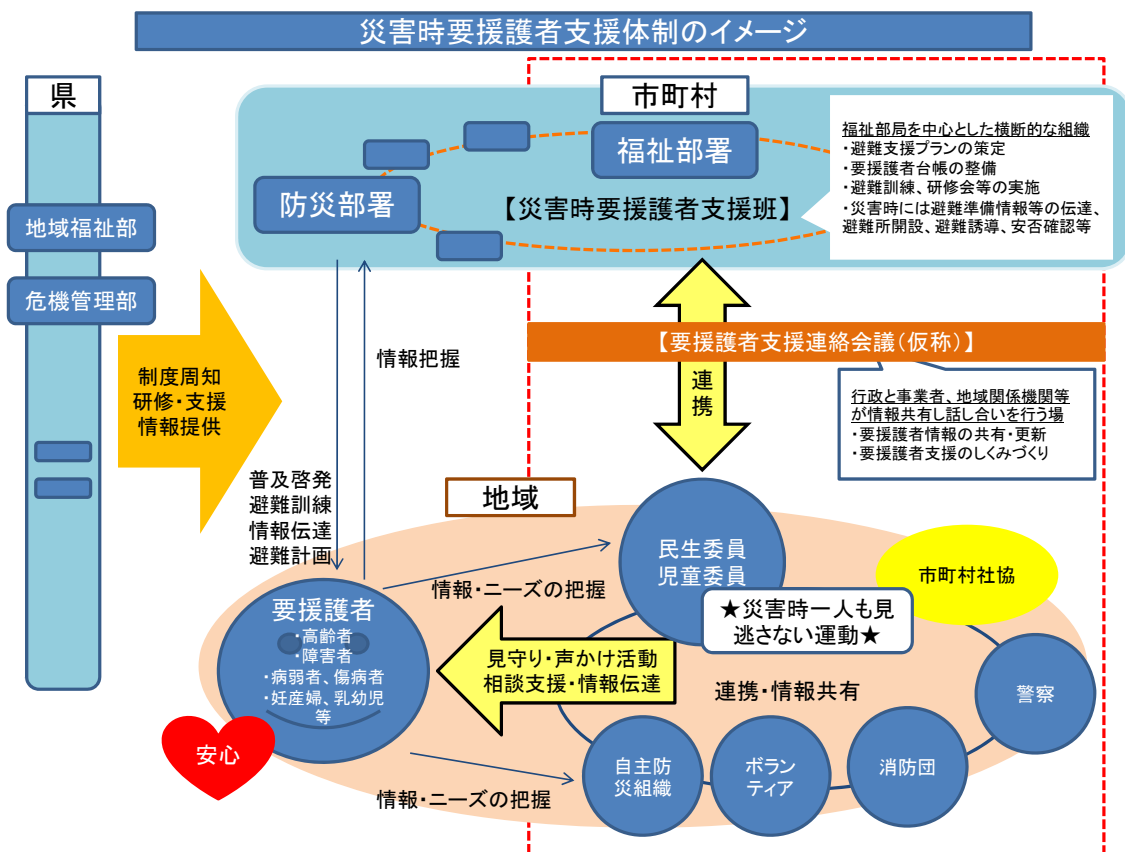
- 近年、多発する自然災害で亡くなられた方や行方不明の方の多くが高齢者となっていることや南海地震等に対応するため、災害時の要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等）対策が、喫緊の課題です。

こうした、災害時の要援護者一人ひとりに対して、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかなどを定める「個別避難支援プラン」を策定することが重要です。
- 県では、平成22年度を目標に全市町村において、要援護者の範囲や対象者数、個別避難支援プランの作成方法等を定める全体計画を策定することで、災害時要援護者対策を進めています。
- 個別避難支援プランでは、優先順位の高い、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者等について、保健所、消防署、病院など関係する機関と連携して、取り組みを進めることが重要であり、現在、人工呼吸器を使用している在宅要医療者については、個別支援プランを作成し支援体制が整備されています。
- 現在、ほとんどの市町村において全体計画は策定され、災害時要援護者の台帳整備や優先度の高い、人口透析患者などの在宅要医療者や要介護者等への個別避難支援プランの策定にも着手を行っているところですが、個人情報収集し、台帳整備するためのしくみづくりができていないことが要因となり、策定作業が進まない市町村も少なくない状況となっています。
- また、実際の支援体制を構築するための、市町村と地域関係者、事業者等で組織する災害時要援護者支援連絡会議を設置、またはその機能を持つしくみがある市町村も少なく、先進事例を学んだ対応方法の検討など、個別の避難支援プランが災害時に機能する取り組みが重要です。
- 災害時要援護者が発災時に避難する福祉避難所の指定は現在3市町4ヶ所と低調となっていることから、災害時において福祉避難所の積極的な設置・活用が可能となるように、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の作成を行い市町村に配布を行いました。

また、現在、福祉避難所として利用可能な福祉施設の調査を行っており、市町村の福祉避難所の指定が円滑に進むよう、情報提供を行うこととしています。

取り組みの方向

- ◎個別の避難支援プランの策定に当たっては、緊急度など優先順位を考慮したうえで、市町村の防災関係部署と福祉・保健関係部署や社会福祉協議会等が連携して災害時要援護者の把握と個人情報の収集を行い、台帳整備を進めます。
- ◎市町村における災害時要援護者支援連絡会議の立ち上げを促進し、災害時要援護者支援体制の構築をはかります。
- ◎福祉避難所の指定が進むように情報提供を行います。



県の具体的施策

- ◎担当者会やブロック別勉強会を通じて、市町村における災害時要援護者台帳の整備と個別の避難支援プラン策定のための取り組みを支援します。
- ◎災害時要援護者支援連絡会議の立ち上げのため、情報共有の方法や支援の仕組みづくりについて情報提供を行います。
- ◎福祉避難所の指定を推進するため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を発行し、市町村担当者会等での説明を行い、必要性や具体的な設置・運営方法等の周知を図ります。
- ◎イントラネットを活用し、福祉避難所として活用可能な社会福祉施設等の情報を提供し、市町村において指定・協定を進めるための支援を行います。



(イ) 要援護者に対する日常の見守り活動

現状及び課題

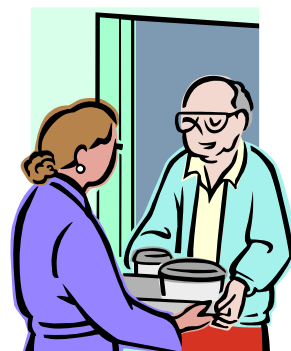
- 各市町村では、災害時に支援が必要とされる要援護者を台帳として整理し、災害時に備え、地域の自主防災組織などと連携し個別の避難支援計画の策定を進めているところです。
- この計画は、災害時に要援護者を安全に避難誘導していくための計画であり、具体的な避難支援体制を作っていく段階では、近隣の住民も含めた支援体制づくりが必要となってきます。
- 過去の災害においても、家屋の下敷きになるなどの被害に遭いながら、救出されたほとんどの方が、家族や近隣の住民によって救出されていることなど、日頃からの見守りや顔の見えるお付き合いが、命を救う力に繋がっていることを学ぶことができます。
- しかし、最近では自治会に加入しない若者や家庭があるとともに、ひきこもりがちな高齢者など、住民同士のつきあいが希薄になってきていることなどから、自主防災組織や自治会活動にも支障が出てきています。
- いざという時に力となる支援体制を構築していくためには、自主防災活動などを通して日頃から近所付き合いをしておくとともに、自主防災活動で見守り、いざという時の円滑な支援に繋がっていくことが必要です。

取り組みの方向

◎要援護者の個別避難支援計画を踏まえ、日頃からその人を見守る活動をきっかけにして、地域の支え合いのしくみづくりに繋がっていきます。また一方で、あったかふれあいセンターやサロン活動を充実強化していくことによって住民どうしが繋がっていくきっかけを作っていきます。

県の具体的施策

- ◎県の地震・防災課とともに自主防災組織活動として要援護者対策に取り組んでもらえるよう、必要な情報を提供していきます。
- ◎あったかふれあいセンターなど、地域福祉の活動拠点での取り組みをとおして、災害時に生きる地域の支え合いの仕組みを再構築していきます。



(3) 地域福祉を支える担い手の育成

① 研修センター等による地域福祉を支える人づくり

ア 福祉専門職の育成

現状及び課題

- 少子・高齢化の進行により、今後高齢者が増加することに伴い増加する福祉サービスの需要に対応するためには、質の高い福祉分野の専門職の育成・確保が非常に重要になっています。
- 福祉分野の仕事はきつく、収入も少ないというイメージから、介護では人材の確保が厳しい状況にあります。また、より質の高い福祉サービスを提供するためには、福祉専門職の資質の向上が不可欠です。
- 県では、平成21年度から、福祉・介護人材の安定的に確保するため、事業所等で働きながら介護福祉士の資格を取得する事業や職場体験事業、さらに求職者と事業所のマッチングや介護の仕事の普及・啓発などに取り組むとともに、福祉介護職員の処遇改善を図る取り組みを進めています。
- また、高知県社会福祉協議会が資格取得研修やケア技術の向上研修などを実施しており、引き続きこうした取り組みを行うことで、福祉専門職の育成と確保に取り組むことが必要です。

取り組みの方向

- ◎ 県内の福祉人材の育成と確保の役割を担う高知県社会福祉協議会に研修センターを設置して、研修の体系化による福祉専門職の段階に応じた研修を実施し、専門性の向上による質の高い福祉サービスの提供と、福祉専門職の確保育成を進めます。
- ◎ 福祉・介護人材の安定的な確保のため、処遇改善や人材確保事業などに引き続き取り組み、多様な人材の参入を進めます。

イ 地域福祉の視点をもった専門職（地域支援ワーカー）の育成

現状及び課題

- 高齢者や障害者などが地域で安心して暮らし続けるためには、保健・医療・福祉・介護の専門職が連携して、地域や要援護者の情報を共有し、地域福祉の視点で連携して支援を行うことが重要です。
- 現在、高齢者や障害者など、要援護者や家族、住民活動などへの支援やサポートは、保健師や包括支援センター、ケアマネジャーや医療関係者などが必要に応じて連携した支援を行っています。

こうした地域支援の活動は、地域に関わる様々な専門職が地域に対する共通認識を持ち、役割

分担と連携によって効率的な支援を行うことが重要です。

- このため、専門職が共通認識を持って連携と役割分担して地域の課題解決や支援を行う取り組みが重要です。

取り組みの方向

◎地域支援を行う保健師と地域包括支援センター、社会福祉協議会と、ケアマネジャーや医療関係者など地域に関わる様々な専門職が同じテーブルで、地域課題や地域資源の活用など地域に対して共通認識を持つとともに、ケース検討などを行う研修会を実施し、専門職が連携して地域支援を行う地域支援ワーカーの育成を進めます。

ウ 地域福祉の担い手の育成とボランティア活動の普及

現状及び課題

- 少子高齢化がますます進む中で、地域の課題や様々なニーズに対応していくためには、公的なサービスの充実だけでなく、住民のマンパワーを生かした助け合いや支え合い活動などの地域福祉活動を推進することが重要です。

県内でも、すでに民生委員・児童委員やボランティア等が独居高齢者への配食サービスや外出支援などを行っていますし、災害時のボランティア活動や環境保全活動などもおこなわれています。

- また、平成20年度の県民世論調査では、約5割の方が「地域のために役に立ちたい」と回答しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、民生委員・児童委員や住民の方々が地域福祉の担い手となるよう育成していくとともに、ボランティア活動を普及して、地域課題等の解決に向けた取り組みを進めることが必要です。

取り組みの方向

◎民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、事業者等をはじめ地域福祉推進の担い手を育成します。

◎地域との連携による福祉教育推進校でのボランティア学習やボランティア通信「手をつなごう」によるボランティア情報の提供など、ボランティア活動の普及を進めます。



県の具体的施策

- ◎研修センターへの専門員の配置など、福祉サービス専門職への研修体制の充実・強化を行います。
- ・福祉・介護人材の安定的な確保を進めるため、現在、国の基金事業を活用して実施している処遇改善や人材確保事業について、基金事業の延長など、国に働きかけていきます。
- ・地域福祉の視点をもった地域支援専門職の育成研修を行うとともに、研修後には、専門職（地域ケアワーカー）のネットワークづくりとして、地域支援をテーマとした事例検討会を行うなど、フォローアップを行います。
- ・地域福祉の担い手を育成する研修を行います。
- ・研修センターのネットワーク機能を生かし、地域の福祉力の向上を目指した地域の連携体制づくりを進めます。



② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり

ア 民生委員の役割と活動の広報・啓発

現状及び課題

- 民生委員・児童委員は、住民に最も身近な相談相手であり、住民との信頼関係の中で市町村と連携した高齢者の見守りや災害時要援護者対策への取組みなどの地域福祉を推進する活動や、援助を必要とする方の支援を行っています。
- 児童虐待や高齢者の孤独死、悪質商法、自殺対策や防災対策など地域課題は複雑、多岐にわたっており、地域福祉活動の推進役として民生委員・児童委員に対する期待は大きくなっています。
- しかしながら、民生委員・児童委員の役割や活動について、周知不足から住民の方の理解が十分得られていない状況です。
- 複雑・多岐にわたる地域課題への対応には、民生委員・児童委員の活動を県民や関係機関に広く知ってもらい、民生委員・児童委員が行政はもとより地域住民、NPO、老人クラブ、関係機関と連携・協働して取り組むことが必要です。
- 県では、県民に広く民生委員・児童委員の活動を知ってもらうために、統一した活動ジャンパーを作成し貸与しています。また、県の広報テレビ番組で民生委員・児童委員活動の紹介を行うなど、広報・啓発を行っており、引き続きこうした取り組みを進めていくことが必要です。

取り組みの方向

- ◎多くの県民が、民生委員・児童委員の活動に関心を持ち、活動への理解を深め、幅広い活動への協力が促進されるよう積極的に広報・啓発活動等の取り組みを進めます。
- ◎民生委員・児童委員が地域福祉の拠点として活動を進めている「あったかふれあいセンター」の運営体制(運営委員会)に関わることで、それぞれの地域で活動している団体や事業者とのネットワークづくりを進めます。

イ 研修や活動の充実

現状及び課題

- 人口減少や高齢化に伴って、新たな民生委員・児童委員の確保が難しくなっている地域がありますし、年齢や経験年数の違いなどから、地区毎の民生委員・児童委員の活動に温度差があります。
- 県では毎年、地域の現状や課題をふまえ、実践活動に活かしていくための研修計画を策定し、新任研修・中堅研修・会長研修の対象別研修と福祉保健所管内ごとで開催するブロック別研修を実施しています。
- 特に、一期目の民生委員・児童委員に対しては、これまで1回であった新任研修を、本年度か

ら1年目、2年目、3年目と3回に研修を増やし、経験に応じた必要な知識や技術を習得する研修に取り組んでいます。

- 併せて、民生委員・児童委員の具体的な活動について、日々の見守り活動や相談への対応、住民への情報提供などわかりやすく解説した活動ハンドブックを作成し、活動に活かしていただくよう取り組んでいます。
- また、地域課題が複雑・多岐にわたっており、住民からの様々な相談に対応していくためには、相談対応研修や、社会的な課題に対する知識の習得など、スキルアップのための研修の充実により活動の充実・強化を図ることが必要です。

取り組みの方向

- ◎ これまでの研修に加え、相談対応研修など内容の充実を図り、活動意欲の醸成と、資質の向上により活動の充実・強化を図ります。
- ◎ 自殺対策や認知症高齢者など複雑化する地域のニーズに的確に対応するため、傾聴ボランティアや認知症キャラバンメイトなど、地域のニーズに個別に対応するより具体的な研修への参加を進め、スキルアップを図っていきます。

ウ 見守り協定事業者と民協との地区協定による見守り活動の推進

現状及び課題

- 平成19年度に民生委員・児童委員制度が創設90周年を迎えたことを契機に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、高知県と高知県民生委員児童委員協議会連合会、日頃から地域住民の方々と接する機会が多い民間事業者と「地域見守り協定」を締結し、地域の中で支援が必要と思われる世帯や子ども、高齢者などの見守りのネットワークづくりを進めています。
- これまでに協定を結んだ6事業者（下記参照）は、日常の業務の範囲内で、地域住民の異変に気づいた場合、その地域を管轄する民生委員・児童委員協議会に連絡し、早期に必要な対応をしており、例えば、倒れている方を早期に発見し、民生委員・児童委員との連携により救出につながった事例もあります。
- 県では、地域見守り協定をPRするために、地域見守り活動のロゴマークを作成し、協定事業者に活用していただくよう、ロゴマークを使ったシールや缶バッジを作成し、配送車への貼付や、事業者の協力員が缶バッジをつけるなど、協定事業者の活動のPRを行っています。
また、民生委員・児童委員の着用する統一ジャンパーにロゴマークを使用して、協定事業者と民生委員・児童委員が連携した見守り活動の啓発を行っています。
- 民生委員・児童委員の活動は複雑・多岐にわたる中で、求められる役割や期待は大きくなっており、こうした民間事業者と連携した見守り活動を更に広げていくことが必要です。

事業者名	協定締結年月日
高知新聞販売所 高新会・(株)高知新聞社	平成19年4月6日
(株)サンブラザ	平成19年8月28日
こうち生活協同組合	平成19年10月19日
高知ヤクルト販売(株)	平成19年11月29日
四国電力(株)高知支店・中村支店	平成20年10月8日
JAグループ高知	平成22年1月15日

高知県における地域の見守り活動
に関する協定ロゴマーク



取り組みの方向

- ◎協定事業者の拡大と、それぞれの地域での見守り協定の活動を支援し、地域での見守りのネットワークの輪を広げていくための取り組みを進めます。
- ◎地域見守り活動のロゴマークを活用し、見守り協定事業者と民生委員・児童委員による見守り活動の広報・啓発を進めます。

県の具体的施策

- ◎民生委員・児童委員の活動を積極的に広報し、県民への理解と周知を図ります。
- ◎これまでの研修に加え、新たな福祉制度や福祉サービスの情報、住民との相談活動に必要な相談援助技術の向上のための研修を実施するなど、研修内容の充実を図ります。
- ◎対象別研修で活動ハンドブックの活用について研修を行い、基本的な事項や役割について共通認識を持って活動していただくよう取り組みます。
- ◎単位民協と地元事業者との市町村域で地域見守り協定が、より地域に密着した見守り活動となるよう、見守りの実践例などの情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員と地元事業者が連携を深める活動を支援します。
- ◎地域見守り活動のロゴマークを民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者に活用してもらい、県民に活動をPRしていきます。



③ 地域福祉活動を支える体制づくり

ア 市町村社会福祉協議会の活動の活性化

現状及び課題

- 市町村の社会福祉協議会は、社会福祉事業者やボランティアグループ等の団体、組織及び地域住民の参加を得て、地域福祉を推進する中核団体として、ふれあいサロンや独居高齢者への配食サービス、ボランティア学習や社会福祉大会など、それぞれの地域の実情やニーズに応じた活動を展開しています。
- また、地域課題が多様化するなかで、住民のマパワーを活かした支え合いの活動や、災害時の要援護者の支援活動など、地域福祉活動を積極的に推進していくため、平成21年度から進めています「あったかふれあいセンター」を、平成22年10月現在、20の市町村社会福祉協議会が実施しています。
- 小規模な市町村社会福祉協議会も多いなかで、地域福祉を推進する体制としては、事務局職員が1人という市町村社会福祉協議会もあり、組織体制の強化による活動の充実が課題です。
- 県では、高知県社会福祉協議会と連携して、平成20年度から平成21年度にかけて、日本福祉大学の協力を得て、9つの社会福祉協議会の事務局長を対象に地域福祉の理論と実践を学び、分析力やマネジメントを高める実践研修を行い、活動の強化を図ってきたところです。
- 住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めていくためには、市町村社会福祉協議会の役割がますます重要になっており、地域福祉活動計画の策定と実践活動を通して活動の活性化を図ることが必要です。

取り組みの方向

- ◎市町村社会福祉協議会の理事会や評議会の果たす機能や、個人情報保護及び情報公開の仕組みなど、組織体制強化に向けた取り組みを促します。
- ◎地域福祉活動計画の策定と実践活動を通じた活動の活性化を図ります。
- ◎あったかふれあいセンターの活動を通じて、活動の強化を図ります。
- ◎市町村社会福祉協議会の運営体制を強化するとともに、職員に対する研修機会の提供を進めます。

イ 高知県ボランティア・NPO センターの機能強化

現状及び課題

- 「高知県ボランティア・NPO センター」は、平成13年4月に「高知県ボランティアセンター」と「高知県NPOセンター」を統合し、高知県社会福祉協議会が設置、運営しています。
- 「高知県ボランティア・NPO センター」では、ボランティアやNPOに関する啓発や相談、情報提供をはじめ、福祉教育・ボランティア学習の推進、災害ボランティアセンターの体制づくり支援や助け合いなどのプログラム開発を行うなど、関係機関と連携し、ボランティア活動や

NPO 活動の普及に取り組んでいます。

- NPO・ボランティアの情報発信や情報提供の取り組みとして、活動をしたい人と参加してほしい団体等のマッチングや活動支援情報の提供を行うインターネットサイト「ピッピネット」の運用を行っています。現在、このピッピネットには、600近くの団体が登録され、随時、団体の追加や情報の更新を行っていますが、「ピッピネット」の認知度を高めることやボランティアのマッチング状況の把握が課題となっています。
- また、南海地震に備え、平成24年度までに全市町村において、自力で災害ボランティアセンターを立ち上げることができるようにより市町村社会福祉協議会等に対して支援を行い、平成21年度末までに15市町村において災害ボランティアセンターの設置ができる体制が整備されています。

取り組みの方向

- ◎地域の福祉教育・ボランティア学習を推進します。
- ◎「ピッピネット」を活用した情報の発信や新聞・広報誌を使った周知・広報を充実させ、ボランティア活動に興味がある方に対するボランティア活動参加の促進及びボランティア団体の登録の増加につなげます。
- ◎ボランティア・NPOに関する事業の効果等を検証し、実践につなげる環境づくりを推進します。

ウ 企業等の民間団体の社会貢献

現状及び課題

- 近年、企業等の民間団体による社会貢献活動やボランティア活動への取り組みが注目されています。
- 社会貢献活動やボランティア活動には、企業等の民間団体が得意とする分野を活かして、自主的に行う活動や、社会福祉の活動などを行う団体に対して助成するなどの取り組みがあります。
- 県内の具体的な取り組みとしては、県と県民生委員児童委員協議会連合会と企業との3者による地域見守り協定を締結し、積極的に地域の安全安心の見守りのネットワークにかかわっていただいている企業があります。
- また、地域福祉活動を支える体制づくりを進めるうえでは、社会福祉法人等の専門性を持った職員が、社会貢献活動やボランティア活動などで地域福祉の拠点や社会福祉協議会と一緒にあって、地域福祉を支える担い手の育成や啓発活動に関わっていただくことで、地域におけるマンパワーの向上が期待できます。
- このように、企業等の民間団体が地域社会の一員として社会貢献活動を推進する取り組みが重要です。

取り組みの方向

- ◎協定事業者の拡大と、それぞれの地域での見守り協定の活動を支援し、地域での見守りのネッ

トワークの輪を広げていくための取り組みを進めます。

◎また、企業等の民間団体が、地域社会の一員として、専門性や得意分野などを活かした社会貢献活動が促進されるよう取り組みます。

県の具体的施策

◎地域福祉の中核団体としての市町村社会福祉協議会が、活動を活性化させるため、市町村社会福祉協議会を支援する高知県社会福祉協議会の事業等に助成を行います。

◎地域福祉コーディネーターを育成することで、市町村社会福祉協議会の活動強化を図ります。

◎高知県社会福祉協議会が実施する市町村社会福祉協議会の体制強化にかかる研修等の取り組みを引き続き財政的に支援していきます。

◎高知県ボランティア・NPOセンターが実施する、地域の福祉教育・ボランティア学習を推進するための研究・開発事業等に対し、助成を行います。

◎「ピッピネット」の充実につなげるため、登録団体に対するアンケート調査によるマッチング状況の把握、検証や「ピッピネット活用セミナー」の開催など、県のボランティア・NPOセンターが行う取組みに対して支援を行います。

・活動に参加したい人に対し、まず「ピッピネット」の存在を知ってもらうため、県庁HPへのバナー広告掲載等で周知するとともに、ボランティアフェスティバルの開催のお知らせを県の広報誌「さんSUN高知」に掲載するなど、効果的な広報を行います。

◎市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター立ち上げのための体制づくりとセンター運営のための模擬訓練等の事業に対し、助成を行います。

◎地域見守り活動のロゴマークを民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者に活用してもらい、県民に活動をPRすることで、地域見守り協定の取り組みを推進します。

◎あったかふれあいセンター等の地域福祉の拠点の行う学習会等の場に、社会福祉法人などが専門機関として参加いただく環境を地域福祉の拠点の整備を図ることで促進します。

◎民間団体等が社会貢献として社会福祉協議会や地域福祉の拠点などと協働し、地域で支え合う実践活動等に繋げるため、社会福祉経営者協議会などの民間団体に対して社会貢献活動を促すよう理解と協力を呼びかけます。

(4) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

① きめ細やかな相談支援の体制づくり

現状及び課題

- 住民が、地域で安心して暮らしていくためには、家族や親族への相談だけでは解決できない悩みなどを気軽に相談できる場所や人が地域で必要です。
- 支援計画の意見交換会では、「相談をするが、対応につながらない」「相談をつなげる人が必要」「独居高齢者が生活の中で相談できる人を確保して欲しい」「相談窓口が住民にとどいていないのではないか」などの意見をいただきました。
- 児童虐待や高齢者虐待、自殺対策などへの対応のほか、何か困ったことがあったときに、いつでも身近で気軽に相談でき、必要な支援に繋げることができる体制の整備が必要になります。
- 県では、民生委員・児童委員や住民、銀行や商店の方などに認知症サポーターやキャラバンメイト、傾聴ボランティア、こころのケアサポーターなどの育成を図り、住民が身近に相談できる体制づくりを進めています。
- また、地域福祉の拠点が訪問、相談活動を強化するとともに、住民の第一的な窓口として、住民の様々な相談に対応し、市町村につなぐ仕組みを進めて、住民からの相談に適切に対応していく必要があります。

取り組みの方向

- ◎地域福祉の拠点の相談機能の強化と市町村や専門機関等と連携体制の仕組みづくりを進めます。
- ◎市町村の総合相談窓口の機能強化を進めます。
- ◎認知症サポーターやキャラバンメイト、傾聴ボランティアなどの育成をさらに進めます。

県の具体的施策

- ◎市町村の総合相談窓口の機能強化を研修などをおして支援します。
- ◎地域福祉の拠点の相談機能の強化について人的支援を行います。
- ◎住民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、研修などをおして認知症などの各分野のサポーターを養成します。

② 適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり

現状及び課題

(福祉サービス第三者評価事業)

- 福祉サービス第三者評価事業は、平成18年度から実施され、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービス選択に繋がることを目的としています。
- しかし、実際に福祉サービスが必要になった場合に、どこの事業者のサービスが良いのかわからないなど、利用者にとって欲しい情報が不足しており、利用者の適切なサービス選択に繋がっていないのが現状です。
- 社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場にたって良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされていますが、福祉サービス第三者評価を受審した施設は7施設となっており、社会福祉施設の積極的な受審が求められています。
- 福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択のために、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的立場から評価を行い、サービスの質の向上を図ることが必要であり、利用者が適正な福祉サービスの選択ができるよう、広く県民に評価結果を公表することが重要です。

福祉サービス第三者評価事業とは

- 社会福祉法人等が提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的立場から評価を行うことによりサービスの質の向上を目指すものです。
- 評価結果を公表し、利用者（県民）が適正な福祉サービスの選択ができるようにします。

(日常生活自立支援事業)

- 高知県社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業は、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方などが利用契約に基づき福祉サービスの利用申し込みや契約代行、また、福祉サービスの利用料金の支払い代行などを行う事業です。
高齢者の増加等に伴い、年度別新規契約件数は増加しており、平成19年度は70件、平成20年度は94件、平成21年度は132件となっています。また、実利用者件数についても平成19年度は422件、平成20年度は466件、平成21年度は542件と増加傾向となっています。
- 日常生活自立支援事業の実施体制は、南国市から東洋町までを管内とする安芸駐在に2名、土佐市から四万十町、嶺北地域までの管内とする須崎駐在に3名配置するとともに、高知市を管内とする高知市社会福祉協議会と幡多ブロックを管内とする四万十市社会福祉協議会へ委託し、対応を行っているところです。

- 契約件数の増加に伴い、実施体制の充実が求められてきています。現行の実施体制では利用者との距離が遠く、身近な支援体制を築きにくい状況にあります。
- また、契約時には判断能力があっても、その後、判断能力が低下したため、日常生活自立支援事業で支えきれない利用者や、身内や知人による経済的虐待が見られるケースが存在します。こういった場合、問題を解決するためには成年後見制度への移行を必要としますが、後見人の申し立てをする身寄りがいないことや、費用が無いため成年後見制度に繋がらないケースがあります。
- こうした場合には、市町村長による後見開始申し立てや市町村社会福祉協議会による法人成年後見事業により対応することが重要です。

日常生活自立支援とは

■ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業です。

（高知県運営適正化委員会）

- 福祉サービス利用者からの苦情受付件数は平成19年度は15件、平成20年度は16件、平成21年度は15件と横這いになっていますが苦情内容の多いものは職員の接遇で次に説明や情報提供への苦情が多くなっています。
- 福祉サービスへの苦情相談者の中には、福祉サービス提供事業所に対しての強制力や指導を求める方もいることから、指導権を持つ行政機関との連携をより図っていく必要があります。
- また、社会福祉施設には、利用者の権利が守られているかをチェックし、利用者の不満や苦情を受け付け、その解決をはかる「苦情解決第三者委員」の設置が義務付けされていますが、苦情を解決していくうえで、第三者委員を交えた話し合いの場はほとんどない状況です。利用者並びに事業所への第三者委員の活動の理解や資質向上への取り組みを推進していく必要があります。

運営適正化委員会とは

■ 福祉サービスの利用者が事業者と対等な関係でサービスを利用できるよう、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えると共に、当事者間で解決が困難な福祉サービス苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関です。

取り組みの方向

（福祉サービス第三者評価事業）

- ◎ 福祉サービス第三者評価事業の各福祉施設への制度周知を行い、受審を促進することで、福祉サービスの質を高めます。

◎利用者の適切なサービス選択の為に、福祉サービス第三者評価事業の受審結果を公表します。

(日常生活自立支援事業)

◎広報などによる更なるニーズの発掘とともに、現行の実施体制から全市町村社会福祉協議会実施体制への移管を検討するなど、住民の方にとって身近な支援体制の構築を目指します。

◎市町村が行う成年後見制度利用支援事業の促進や、市町村長申立の必要意義の啓発を行います。

(高知県運営適正化委員会)

◎社会福祉施設等における苦情解決体制や苦情処理に係る取り組み等について行政機関と情報共有し、監査等で指導する仕組みづくりを進めます。

◎社会福祉施設等の第三者委員の資質向上、苦情解決技術を向上するための研修等を行います。

県の具体的施策

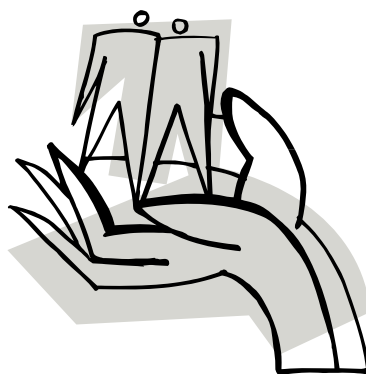
◎福祉サービス第三者評価事業の福祉施設への制度周知と受審促進を行います。

◎福祉サービス第三者評価の評価結果を公表します。

◎日常生活自立支援事業の広報を行うとともに、社会福祉協議会に対して事業実施への財政的な支援を行います。

◎運営適正化委員会と監査権限を持つ行政機関との意見交換を行います。

◎社会福祉施設等の第三者委員の資質向上、苦情解決技術を向上するための研修等を行います。



③ セーフティネット機能の充実と強化

現状及び課題

(生活福祉資金貸付制度)

- 生活福祉資金貸付制度は、高知県社会福祉協議会を実施主体として、低所得者、障害者、高齢者世帯等に対して、必要な資金の貸付と援助指導を行うことで、経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。
- 現下の厳しい雇用失業情勢の中、セーフティネット施策の一つである生活福祉資金貸付事業がさらに活用しやすく、低所得者、高齢者、身体障害者等に対して、より効果的な支援を実施できるよう、平成21年に国において制度の抜本的な見直しを行い、資金の種類統合・再編を行うとともに、貸付利子の引き下げや条件によっては無利子にするなどの改正が行われました。
- 県においても、制度改正とともに国が行った緊急経済対策で、貸付原資の増資や制度改正以降の不能欠損補填積立金の増額を行い、事業実施主体である高知県社会福祉協議会に助成を行うことにより資金貸付体制を強化し、借受人にとって借りやすい基盤づくりを行いました。
- さらに、平成21年10月からは、制度改正等への対応も含め、生活福祉資金の相談支援体制の強化を図っています。特に、高知県社会福祉協議会や高知市社会福祉協議会の人員を増員して貸し付け等の相談に対応しています。
- また、平成21年12月29日、30日には、全国実施の年末年越対策として、ハローワークの「年末緊急職業相談」等と関係機関が協力し、ワンストップサービスとして相談を受ける総合生活相談窓口を開設し、生活福祉資金等の相談に対応しました。
- 生活福祉資金貸付件数は、平成19年度は71件、平成20年度は67件でしたが、平成21年度には491件と大幅に貸付件数が伸びてきている状況です。
- 今後とも、生活に困窮する方などに利用していただくために、制度の周知を図っていくことが重要です。

(生活保護制度)

- 生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。
- 生活保護の受給者が増加しています。特に、平成20年9月のリーマンショック以後は、生活保護の相談、申請及び新規開始が急増しており、全国的には昭和30年代前半、高知県では昭和60年代の水準に達しています。
- 特に、厳しい雇用情勢から稼働年齢層の方の受給者が増加しています。
(稼働年齢層を含むその他世帯の割合、H10年度：3.8%→H22年8月：15.0%)
- 貧困が世代間で引き継がれていくという「貧困の連鎖」ということが叫ばれています。
(高校進学率、高知県全体：98.0%、生活保護受給世帯：約85.0%)
平成20年度全国学力テストの結果、親の経済力格差が子どもの学力格差に結びついています。

		平成 10 年度平均(指数)	平成 22 年 5 月(指数)
全国	生活保護受給者	946,993 人 (100.0)	1,888,354 人 (199.4)
	保護率	7.6‰ (100.0)	14.8‰ (194.7)
高知県	生活保護受給者	12,276 人 (100.0)	19,399 人 (158.0)
	保護率	15.1‰ (100.0)	25.3‰ (167.5)

取り組みの方向

- ◎生活福祉資金貸付制度や生活保護等を適切に実施し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員による活動はもとより、福祉事務所、ハローワーク等の関係機関が連携を密にして、支援の必要な方が適切に利用できるような制度の周知を図ります。
- ◎年末年越対策など関係機関との連携した相談支援の取り組みを進めていきます。
- ◎生活保護受給者が早期に自立できるように就労支援員を設置し、個々の状態に合った自立支援プログラムを作成し支援します。
- ◎貧困の連鎖を防止するために、生活保護制度では、高等学校等就学費（H17）、学習支援費（H21）の創設や母子加算の復活（H21）がありました。県においても、子育て支援専門員を設置し、子どものいる家庭への支援を行います。

県の具体的施策

（生活福祉資金貸付制度）

- ◎国が行う施策・補助金等の情報を把握し、県社会福祉協議会の資金貸付体制を強化するための助成を行います。
- ◎県社会福祉協議会において、適正な貸付、遅滞のない返済に向けた償還指導を含めた健全な資金貸付体制を構築します。
- ◎県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会などの相談窓口を充実する事業に対して財政的に支援します。

（生活保護制度）

- ◎生活困窮者に関する情報が、福祉事務所の窓口につながるよう、民生委員や地域の関係機関等との連携・連絡体制の強化を図ります。
- ・就労支援を充実するために、県福祉保健所においては就労支援員による支援の継続、市福祉事務所においては就労支援員の設置及び増員をします。
(H22 年度予算：16 名 → H23 年度予算：27 名)
- ・福祉保健所等において無料職業紹介所の届出を行い、新たな職場を開拓します。
- ・就労経験が無い又は少ない方のために、社会体験を積み、勤労意欲を助長させるための職場適応訓練事業を実施します。
- ・貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員し（県福祉保健所：2 名→5 名）、日常生活習慣を確立するための支援、引きこもりや不登校の子どもに対する支援、高校進学への支援などを行います。

第4章 地域福祉のビジョンづくり

ここでは、地域福祉計画と地域福祉活動計画の内容や計画策定の視点などを示します。

- 市町村の「地域福祉計画」は、少子高齢化の進展などにより、地域の支え合いの力が低下する中で、地域の現状や課題を明らかにして、その解決に向けて地域住民とともに、地域福祉を推進するために策定するものです。市町村がどのように地域福祉を進めていくのか、その仕組みづくりなどを明らかにするための計画です。
- 市町村社会福祉協議会の「地域福祉行動計画」は、地域住民をはじめ、ボランティア団体、NPOなど多様な団体が参加して策定するもので、地域福祉の推進を目的として、市町村の計画と互いに補完・補強しあうものになります。
- 地域福祉を推進するためには、今こそ、これらの計画が「地域アクションプラン」として策定されることが必要です。
現在、県内では、地域福祉計画を策定しているのは6市町村、地域福祉活動計画を策定しているのは7市町村社会福祉協議会にとどまっています。

※6市町村とは、室戸市、須崎市、土佐清水市、四万十市、佐川町、梶原町
7市町村社会福祉協議会とは、須崎市、土佐清水市、本山町、土佐町、佐川町、日高村、四万十町

地域ごとに、行政や社会福祉協議会をはじめ福祉関係者、地域住民がともに話し合い、それぞれの地域の現状や課題を共有し、その実情に応じた必要なサービスの確保や支え合いのしくみづくりなどを、官民協働で策定され実践されるよう取り組みを促進していきます。

●市町村地域福祉計画、市町村地域福祉活動計画の一体的な策定支援

- ・ 計画策定作業等を通しての住民主体の協議の場づくり
- ・ 福祉サービス・充実に向けた実行性のある計画の策定
- ・ 計画を推進していくための体制づくり

県は、この計画において、高知型福祉を実現するための方向性を示すとともに、着実に地域福祉を推進していくために、市町村と社会福祉協議会が連携・協力し、地域アクションプランとなる地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することを高知県社会福祉協議会と連携して支援していきます。

●地域福祉（活動）計画をととした「新たな支え合い」を促進

- ・住民を含めた官民協働による新しい福祉
「あったかふれあいセンターなど小規模多機能支援拠点の整備」「サロンや健康体操などの予防の取組」「地域のボランティア活動」など地域の連携による様々な人々の支援による質の高い福祉サービスの提供
- ・地域コミュニティの再生・再構築

地域福祉（活動）計画をととし、地域での住民主体の様々な活動を創り出し、地域で核となって活動する組織や人材の育成を行うため、市町村を支援するとともに、高知県社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉の中核的を担っている市町村社会福祉協議会の組織体制の強化や活動を支援し、地域の中心となる人材の育成などに取り組むことにより、地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。



1. 地域福祉計画（市町村）の基本事項

地域福祉計画とは、市町村が、地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策等を明らかにする社会福祉法第107条に基づく計画です。

■計画に盛り込む内容

●法定又は国の指針により計画に盛り込む事項

①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ・福祉サービスを必要とする者への情報提供や相談支援体制の整備
 - ・福祉サービスを利用しようとする者が必要な福祉サービスを選択できる情報提供等の体制整備
 - ・支援を必要とする者が必要な福祉サービスを利用できるためのネットワークや連携体制の整備
 - ・福祉サービス提供に従事する者が専門性や資質の向上を図るための体制整備
 - ・福祉サービス利用者の権利擁護や苦情を解決するための体制の整備
 - ・社会的に支援を必要とする者への対応
- など

②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- (例えば・・・)
- ・地域の課題とニーズを把握したうえで、福祉制度サービスと地域の支え合い活動などの連携
 - ・地域で支援を必要とする者への福祉、保健、医療などの分野が連携したサービスの提供
 - ・地域の支え合い活動や保健、医療などのさまざまな分野と連携した取り組みの推進
 - ・支え合いの拠点となる「あったかふれあいセンター」などの役割
- など

③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- (例えば・・・)
- ・地域住民や地域の団体等が地域福祉の推進への主体的な参加の促進
 - ・地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援や連携
 - ・地域福祉を推進する人材の確保や養成
 - ・拠点確保の支援策
- など



④要援護者への支援に関する事項

- (例えば・・・)
- ・要援護者の情報把握と共有及び支援や体制づくり
- など

●法定以外の事項で計画に盛り込む事項

- 地域住民、ボランティア、社会福祉団体及び施設を運営する者、市町村社会福祉協議会、行政、その他の者の役割（自助・公助・共助の役割）
- など

2. 地域福祉活動計画（市町村社会福祉協議会）の基本事項

地域福祉活動計画とは、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などが、相互に協力して福祉課題の解決に取り組むための全国社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定指針に基づく地域の活動・行動計画です。

地域福祉の推進を目的として組織された市町村社会福祉協議会にとって、地域福祉を推進するための活動方針や活動の役割を示した大変重要な計画になります。

■計画に盛り込む内容

●計画に盛り込む事項

- ① 地域福祉への住民の参加促進
 - ・ ボランティア活動・NPO等への参加促進
 - ・ 見守り活動など地域での支え合い活動の推進
 - ・ 地域福祉活動やボランティアプログラムの開発 など
- ② 地域の福祉課題の解決と福祉サービスの開発
 - ・ 住民が気軽に集まれる場、相談支援のための拠点の整備
 - ・ 住民や地域の福祉課題を把握し、必要な支援（福祉サービス）を実施するためのしくみづくり
 - ・ 地域福祉のネットワークづくり など



3. 計画策定にあたっての大切な視点

住民が地域の情報を共有し、活動しやすい範囲での地域福祉の推進が、きめ細やかな対応や取組につながることから、計画策定にあたっては小地域ごとの話し合いを基本とした取組が大切になります。



(1) 小地域の設定

自治会、町内会、集落、地区、学校区などのエリア

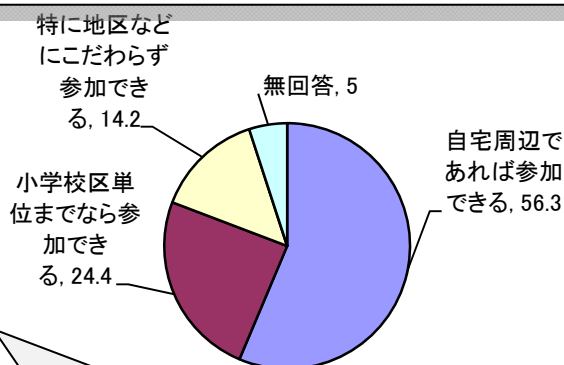
- ・ 地理的状况や地域性から人的・歴史的なつながりが比較的強い範囲
- ・ 地域の活動に住民も含めた関係者が参加しやすい範囲

参考 県民のみなさんの意識は・・・

平成21年度県民世論調査

問

地域の活動に参加する場合の活動範囲は、どの程度までなら参加しようと思いますか？（1つ選択）



住まいから近い「自宅周辺」や「小学校区単位」の範囲内なら、地域での活動に参加しやすいようです。

(2) 地域での協議と実践活動

地域での協議（話し合い）

小地域では、まず、住民、行政をはじめ関係者が集い話し合うことが大切です。

- ・ 現状や課題について情報共有する
- ・ 地域福祉活動の理解を深める
- ・ 課題解決に向けみんなで考える
- ・ 具体の実行計画（アクションプラン）を話し合う



新たに場をつくることは
はないよ！
既存の集まる場を利用
することも
大切だよ。



地域での実践活動

それぞれの地区（小地域）で課題解決のための実行計画（アクションプラン）をつくり、実行しましょう。

地区協議会【イメージ】

計画の進行管理、情報集約、活動の支援、調整

推進活動の展開

- 例)
- ・ あったかふれあいセンターを活用した支え合いやサービス展開
 - ・ 地域での高齢者や障害者、子どもの見守り活動
 - ・ 災害時要援護者の把握

など



行政

地域住民

福祉関係者

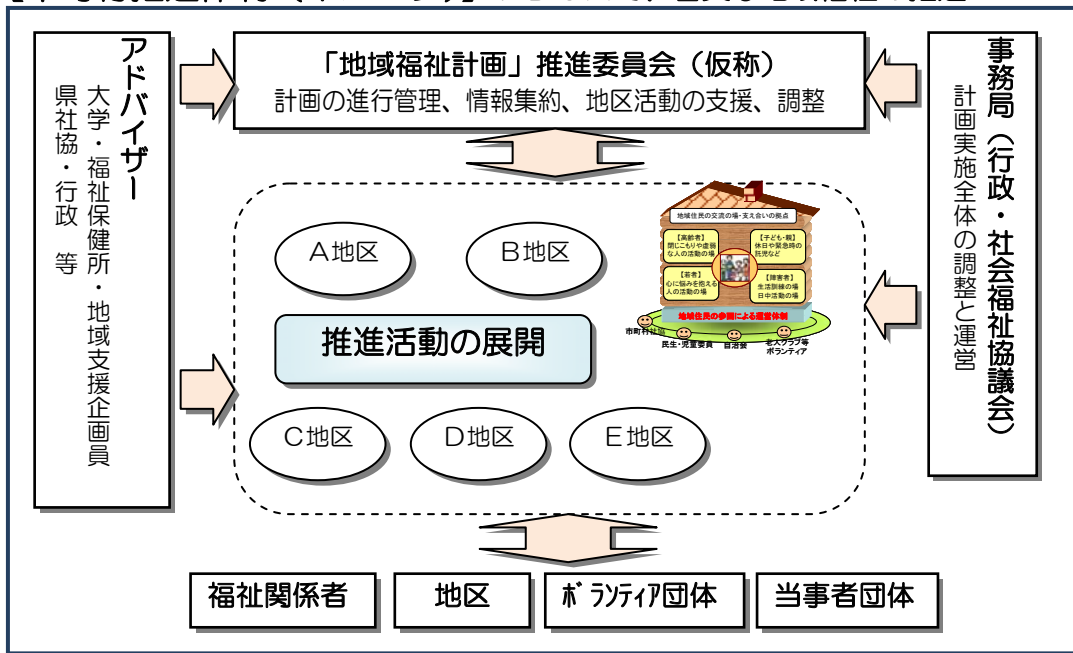
ボランティア団体

当事者団体

(3) 市町村の推進体制

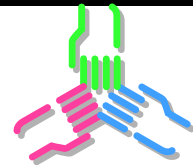
小地域のアクションプランとしての活動を継続支援していくため、市町村や社会福祉協議会、民間団体などがそれぞれの役割を明確にし、推進体制をつくるのが大切です。

【市町村推進体制（イメージ）】PDCAで、着実な地域福祉の推進



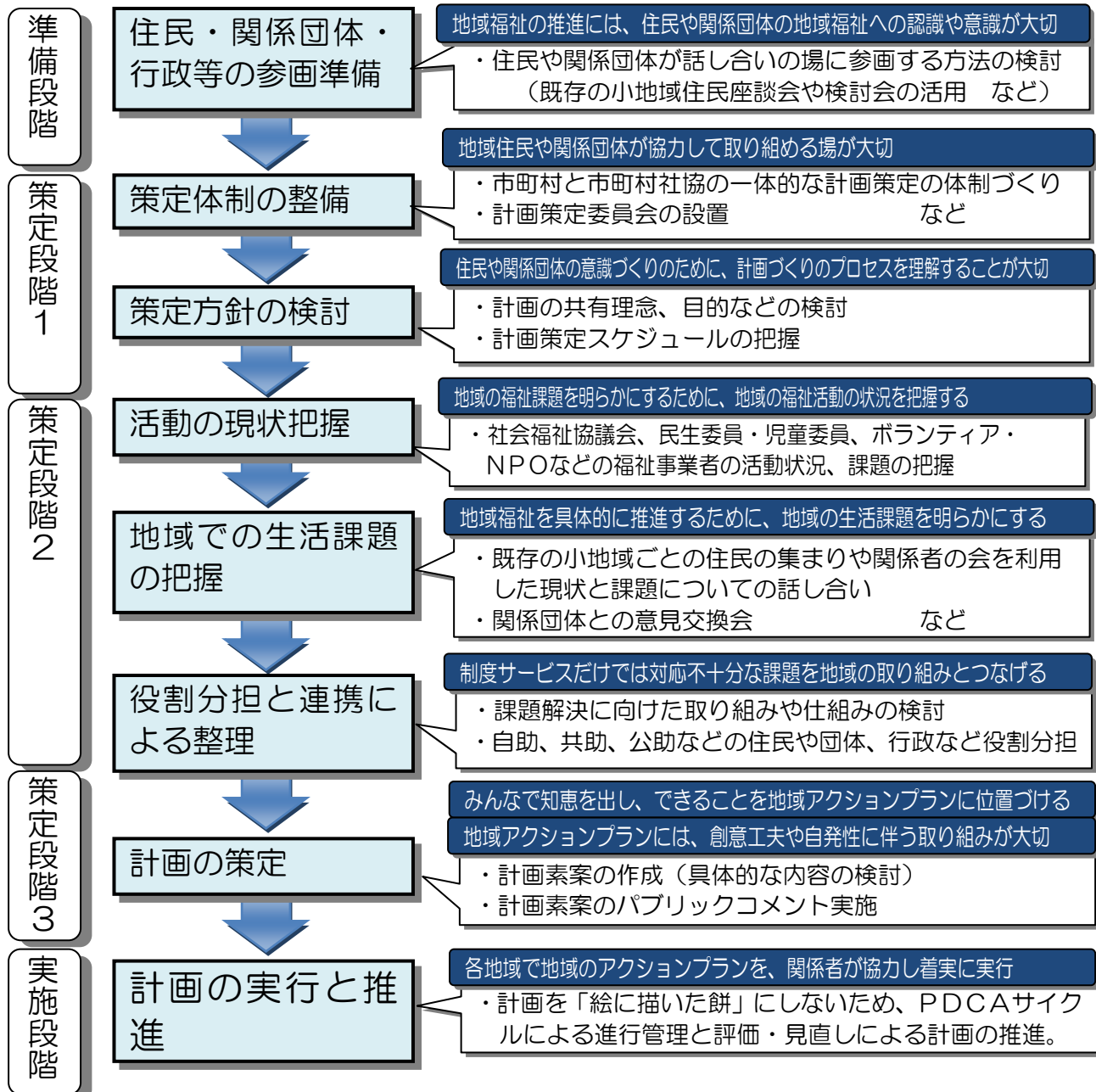
4. 計画の一体的な策定の促進

●地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定方法



○地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定方法や手順には、決まったものではありません。地域の実情にあった方法で計画を策定していきます。



第5章 地域でのしくみづくりの実践例

1. 住民の協働の「場」づくり

実例1 地域力が主体の「集いの場」づくり

- (例) なかよし交流館
- (例) とんからりんの家

実例2 あったかふれあいセンター

実例3 住民が主体となった「協議の場」づくり

- (例) 「みんなで福祉のまちづくり委員会」

実例4 地域での交流事業

- (例) 世代間交流

実例5 地域(集落を守る)

- (例) 文化継承や共同作業などコミュニティ活動の維持、再生

実例6 地域(集落)の活性化につなげるしくみづくり

- (例) 福祉ビジネス・コミュニティビジネス

2. 地域ケアのシステム

実例1 地域共生ケアのシステムづくり

- (例) 福祉専門職と地域との連携による地域ケアシステムづくり

実例2 地域(高齢者等)の困りごとを解決するしくみづくり

3. 地域見守りネットワーク

実例1 地域の見守り活動

- (例) 地区担当職員の配置
- (例) 民生委員・児童委員の活動
- (例) 福祉専門職の見守り活動

実例2 見守りネットワーク

- (例) 地域の見守り協定
- (例) 小地域ネットワーク
- (例) 子どもの見守りネットワーク

実例3 災害時要援護者対策

(例) 個別支援計画づくり

4. 障害者の就労支援

実例1 障害者の就労支援

(参考)

地域福祉支援計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

地域福祉の総合的・計画的な推進

あったかふれあいセンターの取り組み、地域での生活課題への対応など、具体的内容を計画に位置付ける。

市町村

地域福祉計画

- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進
- ・ 社会福祉を目的とする事業の健全な発展
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進
- ・ 要援護者の支援に関する事項
- ・ 関係者の役割（自助・公助・共助の役割）

高齢者の計画

障害者の計画

児童の計画

その他の計画
(NPO・NPO等)

一体的な策定

市町村社協

地域福祉活動計画

- ・ 地域福祉活動への住民の参加促進
- ・ 福祉サービスの開発や拠点の整備
- ・ 地域の福祉課題の把握と対応

連携

支援

高知県

日本一の健康長寿県構想

地域福祉支援計画

- ・ 市町村の地域福祉を進める取組を支援
- ・ 地域福祉推進のガイドライン
- ・ 地域福祉推進の支援

高齢者が安心して暮らせる計画
(高齢者保健福祉計画)

障害者が社会生活で豊かになる計画
(障害福祉計画など)

次世代を担っていく計画
(こども未来計画など)

その他の計画
(保健・医療・地域防災計画など)

県社協

- 市町村社協など福祉関係団体等の支援

連携



地域福祉支援計画策定のための意見交換会における意見まとめ1

資料3

地域で暮らす住民や地域で活躍されている皆様にお集まりいただき、地域福祉の推進について意見交換会を開催

【内容】

1 行政説明

(日本一の健康長寿県構想・地域福祉支援計画(たたき台)説明資料)

2 意見交換 (質疑・ワークショップ 等)

【参加対象者】

地域住民、福祉活動者(ボランティア等)、自治会等役員、福祉事業所役員及び職員、市町村職員、市町村社協職員 など

ブロック名	日時	会場	参加者	関係者	合計
中央西	9月27日 15-17時	いの町総合保健福祉センター 会議室	39	22	61
中央東	10月8日 15-17時	グレース浜すし リゲルホール	47	15	62
高知市	10月12日 15-17時	ふくし交流プラザ 5階研修室A	30	17	47
安芸	10月13日 15-17時	安芸市総合社会福祉センター 3階大会議室	71	13	84
幡多	10月15日 15-17時	四万十市立中央公民館 大会議室	55	12	67
須崎	10月18日 15-17時	須崎市立市民文化会館 大会議室	37	16	53
合 計			279	95	374

行政説明への質疑等(概要)

ブロック名	質疑等	回答
中央西	<ul style="list-style-type: none"> あったかふれあいセンターの交流は、どうか 高知型福祉に期待。老人ホーム等の規則の垣根は除けるか 介護事業所の問題は、人口が少ないから利用者が少ないのは当然のこと 	<ul style="list-style-type: none"> PRの問題など地域ニーズを把握し取り組むことが課題 今後、市町村と事業所と協力し、地域にあった仕組みを検討 1Km²の利用者が少なく、事業者の採算が成り立たない点を説明
中央東	なし	
高知市	<ul style="list-style-type: none"> 土佐市は地域福祉計画を策定していますか。 あったかふれあいセンター事業は、現在と同じ方法で継続可能か。 あったかふれあいセンター事業に期待 高齢者保健福祉計画での施設数の枠 (県計画に市町村の意見を反映できるか。) 	<ul style="list-style-type: none"> 土佐市は、地域福祉計画は未策定。今後、策定予定あり 今後、必要な機能は継続することも含め、検討が必要 第5期の計画策定は、平成24年度になり、計画策定作業は平成23年度から始まる。各市町村の状況を踏まえ、特別養護老人ホームなどの数を検討
安芸	なし	
幡多	<ul style="list-style-type: none"> 国の都市型の施策を田舎に導入されても対応できない。考えてほしい 地域福祉計画の策定主体は行政ですか。意見交換会への行政の参加状況 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画は、地域の実情に応じた計画づくりが基本で大切 地域福祉計画の策定は行政。市町村の行政と社協と一緒に計画策定いただきたい。意見交換会への行政の参加者は少ないが、計画担当者研修会には、市町村行政と社協の両者に参加いただいている
須崎	なし	

地域福祉支援計画策定のための意見交換会における意見まとめ2

意見交換(ワークショップ概要)

意見交換 (話し合いの内容:グループワーク)

- 1 地域の課題
- 2 これからの地域について

※中央西ブロックのみ

- 1 地域の支え合い活動について
- 2 地域で続けていきたい、始めたい地域での活動
- 3 地域の支え合い活動のために必要なこと

地域交流

・地域の支え合い活動はあるが、薄れている(近所、自治会、町内会、地区、人付き合い苦手) ・地域ごとの集会在少ない
・地域への無関心 ・住民の交流が減っている

・多世代交流を持つ ・目的意識別に集いをつくる ・自分が楽しいことを企画 ・人の交流が大切
・共同作業の機会を増やす ・参加しやすい環境づくりが大切 ・待たずに、お互いに共感
・地域特性に応じた取り組みを地域で話してみる ・人の意識が大切(人に関心を持つ) ・地域での交流

地域環境

・空き校舎や家が多い ・特養、GHが少ない ・買物等に不安 ・連携がとれていない ・医療機関がない ・ボランティアが育ちににくい土壌 ・ヘルパーが少ない ・小集落単位で集会者が少ない ・生活支援サービス(介護サービス)の不足 ・生活保護申請者の増加

・誰でも気軽に集える交流の場が必要(公園、公民館の活用など) ・サロンづくり ・定住する場所づくり(集合住宅・長屋) ・地域によって状況が異なり、必要な施策が異なる ・何事も話し合う環境づくり ・移動販売
・社協の相談機能 ・小規模多機能拠点 ・居場所づくり ・ネットワークづくり ・コミュニティ再生 ・空き家の利用 ・駐車場の確保 ・バリアフリーの施設 ・地域でイベントをしやすい環境づくり

支え合いの人づくり

・地域のまとめ役が育たない ・同じ人が地域の役を担っている ・地域のリーダーが大変 ・民生委員の高齢化 ・支える世代や近隣住民の減少 ・勉強したい民生委員多い ・地域活動の担い手(世話役)の不足と負担 ・何もかもボランティアでは難しい ・地域の組織と団体

・地域活動の参加のきっかけ必要 ・コーディネーター養成 ・地域リーダーが大事(リーダー養成) ・住民組織やボラ団体の事務局支援 ・人(の意識)が大事 ・サポーター確保(人材育成) ・地域企業の職員福祉等教育、研修 ・世話役の育成 ・地域リーダー等の担い手の育成 ・NPO団体支援 ・社協のあり方の見直し ・共助のネットワーク、つながり ・担い手の連携 ・行政と地域をつなぐ役 ・支える人、仕組みづくり

高齢者

・高齢者割合の増 ・独居高齢者の増 ・夜の不安 ・老人クラブ未加入者 ・ゆずり合いない ・孤独(引きこもり等) ・通院、買い物等の足の問題 ・訪問医が少ない ・介護サービス不足 ・ヘルパーが少ない ・夜間対応できる介護事業所が少ない ・緊急ショートが使えない

・お年寄りの安否確認 ・高齢者の福祉住宅の整備 ・高齢者同士の交流(孤独、引きこもり防止) ・気軽に集えるサロン(送迎はあった方がよい) ・高齢者の話し相手になる活動 ・サロン型デイサービスを増やす ・独居高齢者の支援 ・地域ケアには自助努力必要 ・高齢者の活動を増やす(活動の場) ・高齢者のいきがいつくり ・日常生活の手助け(サポート)

子ども

・急病、急仕事、休日、夜間の子守り不足 ・保育サービスの延長時間が少ない ・子育てボランティア不足 ・子どもが外で遊ばない ・不登校

・通学時の交通安全見守り(あいさつ運動) ・読み聞かせ ・子どもの居場所づくり ・子育ての集いの場 ・緊急時に子どもを預かってくれる場 ・育児サポーター ・子育て環境の整備 ・子育て広場でのつながり ・子育ての情報と場 ・子育て支援の充実 ・病児保育 ・延長保育 ・学童保育 ・放課後の児童の安全確保 ・子育て母へのサポート(リフレッシュ)

家庭

・核家族化 ・高齢者夫婦の増 ・家族関係の希薄化 ・家族機能の変化 ・家族の支え合いがない ・家族が行政を頼りすぎている

・身内の協力が必要 ・家族の意識づくり ・身内の支え合い必要

交通

・公共交通手段が少ない ・アクセス方法の減少 ・交通が不便 ・集う場までの足がない ・受診、買物等の移動手段問題 ・外出できない ・公共交通の撤退 ・道路の整備が遅れている ・移送サービスがない

・通勤を利用した送迎サービス ・交通手段等の支援 ・通院、買い物等の移動手段 ・乗り合いタクシー
・道路の整備 ・外出時の移送(ヘルパーの24時間制)

その他

【情報】	【障害者】	【防災・災害】	【雇用】	【福祉サービス】	【人口減少】 【少子高齢化】	【行政】	【費用】	【健康】	【計画】	【集落減少】
集まりが情報源、小さな地区の情報共有の仕組みづくり	働く場がない、見守り、障害者台帳づくり(防災等)、相談から対応につながらない、認知症の啓発、障害者サービスが少ない	自主防災のリーダーが必要、住民主体の防災訓練、災害時のマニュアル作成	働き方の変化、一次産業の後継者不足、働く場が少なく収入減、働く場の確保	選択できるサービスが少ない	人口減少、少子高齢化進行、未婚者の増加、仕事がないから結婚できない、離婚者が多い	横のつながりが少ない、行政窓口の手続きしにくい(早く)、財政問題	福祉サービスの費用負担	健康管理が大事、特定健診未受診者へのペナルティ	計画は実施が必要、取り組みは1つか2つ(優先順位)	人口、世帯数の減少、集落減少で地域が成り立たない

地域福祉支援計画 検討スケジュール(案)

1/26 社会福祉審議会 諮問、専門分科会の設置、スケジュール確認

・基礎データ整理、県内の地域福祉活動の把握、関係者ヒアリング、
計画骨子(案)の作成、庁内検討会 等

5月31日 第1回専門分科会 【計画骨子(案)、基本事項の確認等】

・地域福祉関係団体との意見交換、県内の活動事例の調査・分析、
庁内検討会、理念と基本施策(案)の検討

8月30日 第2回専門分科会 【課題、理念、基本施策の検討等】

・計画書タタキ台(意見交換会用)、庁内検討会、事例調査 等

9月27日～10月18日 県下6ブロックで意見交換会

11月10日 第3回専門分科会 【計画書(原案)の検討】

12月頃 社会福祉審議会 「高知県地域福祉支援計画」(案)の検討

1月頃 パブリックコメント

2月頃 第4回専門分科会 高知県地域福祉支援計画(案)

3月頃 社会福祉審議会 地域福祉支援計画案の承認、答申

市町村地域福祉計画の取り組み

6月1日 第1回地域福祉(活動)計画に関する研修会
10月6日 第2回地域福祉(活動)計画に関する研修会
(市町村・市町村社協の合同研修)

市町村地域福祉計画・市町村社協地域福祉活動計画 に着手

《地域福祉(活動)計画の策定手順》

地域の福祉課題、制度サービスの隙間等の整理

アンケート調査、関係者へのヒアリング調査、制度サービスの
現状及び課題 等

地区別の住民座談会 《2回程度》

地域の良いところ、不安や課題、目標などをワークショップ
手法などで検討

地域福祉計画・作業部会 《複数回》

地域福祉計画・策定委員会《複数回》

計画の策定

反映